

ことを要す

- (四) 世界の物價水準の甚しき攪亂その他状況の急變により、緊急的事態發生する場合には、委員會議長は隨時委員會の再招集をなすことを得べく、この場合には協定に例外的變更を加ふることあるべし
- (五) 本案には有らゆる關係國の參加を希望するも、現に進行中の各國政府相互間の通商條約締結交渉の繼續は、勿論容認すべきものとす
- (六) 佛、伊兩國政府の留保の主眼たる、ドルその他金本位停止國の爲替相場下落に伴ふ懸念に對しては適宜例外規定に依つて保障の方途を講ずる
- (七) 日本の希望、即ち協定參加國の違反に對する報復權は之を認む、松平代表より通告の右協定案受諾は、本國にて勅裁を仰いで後、はじめて正式のものとなる旨の留保も、議事録に留めて之を確認す

(184)

九 日本の態度

世界經濟會議に對する日本の態度に關しては外務、大藏、陸海軍、商工、農林の六省聯合會議に於いて、世界經濟會議豫備委員會で作成された六項目の議題に關する對案と、該議題以外の豫想される經濟問題に關する對案との二部に分たれた原案を作成したが、その内大體左の如きものを想像されて居る。

一 通貨經濟

A 帝國政府が多年機會あるごとに通商衡平の原則確保の必要を主張して來たことは關係列國のすでに諒承してゐるところで、來るべき世界經濟會議での右原則の確立に關して列國間に十分の了解が成立することを期待するものである、けだしわが國産業組織は原料品輸入、製成品輸出を基調としてをり、かつ地理的特殊性により海運業がわが國經濟組織の重要部分を構成してゐる關係上關稅障壁の撤廢、國際爲替の安定、資本移動の再開始、外國沿岸貿易の自由などが現在の梗概狀態から解放さるべきことを提唱する。

B 金本位制の復歸に關しては世界の金現在總額の約七割強が米佛二國に偏在し、わが國のやうに極めて小額を保有してゐる状況の下では、これは無條件承認を與へることは困難であり、わが國としては各國貨幣の金純分比價が適當の程度に切下げらるべきことを要求する。

C 銀價の吊上げおよび安定に關しては米國等は銀産國であり、また英國は銀貯藏國たるインドを控へてゐる關係上、これに無條件賛成を與へるであらうが、わが國のやうに銀通貨國たる支那および南洋を隣接市場としてゐる關係では吊上げよりも銀價安定を第一義とする、けだし銀相場を不當に吊上げる時は表面銀使用國の購買力を増加するが、これら諸國の生産原價を高くし、經濟界に全面的混亂を招來することなきを保し難いおそれがあるからである、もつとも銀を本位貨として採用し金銀複本位を樹立しようとするにおいては、わが國もこれを應諾する用意があるものである。

D 關稅障壁の撤廢はわが國の望む所だが、現行わが國關稅制度はその制定が列國に比して古く稅率も諸外

(185)

國に比して低率であるから、これを引下げ統制する場合は右特殊の事情が考慮されるべきことを要求する。

二 極東問題、不戰條約強化問題

A ワシントンならびにロンドンで極東問題が公式もしくは非公式に議題となる場合は滿洲國獨立問題が單獨かつ未完成問題として取扱はれる限り、斷乎として反對意思を表明する、もつとも滿洲國に關し政治、經濟、財政、社會問題等に關して何等かの質疑があれば、出来るだけの説明を與へると同時に滿洲國獨立確證を前提とし、日支滿三國關係の正常狀態復歸が、極東の政治的および經濟的狀態を著しく改善するに至るべきこと、支那の排外ポイコットが極東市場攪亂の動因たることを指摘しその是正に必要な提案をすること。

B 不戰條約の強化に對しては主義上異議がない、たゞし、侵略者並びに條約違反行爲の解釋および定義に關して合義制を採用すること、乃至は自衛權の解釋に關してみだりに第三國の發言を認めるやうなことに關しては無條件に賛成しがたく極東の特殊の事情を無視し、英米本位の安全保障方法をそのまま、極東に適用しようとするにおいては、主義上反對せざるを得ない。

三 軍縮問題

極東の新事態すなはち滿洲國の獨立と日滿議定書の主旨にもとづき陸海空三軍の上部構造を現有勢力以下に低減し得ないことは、さきにジュネーヴ軍縮會議に提案した通りこの主張はあくまで保留する。

戰債賠償問題發展史

戰債賠償問題は、歐洲大戰の生んだ世界最大問題の一つである。今日に於いては、戰債といふも賠償といふも、離れぐの問題ではなく、相互に糾へる繩の如く絡みあつて、最早兩者を別々に解決せんとするが如きは、思ひもよらないことになつて來てゐるのである。

併しながら、この問題の歴史を顧みれば、國際關係の表面に於いて、波瀾曲折を極めたものは、獨逸を中心とする賠償問題の大渦巻である。而してその發端は謂ふまでもなくヴェルサイユ平和條約の成立に始まるのである。

一 平和條約賠償篇

一九一九年六月、ヴェルサイユに於ける平和會議は、幾難關を経て、遂に平和條約の調印を了し、最後の幕を閉じた。しかしながら、關係各國の利害關係が極度に錯綜してゐる爲めに、賠償問題の最も具體的な重要條件に就ては遂にその決定を見るに至らなかつた。即ち獨逸をして幾何の賠償金を支拂はしめるか、及びドイツが支拂ふべき賠償金を如何なる割合で、聯合國間に分配すべきか、の二問題は、これを後に來るべ

き賠償委員會によつて決定することゝなつたのである。

平和條約第八篇賠償篇は、要約すれば次の事項を決定したのである。

- 一 ドイツが賠償すべき種目を、直接の軍事行動の結果普通人民の被りたる損害に限り
- 二 さし當つて、ドイツをして、一九二一年五月一日までに二百億金貨マルクを支拂はしめ
- 三 賠償金總額及支拂方法は、一九二一年五月一日までに、賠償委員會をして決定せしめ
- 四 ドイツ國の支拂ふべき賠償金は、同盟及び聯合國政府間に於いて、一般的衡平及各國の權利を基礎として、決定せらるべき割合を以つて分配する。

右の如き結果を見るに至つた平和會議に於ける空氣は、聯合國側としては、ドイツをして、戦費の全部を支拂はしめんとするものであつたが、アメリカ大統領ウィルソンは、これに對して、ドイツが經濟的に支拂不可能なることゝ、戦争そのものがビジネス的性質を有するものでない、といふ見地から反對し、彼の提案に基いて、ドイツをして、先づ非戦國民に與へた損害を限度として、支拂はしむることに妥協されたのである。併しながら、軍事年金をも、この範圍に屬さしめるかどうか、に就ては更に異論續出し、最後迄イギリスは最も強硬に主張した結果、遂に賠償金は、非戦國民への損害、軍事年金、ベルギー戦債を包含することに決定を見たのである。

賠償金額は、賠償委員會を任命して一九二一年五月一日までにその總額を決定せしめることゝし、その決

定を見る迄に、ドイツは、二百億マルクを支拂ふべきことを、要求されたのであるが、この委員會の任命に當つて、アメリカは、これに代表を送ることを拒絶した爲めに、この委員會に於ける指導權をめぐつて英佛兩國の間に激しい暗闘を内包しつゝ、ドイツに對する敵本主義は著しく強められた。しかも戦後の歐洲に於いて此の賠償委員會は、少くともドーズ案の成立を見るまでに最も重要な政治的役割を演ずるに至つたのである。

二 スパア協定の成立

ヴェルサイユ平和條約の效力は、一九二〇年一月十日から發生する。同月二十二日ホテル・アストリアに於いて發會式を擧げた賠償委員會は、世界一流の財政經濟の専門家を網羅してはゐたが、附託された重要問題の直接的決定といふ問題は、餘りにも重荷に過ぎた。此の年の始めより數次に互つて、列國首腦者の會合が開かれたのは、その故である。

四月十九日、日、英、佛、伊、白の代表者はサン・レモに於いて、最高會議を開いた。賠償問題に關する第一次の會合であつた。此の會議は、ドイツの軍事問題をも議したのであるが、賠償問題に就いては、五月二十五日から、スパアに最高會議を開き、ドイツの當局者も招いて、その意見を聴取した上で、賠償金額及びその支拂方法を決定することになつた。併しながら、間もなく英佛密約の成立の風説等傳はり、ブローニユの

豫備會議、つゞいてブラッセルの最高會議等、多少の曲折があつて、會期は遅れ、スバア會議は、七月五日に開かれたのである。

賠償金の分配率決定す

七月十六日、日、英、佛、伊、白、葡の各國政府は所謂スバア協定に署名調印した。同協定により、賠償金の分配率は左の如く決定された。

A ドイツより受領する賠償金の分配率

フランス	五割二分
イギリス	二割二分
イタリア	一割
ベルギー	八分
日本	七厘五毛
ポルトガル	七厘五毛
ギリシヤ、ルーマニア、ユーゴ・スラビア、 及本協定に署名せざるも賠償金を受くべき權 利ある他の國家	六分五厘

B オーストリア、ブルガリア及びハンガリーより受領する賠償金の分配率

1. 半額はAの各國間に、右の分配率により分配する。
2. 他の半額は、

イタリア	四割
ギリシヤ、ルーマニア、ユーゴ・スラビア、 及本協定に署名せざるも賠償金を受くべき權 利ある他の國家	六割

賠償金總額及支拂計畫

次に残る問題は、賠償金支拂總額と支拂計畫の決定である。これが爲め同年十二月十六日ブラッセルに於いて、聯合國及ドイツの専門家會議が開かれたが、翌年一月、パリで最高會議が開かれることになつたので、何等議することなくして、一九二〇年は暮れた。

- 一九二一年一月二十四日、パリ最高會議が開かれ、こゝに賠償支拂總額を、次の如く決定すべしとなした。
- 一 ドイツの賠償支拂總額を二千二百六十億金貨マルクとし
- 二 その年賦支拂方法は

一九二一—二二年 二十億

一九二三——二五年	三十億
一九二六——二八年	四十億
一九二九——三一年	五十億
一九三二——六二年	六十億

その以外に、一九二二年五月一日以降四十二年間、ドイツの輸出額の一割二分に相當する金額を、賠償として徴收すること

聯合國の保證占領

右の如き案は、一月二十九日付を以つて、ブリアンから、正式にドイツに通告し、三月の初めドイツの代表者をロンドンに招いて、その回答を求むることとなつた。

三月一日ロンドン會議に出席したドイツ代表シモンズは、パリ最高會議の決定に反對を表明したので、聯合國側は、三月七日までに、ドイツはその決定を承認すべきことを要求し、之に應じない場合には、デュイスブルグその他二都市を占領し、ライン沿岸に關稅線を設置し、聯合諸國は、ドイツよりの輸入品の價格の一部を留置すべしといふ、強制手段を實行すべきことを通告した。ドイツはこれに對して、上部シレジアをドイツに留保し、ドイツに完全なる貿易の自由を認むることを條件として、パリ決定の定額の年次金を、最初の五ヶ年間支拂ひ、又一割二分の輸出税の代りに、他の之に等しい實物を給付すべきを回答し、聯合國は

勿論これを不十分なりとして會議は決裂したのである。

かくて翌八日、フランス軍は、デュッセルドルフ、ドウイスブルグ、ルールオルト等のドイツ諸都市を占領した。その日ドイツ大統領は、『世界戰爭に於ける敵は、ヴェルサイユ條約に違反し、ドイツの領土を新たに占領せんとしてゐる。我等は最早武裝しないが故に、暴に報いるに暴を以てすること出来なけれども、尙ほ正義の聲を理解する萬人に對し、權利が暴力によつて蹂躪されたことを絶叫する』との悲痛な宣言をなした。

この聯合國の保證占領は、最高會議決定に付いての三月七日の期限に對する、ドイツの服従拒絶を契機として、行はれたものであることは謂ふまでもないが、未だ賠償金總額の決定されない一九二二年一月に於ける賠償先拂金二百億金貨マルクに關する紛争の結果とも見るべきものである。即ち、ドイツは石炭その他既に戰勝國に讓渡された物品が、二百億金貨マルクを超過せることを主張したが、賠償委員會は、これを見積り過大なりとして、更らに百二十億金貨マルクを支拂ふべきを命じたに對して、ドイツがこれを拒絶したので、賠償委員會は、ドイツが賠償義務を怠れるものとして、實力發動を促がすに至つたのである。

戰爭終結後日猶淺い爲め、聯合國側のドイツに對する憎惡の念は、未だ熾烈を極めてゐたので、かくの如き實際行動に出たのであるが、これに對してドイツは、アメリカの勢力に依頼せんとして、『ドイツは、その給付能力の範圍内に於いて、賠償支拂をなし、かつその財政上の給付能力に就いては公平なる専門家の審査を

受け度い』といふ覺書を送つたが、これに對して、アメリカは『米國政府は、戦争の責任ドイツにあるが故に、ドイツは能ふ限り、賠償支拂をなすべき、道徳上の義務を有すと認む。但し、右覺書中のドイツの正當の希望を酌量し、新なる基礎に立ちて、聯合國との協定を開かんことを期す』といふ回答を寄せた。即ちアメリカは、ドイツの思ふ通りには動かなかつたのであるが、扱て、三都市を占領した聯合國としても、占領は要するに、ドイツをして賠償せしむる威嚇手段に過ぎないのであるから、賠償可能の方法に就いて、賠償委員會を活動せしめるより外に、仕方がなかつたのである。

ドイツ最後通牒案を受諾

四月二十七日、賠償委員會は、遂に左の如き要旨による賠償支拂計畫を決定した。

ドイツの賠償支拂總額を千三百二十億金貨マルクと決定し

一 この金額に對し

- 第一種證券 (A) 百二十億金貨マルク
 - 第二種證券 (B) 三百八十億金貨マルク
 - 第三種證券 (C) 八百二十億金貨マルク
- の三種の證券を發行する。

二 右の中、C種證券は、ドイツの經濟力復興し、充分なる支拂能力を有するに至るまでは、之を無利子の

据置の債務とする。

A種及B種の證券に就いては、直ちに證券を發行し、毎年その額面價格に對して年六分(五分の利子を含む)に相當する金額を支拂ふことを要する。これによつて、元本償還に充當せらるゝ金額は、最初の年は一分だけであるが、二年目からは、元本が減少するから、隨つて利子の支拂額が減少し、その減少額は、元本の償還額に振當てられる。かくして三十七年間に、元利金を皆濟せんとするのである。

三 A種及B種の證券は、合計五百億であるから、ドイツは、毎年その六分、即ち三十億金貨マルクの支拂を爲さなければならぬ。その財源として、ドイツは毎年二十億金貨マルクの確定年金(一月、四月、七月、十月の各十五日毎に、五億宛支拂ふ)と、輸出額の二割六分に相當する金額(二月、五月、八月、十一月の各十五日毎に、前三ヶ月の輸出額を基礎とし、その二割六分を支拂ふ)を以つて之に充てるのである。

四 一九二一年度だけは、特に二十億金貨マルクの支拂に代へて、五月末日までに、金貨、承認された外國手形又は三ヶ月後拂のドイツ大藏省證券を以つて、十億金貨マルクを支拂はしめることとし、輸出額の二割六分に相當する金額の支拂に付いては、その始期を一九二一年十一月十五日と定めた。

賠償委員會は、この案を、ドイツに提示したが、勿論ドイツはこれを拒絶した。かくて五月十一日聯合國はドイツに最後通牒を送り、不承認の場合にはルール地方を占領すべき旨を傳へた。ドイツのウイルト首

相は『國家と、その統一とを維持し、吾人の自由を確保する爲めには、物質的犠牲を甘受しなければならぬが故に、政府は最後通牒を受諾し、全力を擧げて、その履行に努む』と宣言して、遂に對獨最後通牒を受諾したのである。

三 ドイツの經濟恐慌とミール占領

マーク暴落の嵐

所謂天文的數字の賠償金の重荷を、負せられたドイツは、こゝに、戦時にも勝る經濟的破綻の受難時代に、遭遇するに至つた。

ドイツは、一九二一年度の支拂として、ともかくも、最初の十億金貨マルクに對して、五月末までに、現金一億五十萬金貨マルクと八億五千萬金貨マルクの大藏省證券とを以つて支拂を了し、又十一月十五日に支拂ふべき輸出額の二割六分に相當する第一回の割賦金三億金貨マルクも亦、實物を以つて引渡を終つた。

右の賠償金支拂は、當時のドイツの状態に於いては、まさにその最善の努力を傾けたものであつた。歳入不足は九百億紙幣マルクを示し、これが爲めドイツ政府が濫發を餘儀なくされた不換紙幣は、夥しい額にのぼり、マルク相場は忽ちに暴落して、一九二一年の經濟恐慌の嵐は、年末に至つて更らにその度を強め、十月にドイツは、フランスに對して賠償金の代りに物品を以つて引渡し得ることに協定したが、そのみでは、

とても、ドイツの財政的破綻を救ふに由なく、十二月十四日、ドイツ政府は、聯合國に對して、一九二二年一月及二月の部分の支拂猶豫を求めた。

ドイツのかくの如き財政的混亂、賠償金支拂不履行に對し、ひたすらドイツ人を憎惡するに急なるフランスは、殆んどドイツに對する經濟的考慮を拂ふ冷靜を缺き、その誠意を疑ひ、義務不履行を激怒するのみである。一九二二年一月ポアンカレ内閣の成立は、この態度に一層拍車をかけ、武力を以つてしても、その支拂を強制せんとするの勢を示しつゝあつた。

一方、英國の態度は、この頃著しく變化して來た。國際經濟の情勢を顧みずに、賠償問題を決定處理することは、終局に於いて、各國の不幸を招くことになる、と主張する學者の意見が擡頭して來たのであるが、英國の態度はフランスに比して、かなり冷靜の度を加へつゝあつた。

賠償委員會も亦銀行家委員會を任命し、獨逸への借款の可能性を調査せしめたが、しかし金融制度の破壊と、賠償問題の不確實な現状では、不可能であると決論された。

此の間にあつて、ドイツのマルク相場は一九二二年一月對米爲替一六二マルクであつたのが、九月には、一、三〇三マルクとなり、十二月には六、八六五マルクといふ底知らずの暴落を示したのであるから、ドイツ政府並に國民の困難は言語に絶するものがあつた。

七月に入つて、ドイツは遂に、賠償委員會に對して二ヶ年のモラトリアムを要求した。フランスはこれに

對して、ドイツの産業資本の差押並にラインランドの貿易管理を條件としたが、對獨感情の變化したイギリスは、これに反對し、遂にモラトリアムに關する協定が不成立に終つたのは、この年の十二月である。同月二十九日、アメリカ國務卿ヒューズ氏は、強力的手段によつて、賠償を得んとすることに反對、の旨を聲明し、遙かにフランスを警告するところがあつたが、フランス國民の狂的昂奮を壓へることの出来ないポアンカレ氏の決心は、遂に動かすことが出来なかつた。

ルール進軍

一九二二年十一月末までに、ドイツは材木（電信柱）二十萬本を譲渡すべき筈であつたが、未だ五萬九千本にしかならなかつた。これを以つて賠償篇第十八條の『故意の不履行』と同一義を有するものと、決定した賠償委員會が、更らに翌年一月九日、石炭引渡に關するドイツの『故意の不履行』の確認をなすに及んで、翌日、佛白兩國は共同して、ドイツに對し、ルール占領の通告を發し、十一日にはエッセンに兵を進め、十五日にはボーヒウム及びドルトムント地方に進出し、遂にルール地方を占據するに至つた。ルールはドイツの石炭及び鐵の八〇%を産出し、鐵道運轉の七〇%は、このルール地方の供給に頼つてゐるのであつた。

これに對してドイツの執つた態度は、ルール地方に於ける一切の生産活動から手を引くといふ、所謂消極的抵抗であつた。ルール占領の結果を要約すれば、次の如き事態の惹起を見たのである。

一 ドイツは唯一の鑛山地帯たるルールを奪取された爲めに、工業の運轉休止を餘儀なくされた。

二 占領地から引上げた官吏、鐵道従業員等の救濟、並に工業、鐵道に對する補助等の爲めの浮動公債は、

一月末の二兆マルクから三月末の六兆マルクに及んだ。

三 従つてマルクの慘落は、想像を絶し、對米相場は前年末八千マルクであつたものが、一月末には五萬マルクに、夏には一億マルクに達し、英貨一ポンドに對しては、實に四十二兆五千萬マルクといふ天文學的數字を現出するに至つた。かくて、國內の政治的經濟的不安は、極度に高まり、内閣は短期間に、相次いで瓦解した。

四 佛、白側にとつても、占領の効果は豫期に反し、從來千三百五十萬トンとれた實物賠償炭も占領による強奪方法をもつてして、僅かに四百四十萬トンを出でず。多額の出兵費も亦フランス財政を悪化に導いた。かくて、八月に至り、ドイツは全く疲弊し、フランスと協定を結び、消極的抵抗はこれを停止したが、ドイツの賠償金支拂に對する望みは、益々稀薄となつた。

四 ドーズ案の成立

一九二三年五月、六月二回に互つて、ドイツは聯合國に對し、賠償に關する新提案を爲したが、いづれも直ちに斥けられた。九月に至り、ルールの消極的抵抗の中止と時を同うして、アメリカ新大統領クリッヂは、その就任演説に於いて『獨逸の支拂能力審査の爲め、委員會を設くることを適當とする米國從來の主張

はこれを維持すべし」と宣言した。

この機会を逸せず、イギリスは、ドイツ支拂能力審査委員會設置に關する提議をなしたが、依然、頑強なフランスの主張の前には、一度び立消えとならざるを得なかつた。さりとして、その外に打開すべき方途のある筈もなく、遂にポアンカレの失脚と共に、フランスは賠償支拂總額の問題に觸れないで、數年間のドイツの支拂賠償額を決定する爲め、賠償委員會に從屬する専門委員會を組織することを提議した。

かくて、賠償委員會は、二つの専門委員會を設けた。一九二三年十一月である。即ち第一専門委員會は米人ドーズを議長とし、『ドイツの財政整理及通貨安定』に關するものであり、第二のそれは、議長に英人マツケナーを据えた、『ドイツより國外に出し得る資本額の決定方法』に關するものであつた。

ドーズ委員會の執つた原則は、ドイツの債務は最小限度に於いて、聯合國の債務に等しかるべきこと、ドイツの税率は、聯合國のそれに等しかるべきこと、の二であつた。これは聯合國側の賠償問題に對する態度の根本的變化を示すものである。換言すれば、從來の單なる臆測の範圍から脱して、これを實在の世界に引きもどしたものであり、政治上の問題から、經濟の埒内に移さんとしたものである。

かくの如き原則のもとに、ドーズ委員會がドイツの賠償支拂能力を考究した結果、ドイツをして賠償金を支拂はしむるには、先づ豫算の均衡、通貨の安定、及び經濟活動の恢復が必要であり、これが爲めにはルール占領を撤回するの要あるを認められた。つまりドイツ財政の建直しに、その出發點を求めたのである。

ドーズ案の内容

第一年（一九二四—二五）	總計	十億金貨マルク
第二年（一九二五—二六）	“	十二億二千金貨マルク
第三年（一九二六—二七）	“	十二億金貨マルク
第四年（一九二七—二八）	“	十七億五千萬金貨マルク
第五年（一九二八—二九）	“	二十五億金貨マルク

第五年度の二十五億金貨マルクを以つて、第六年度以下の標準支拂額とし、これにドイツの繁榮の程度によつて算出された不確定年次金（追加支拂額）を加算する。

右の案の實現を可能ならしめるために、ドーズ案は、ドイツに經濟的援助を與へる計畫を立てた。その要點は、同時にまた、ドーズ案の特徴をなすものである。

ドイツの通貨安定並に財政整理の爲め、第一年度に於いて八億金貨マルクの外債を發行し、紙幣發行權を政府の手より、獨立の新銀行に移す。而して賠償金の支拂に關しては、最初の間は豫算に編入せず、外債の手取金並に鐵道債權の利子を以つて支拂はしめ、ドイツの經濟復興を援助する。第三年度に於いて、政府豫算は、一億一千萬金貨マルクの賠償金を負擔し、第五年度以降は、賠償金の半額即ち十二億五千萬金貨マルクを豫算に計上することとし、他の殘額は、鐵道及び他の特定産業の收入によつて當てる。

これ等の必要上、ドイツ政府は、百十億金貨マルクの鐵道債券を發行し、五分の年利及一分の減債基金を積立てること、更らに同様の條件下に五十億金貨マルクの工業債券を發行することを規定された。これに加へて、賠償金支拂の爲め運輸税が課せらるゝことゝなつた。

以上がドーゾ案の内容の要點であるが、これによれば、ドイツ賠償金の支拂年限については、何等觸れるところがない。また、年次金は、最初の五ヶ年分は確立してゐるが、その以後の分については、所謂『標準支拂金』と『繁榮指數による増徴』とが規定されてゐるだけで、確定的な數字は提示されてゐない。従つて賠償總額は不明であり、ロンドン協定による千三百二十億金貨マルクを認めてゐるかどうか、を推定すべき何等の根據も求め得ない。

五ヶ年間の支拂内容を、一括して示せば次の如くである。

(單位百萬金貨マルク)

資源	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度
豫算	1	1	20	50	1,250
運輸税	1	250	250	250	250
鐵道債券	200	550	550	600	600
鐵道優先株賣却	1	250	1	1	1

工業債券	1	250	250	300	300
公債	800	1	1	1	1
合計	1,000	1,310	1,010	1,750	2,500

第六年度以降、即ち一九二九—三〇年度以降は

一 ドイツの歳出入合計(但その年度に於ける平和條約上の支拂額を控除)

二 ドイツ輸出入合計

三 鐵道運輸量

四 ドイツ國總人口

五 砂糖、煙草、ビール、酒精の總消費價格

六 一人當り石炭及褐炭消費量

の六要素をもつて、その國力増進指數(繁榮指數)を作成し、その指數によつて、不確定年次金を算出し、これを標準年次金二十五億マルクに加算して支拂額とする。

賠償金支拂の保證

ドーゾ案は、ドイツの賠償金支拂保證の爲めに、歳入、發券銀行、鐵道の三部門より、その財政經濟を實際管理のもとに置いた。これは固より、ドイツの反對するところであつたが、ルール恢復の代償として、遂

に承認を餘儀なくされたのである。

歳入に就いては、酒精、煙草、麥酒、砂糖税、關稅の諸收入を、賠償金準備として積立て、賠償年賦金の支拂完了までは、他の用途に使用するを許さず、管理者として特別の委員が任命された。

獨立に創設された發券銀行は、半數の理事を外國銀行家を以つて任命し、その活動は、外國管理者の監督下に置かれた。

鐵道經營並に鐵道債券も、賠償金支拂に適する如く監督されることになつた。

而して、これ等全體の賠償金支拂保證の管理者の上に、賠償金事務總長が任命された。

最後に、賠償金の現實の支拂方法即ち外國輸出の問題である。所定の賠償金を債權國に移す時、起るべき國際金融の複雑な問題を解決すべく、賠償金引渡委員會が任命された。これによつて、ドイツは爲替變動に對する危險負擔を免かれ、中央委員會を通じて、この委員會にドイツ貨幣を以つて支拂ひ得ることゝなつたのである。

以上の如き内容を持つドーズ案は、一九二四年八月、ロンドン會議に於いて承認され、佛、白兩國は、一九二五年八月迄に、ルールから撤兵することゝなつた。

ドーズ案の實施

ドーズ賠償案によつて、ドイツの得たところを要約すれば、ロンドン協定による膨大な賠償金總額は、實

質的に廢棄され、賠償支拂は、ドイツの財政的恢復を、可能ならしめつゝ行ふ原則が採用され、従つて、ヴェルサイユ條約の定めたドイツ膺懲制の基礎が解消されたと云ふことが出來よう。

而して、このドーズ案による支拂義務は、ドイツによつて、如何に履行されたか。

ドイツは、ドーズ賠償年次金支拂の爲めに必要な金額の調達も、また調達された金額の引渡しも、一九二九年八月三十一日をもつて終る第五年度分まで、滞りなく完済したのである。だが、滞りなく完済する爲めに、ドイツの拂つた犠牲は、遂に、それ以後の繼續支拂を不可能ならしめたところの財政經濟狀態の惡化を、招來したのである。

今、ドーズ案下五ヶ年間に於ける賠償支拂實額を見ると、總計七十九億七千萬金貨マルクで、これに利子及び爲替差益金二千三百萬金貨マルクを加へると、七十九億九千三百萬金貨マルクとなり、これが賠償金引渡し委員會を通じて、それらの債權國へ引渡された總額である。（此の間、日本は四千五百萬金貨マルクを受領してゐる。）

右の成績を擧ぐる爲めに、ドイツの財政經濟は如何なる狀態に立ち至つたか、先づ八億の公債は直ちに募集され、通貨の安定は、各國中央銀行の協力によつて達成されたが、中央銀行は、ドイツ産業への融資を制限し、産業は外國資本にその資金を求めると共に、各部門に於いて、資本勞働兩方面に高度の産業合理化を遂行し、その經濟的復興は張目に値するものがあつた。いま、その具體的數字を擧ぐるの煩は、これを避ける

が、少くとも一國經濟の基礎的指標たる生産狀勢に於いては、ドイツは一九二八年を以つて、全く戦前の状態にまで、恢復したと云ふことが出来よう。ドイツの政治經濟情勢の鋭利精密な研究家ゾンターも、この年までの現勢を戦前のドイツと比較考察して『ドイツは經濟的及び政治的な崩壊、政治的な非獨立性から脱して、世界政局に於ける成長的な活力と、獨立性を持つ帝國主義的傾向の一國家へと、再び發展し來つた。』と云つてゐる所以である。

併しながら、かゝる合理化景氣は、莫大な外國短期信用上の脆弱な基礎の上に立つものであつて、到底賠償の永續的負擔を保證するに足りなかつた。即ち五ヶ年間のドイツの國際收支について見るも、對外支拂額は、二百十億乃至二百二十億マルクに達したに拘はらず、これに自力を以つて對抗し得たところは、僅かに勞務勘定に屬する十二億マルクに過ぎず、他はすべて、對外借入金または内國證券の賣拂によつて決済したものであり、純外資輸入額百五十億乃至百六十億マルクの巨額に達したのである。だから、ドイツは、ドーゾ案規定の賠償義務を滞りなく履行したとは云へ、それは外國特に米國よりの借入金によつて行はれたところの所謂『見せかけの引渡し』に過ぎなかつたのである。この借入金の増加は、ドイツの國際貸借を逆調にし、國內の合理化も、漸くその限界に達して、反作用を現はし來り、同時に、屈辱的な國際管理の撤廢を希望するドイツ國民の叫びと相俟つて、こゝに賠償金額及其支拂期限の決定が必要とされるに至つたのである。かくて、ドーゾ案の行詰りは、當然のことながら案外早くやつて來た。その主要の契機は、賠償金事務總

長ギルバートが、一九二八年七月の報告に於いて、ドイツ財政の悪化を憂ひて、賠償問題の最終的解決の必要を主張したこと、ライオンランドの撤兵問題と聯合國側の利害對立の錯綜等であつた。

五 ヘーグ會議とヤング案の成立

一九二九年二月、日、英、米、佛、獨、白、伊の各國は専門家を派遣し、パリに於いて、再び専門家委員會が開催された。この委員會は『賠償問題の完全にして、最終的な解決に關する提案作成』を目的とするものであつた。半歲に亙る小田原評定的議論の後、六月に至つて協定案が成立した。議長の名に因んでヤング案と呼ばれるものがこれである。

ヤング・プランは、同年八月及び翌一八三〇年一月の二回に亙る各國最高會議たるヘーグ會議により、修正改訂を施されて、完全にその成立を見、こゝにドーゾ案は、一九二九年八月三十一日を以つて終焉を告げ、翌日からヤング案時代に入つたのである。

ヤング案の内容

ヘーグ協定を経たヤング案は、大略次の如き内容を有する。

賠償金元利合計千三百三十九億五百三十三萬ライヒス・マルク（現在價格三百六十億マルク餘）は、一九二九年九月一日から一九八八年三月三十一日に至る、五十八年七ヶ月に亙つて支拂はれる。

第一期 一九二九年九月一日より、一九六六年三月三十一日に至る、三十六年七ヶ月間

第一年度（七ヶ月） 七億四千二百八十萬マルク

第二年度 十七億七百九十萬マルク

第三年度から爾後累増して第三十七年度には二十四億二千八百八十萬マルクとなる。第一期間の年次金累計額は七百九十四億八千三百二十萬マルク。

第二期 一九六六年四月一日より一九八八年三月三十一日に至る、二十二ヶ年間。

この期間の年次金は、第一期最終分より急激に減少して、十六億乃至十七億マルクの間を往來しつつ、第五十六年度（一九八四—八五）に至り、第五十七年度から更らに激減して、八億乃至九億マルクを上下しつつ、最終第五十九年度に達することゝなつてゐる。

第二期分のヤング年次金総額は、三百四十四億二千二百五十萬マルクである。

右第一期第二期の數字は、ヘーグ條約による賠償金と、米獨協約による對米支拂分の合計で、ドーズ外債支拂分及びベルギー・マルク補償支拂分は加算されてゐない。

而して前期の賠償金は、戦債を差引いて尙剩餘を残すものであり、純賠償金としての、性質を持つてゐるが、後期の賠償金は戦債と相當し、米國の純収入となるものである。

支拂形態と各國の分配率

ヤング案によるドイツの支拂形態の要點は、實物賠償の規定、外貨拂規定、支拂猶豫制の設定等である。

實物賠償規定——實物による賠償は、一九二九年九月一日より一九三九年八月三十一日に至る十ヶ年間繼續されるもので、その額は、最初の七億三千九百萬マルクから、逐年遞減せられて、最終十年度の九千五百萬マルクにいたる。十年間の實物賠償額は、賠償回收法（ドイツからの輸入品に對する特別課税制度）による支拂額をも合せて、總計五十二億五千萬マルクである。

外貨拂保護の撤廢——ドーズ案によるドイツの金貨マルク拂込の保護を撤去して、ヤング案によれば、賠償年金をドイツ自身の手により、外國の本位貨幣をもつて、國際決済銀行の「委託年金勘定」に支拂ふべきものとされた。

支拂猶豫規定——ドイツが支拂困難に陥つた場合の處置として、考案されたもので、これが爲めには年金を、次の二つの部分に分つ。

1 無條件部分 毎年いかなる場合にも拂込むを要する部分で、年額六億一千二百萬マルク。この額は全體ドイツの賠償支拂額から、聯合國の戦債支拂額を差引いた額に相當する。即ち戦債と賠償との相關性が極めて具體的に現はれてゐる數字である。もつとも、一九二九年より一九四九年にわたつて支拂はるべき外債勘定も、この無條件支拂規定を適用されるから、事實上の無條件部分は、約七億マルクとなる。

2 條件附部分 賠償總額から無條件部分を差引いた額で、實物賠償もこれに屬する。この内、外貨拂は、九十日間の豫告を以つて、二ヶ年を限度として引渡を延期し得る。この場合には次年の年賦金は、一ヶ年を限つて延期されるが、その後において、猶豫された外貨拂額の五〇パーセントに當る額のライヒス・マルク拂も、一年間だけ停止することが出来る。

以上の規定に基づき、一九三一—六二年度に支拂はるべき賠償總額の各國への歸屬と、それが聯合國戰債支拂の對照を一括すれば、次の如くである。

(單位百萬マルク)

部分	無條件		條件附		以上		聯合國戰債支拂				特殊協定による支拂	總額	ドイツ支配總額
	部分	部分	合計	佛へ	英へ	米へ	伊へ	總額	ドイツ				
フランス	500.0	384.4	884.4	—	255.4	167.9	—	—	419.7	838.4			
イギリス	55.0	307.0	362.0	—	—	67.4	5.1	—	72.5	362.0			
イタリア	—	148.8	148.8	—	86.8	6.3	—	—	93.1	190.8			
ベルギー	—	101.6	101.6	—	—	3.7	—	—	3.7	101.6			
ルーマニア	—	13.0	13.0	—	5.1	2.9	—	—	8.0	13.0			
ユーゴスラヴィア	6.0	73.3	79.3	—	6.2	0.9	—	—	7.1	79.3			
ギリシア	—	6.7	6.7	—	7.2	0.9	—	—	8.1	6.7			

ポルトガル	2.4	10.8	13.2	—	—	—	—	—	—	6.0	13.2
日本	6.6	6.6	13.2	—	—	—	—	—	—	13.2	13.2
ポーランド	—	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5
合計	62.0	1,006.7	1,068.7	4.6	367.7	97.2	5.1	2.5	73.0	1,640.2	
ドイツ外債	87.0	—	87.0	—	—	—	—	—	—	87.0	
アメリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	66.0	1,003.3	66.1
總計	699.0	1,006.7	1,705.7	4.6	367.7	97.2	5.1	2.5	73.0	1,706.6	1,706.6

賠償財源と國際決済銀行

ドーゾ案は、賠償財源として各種のものを規定してあつたが、ヤング案では、これ等を廢止して、單に、國家財政とドイツ鐵道會社の二種に限定した。

國家財政による賠償金支拂には、關稅、及び煙草ビール、火酒等の消費稅收入が充てられ、ドイツ政府は、これ等の收入を勝手に他の借入金、または信用の擔保とする事は出来ない。更らにこれ等の租稅收入額が、ドイツの支拂ふべき豫算上の最高輸出額の百五十パーセント以下となつた場合には、國際決済銀行は、他の租稅を以つて、これを補ふべきことを、ドイツ政府に要求する規定がある。

ドイツ鐵道會社は、その營業收入、必要ある場合には、その積立金中から、年々六億六千萬マルクを賠償

税として支拂ふ。ドーズ案に於ける鐵道債券制度は廢止された。同じく外國人の同社監督制度は廢止されたが、新たに十八人から成る管理委員會が組織され、實質上の管理を受けることになった。

ヤング案の特徴をなすものゝ一つは、國際決済銀行の設立である。これは、ドーズ案によるドイツ財政經濟の外人管理の制度を廢止する爲めにも、實物引渡制の存続を可能ならしめる爲めにも、支拂猶豫規定の實行の爲めにも、最も有能に賠償事務を處理し得べき單一機關の必要から生れた銀行である。

その基本的な目的は次の二點である。第一は、非政治的性質をもつものとして、賠償支拂の諸取扱をなすこと。第二は、賠償問題と直接の關係を持つものは勿論であるが、普通の國際的金融並に貿易にも關與することである。即ち此の銀行は、資金の國際的移動に對して、一層の便益を供し、かつ國際的金融關係を増進するための、即時に利用し得る機關として創設されたのである。

従つて、その本質的業務は（一）賠償年次金の受領とその分配。（二）實物賠償の整理と遂行。（三）賠償年金の商業化及びその動員。（四）外貨拂の困難の除去。（五）支拂猶豫の實施と、ヤング案改訂の審議機關たること。（六）第二期に於けるドイツ負擔の輕減。

附隨的業務と云ふべきものには、（一）各國中央銀行の補助機關、若くは統制機關となること。（二）世界貿易の發展に寄與すること、等である。

銀行の全監理は理事會によつて行はれ、理事會は、獨、白、佛、英、伊、日、米の七ヶ國の代表者より成

る。此の國際銀行の設立は、賠償問題の單純化に非常に貢獻するところがあつた。

ヤング案の長所と短所

賠償支拂總額を決定したことは、ドーズ案に比して、ヤング案の一進歩たるに相違ない。そして、ドーズ案の所謂繁榮指數を、算入すると否とに拘はらず、その總額が、數字的には減少してゐることも事實であるが、これを當時のドイツの財産と比較した場合、このヤング案の賦課を以つて、ドイツの絶對的負擔に對し、謂ふほどの減額を行つたものと、評價し得るや否やは問題である。

實物賠償は十年間に局限され、それも遞次的に減少する。その後は一切正金を以つて支拂はねばならぬ。これは當然、債務國ドイツにとつての負擔と謂はねばなるまい。

ドーズ案に於ける引渡保護と、ヤング案に於ける支拂猶豫とは、果して、ドイツにとつて何れが有利であるか。兩案の賠償資源の變更は何人が受益者となるか、等も當然問題となるところであるが、ヤング案は「ドーズ案に於ける外部の統制條項を廢止して、ドイツの約束を處理するの義務をドイツに委すこととした」といつてゐるが、以前の監督制に代はるに、ドイツ監視の任務を持つ國際決済銀行が設立され、その上にヘーグ條約に於けるドイツ制裁條項が、嚴然として控へてゐることを忘れてはならぬ。

要するに、ヤング案も、六十年先きまでの約束に署名させたまでのことで、つまりは一時的の妥協案に過ぎぬことは、この案が、當時に於ける關係諸國の勢力の均衡に照應して、出來上つたものであることを見て

も明白である。諸國間の關係は、刻々に變化する。従つてヤング案も亦、ドーズ案と同じく賠償問題の長い旅路の一里程碑に化する運命を、擔ふものに過ぎないのであつた。

六 戦債問題と賠償問題との交錯

以上に述べたヤング案の概要に就いて、特に注目すべきことは、賠償問題解決の爲めの同案が、關係各國の戦債支拂問題の深い考慮のもとに、計畫せられてゐる事實である。賠償問題と不可分に結合せる戦債問題は如何なる経緯を以つて、進展しつゝあつたか。

戦債問題の由来

戦債問題は、舊聯合諸國がアメリカから借入れた巨額の戦時債務を中心とする。而して、それは三つの源泉に由来する。

1 自由公債法 一九一七年四月、宣戦布告と同時に、アメリカは、自國並に聯合國の戦費調達を目的を以つて『自由公債法』を制定した。當初この戦費補給は、三十億ドルの豫定であつたが、それで足りる筈はなく、休戦當時の數字によると八十一億ドルを算するに至つた。この額は戦事中の國債發行高の増加分の約四割に當る。

併しながら、自由公債法の生んだ戦債はそれのみに止まらず、歐洲小國の荒廢地復興の爲め、並に新興國の

建國費としての資金補給は一九二一年六月まで繼續され、これを前記の直接戦費と合算すれば、約九十五億ドルに達する。

2 救護法 一九一九年二月、米國は歐洲諸小國の窮迫を救ふ爲めに『救護法』を發布し、アメリカ救護局なる機關を設置し、ポーランド、フィンランド、チエツコ・スロヴァキア、アルメニア等に食料品を供給し、又別に同年三月の法律によつて設立された『アメリカ穀物會社』によつて中歐諸國に供給された小麥粉も、亦對米戦債の一部分を成してゐる。

3 餘剩軍備品の賣却 アメリカが休戦後、歐洲諸國に残した軍需品を賣却した賣掛代金である。以上三種の、割引計算後における純計九十八億二千八百萬ドル。一方的破棄を以つて債務を無視したロシアを除いても、九十六億三千五百萬ドルである。對手國とその債務の割合は次の如くである。

米國の戦時及戦後債權

(單位百萬ドル)

債務國	休戦前の債務	休戦後の債務	救護債及餘剩軍需品賣掛代金	割引計算後の純計
ベルキ	一三三	一七	三〇	三三
チエツコ	—	三	三〇	三三
フランス	一、九七〇	一、〇七	—	三、三三
イギリス	三、六九六	五二	—	三、〇七

戦債賠償問題發展史(戦債問題と賠償問題との交錯)

ギリシア	—	二五	—	—	一五
イタリ	一、〇三二	六二七	—	—	一、六四八
ルーマニア	—	二五	—	—	二五
ロシア	一八八	—	—	—	一八八
ユーゴ・スラヴィア	二	二六	—	—	二八
計	七、〇六八	二、五二〇	—	—	九、五八八
ロシア除外計	六、八八〇	二、五二〇	—	—	九、四〇〇

(一九一八年四月一日より一九二〇年(貸附打切聲明の年)十一月三十日に至る間の數字)

イギリス及びフランスの二國はアメリカ参戦前に於ける、聯合國の戦費について債權國の地位にある。イギリスは、ベルギー、セルビア等に直接貸附を行つた外、フランスに對しても、その國庫證券を割引する等の間接的援助をなし、フランスは自力、若くはイギリスによるクレジットで、ベルギー、ロシア等に融資してゐたのである。

だから戦債問題なるものは、單に純債權國、債務國の關係に止まらず、債權國にして、かつ債務國なるものがあるといつた如く、非常に複雑な關係が錯綜してゐるのである。

今、マルク貨によつて、ヤング案豫定年限間に於ける、この債權債務の關係を、表記すれば次の如くであ

る。これによつて、戦債關係の複雑性を理解し得よう。

一九三一—一九八八年間の戦債元利支拂關係 (單位百萬マルク)

債務國	對米支拂	對英支拂	對佛支拂	合計
フランス	二八、三二二	二五、七六二	—	四三、九八二
イギリス	四一、八九九	—	—	四一、八九九
イタリ	一〇、〇三三	五、二七五	—	一五、二九八
ベルギー	二、九七三	—	—	二、九七三
ルーマニア	五〇八	六八二	—	一、一八〇
ユーゴ・スラヴィア	三九六	六四五	—	一、〇四一
ギリシア	八三〇	四六八	—	一、二九八
ポルトガル	—	四六四	—	四六四
合計	八四、一〇四	三三、二四二	七三八	一二八、〇七五

かくの如き莫大な戦債の支拂は、聯合國側にとつては、その資源をドイツの賠償金に求める事は當然のことであるが、アメリカは、嚴に兩者を區別して、戦費の爲めの融資を、生産事業に投ぜられた資本と同一視せんとする傾向を持つてゐたのであり、實際に於いて、戦債は大部分自由公債の發行により、事實上の債權者が

民間に存在することを楯にして、初期に於いては、飽くまで戦債を賠償と獨立して解決すべきを、主張してゐたのである。聯合國側がドイツに對して、極めて強硬の態度を以つて臨んだ具體的理由は、また實にこゝにあつたのである。

各國戦債協定の經過

かくて、アメリカは、一九二二年二月、戦債整理委員會を創設し、元本は一切割引することなく、利率は年四分二厘五毛以下とせず、利息をも加へて、二十五年間以内に償還せしめる、といふ思ひ切つて嚴重な方針を確立して、各債務國に向つて督促を開始した。

先づ第一に商議を開始した佛英兩國と雖も、自國に對する戦債々務國の支拂の確實性、並にドイツの賠償程度を考慮することなくしては、對米債務の支拂方法を具體的に決定し得る筈がないのであつた。

結局、先づ英米協定が、同年十二月、アメリカの讓歩により、償還期限六十二年、利率は最初の十年間三分、その後三分五厘の條件のもとに決定を見たが、その他の國とは容易に進捗せず、ドーゾ案以前に成立したものは、イギリスの外に、フィンランド一國に過ぎなかつた。

その他の諸國との協定が、大體ドーゾ案の實施前後に成立した事實は、戦債問題が、アメリカの否定にも拘はらず、賠償問題と實質上不可分の關係にあることを物語つてゐるものである。而してその結果から見ると、アメリカの取立條件が、非常に緩和されて來たのである。即ち戦債協定の成立は、アメリカが、賠償と

戦債との不可分關係を現實に於いて容認したことを物語るものである。
アメリカ對戦債債務國との協定は、次表の如くである。年次支拂額の表は、煩はしいから略すが、期限は
いづれも六十二年間である。

對米戦債協定表

債務國	協定債務總額 (千ドル)(一)	年次支拂總額 (千ドル)	同上 現價 (千ドル)(二)	(一)に對する (二)の比率	協定成立時 年 月
ベルギー	四二七、七九七	七五、八三二	三三三、〇〇〇	五三・九	一九二五、八
チェッコ・スロヴァキア	一一五、〇〇〇	三三、八二二	九一、九六四	八〇・〇	一九二五、一〇
エストニア	一一三、八三二	三三、三三二	一一、三九二	八二・四	一九二五、二〇
フィンランド	九、〇〇九	二、六九五	七、四二三	八三・三	一九二三、五
フランス	四、〇三五、三六六	六、八四七、六七四	一、九九六、五〇九	四九・六	一九二六、四
イギリス	四、六〇四、二三八	一一、一〇五、九六五	三、九八八、四七〇	八三・三	一九二三、三
ギリシア	一八、二二八	一九、四五五	六、三三九	三四・八	一九二八、一
ハンガリ	一、九四〇	四、六九三	一、五九六	八二・三	一九二四、四
イタリ	二、〇四二、一九九	二、四〇七、六七八	五八、一九三	二五・九	一九二五、二
ユーゴ・スラヴィア	六二、八五七	九五、一七八	二〇、〇三〇	三二・九	一九二六、五

ラトヴィア	五、七八〇	一三、九五九	四、七五五	八三・三	一九五、九
リシアニア	六、〇三三	一四、五三三	四、九六七	八三・三	一九四、九
ポーランド	一七八、五五五	四三、六八八	一四六、八三五	八三・三	一九四、二
ルーマニア	四、五九四	三三、五〇六	三五、一七二	六・九	一九五、二

(年金支拂現償總額の比率は四¹/₄パーセントで還元せるもの)

次にイギリスの債権に屬する戦債協定であるが、これは、同國とフランス、イタリア、ギリシア、ルーマニア、ポルトガル及びユーゴ・スラヴィアの諸國との關係で、一九二五年の十月から一九二七年八月の間に夫々協定が成立した。ロシアに對する債権元本四億二千三百三十二萬一千ポンド(一九三一年三月末元利合計は九億五千三百萬ポンド)は、ソヴェイト聯邦の發した外債無効宣言の爲め、一方的に破棄され無論協定されなかつた。次に對英各債務國の豫定完済率を、イギリスがアメリカとの間に締結したそれに比較すると、非常な低率であつて、イタリアの如きは約八五パーセントを削減されてゐる程である。

イギリスは以上諸國の債権の外、その植民地域にも戦時債を持つてゐる。各植民地はイギリスのドイツ賠償金受領分中から、一三・一五パーセントの分配を受け、それを對本土支拂資源に當てゝゐるのであつた。

さて、次にフランスの有する戦時債權の協定である。一九二八年三月、ルーマニアとの協定によれば、總額九億二千四百萬金フランを一九二八——八八年の六十一一年間に支拂ふ筈であつたが、一九三〇年一月の新

協定で、約六億八千萬金フランに改訂された。またユーゴ・スラヴィア及ギリシアは一九三〇年一月に協定が成つた。額は併せて二億二千萬金フラン程である。

戦債支拂金とヤング賠償金

日本を除く舊聯合國の殆んど全部は、英、米、佛に對して戦時債務を負ふてゐる。そこでドイツに對する債權國は大部分、ドイツから受取つたところを、直ちに夫々の自國の債權國に支拂ふものである。

一九三一——八八年間のかゝる關係を、英、佛、伊の主要三ヶ國について概算すれば次の如くである。

(單位百萬マルク)

(A) イギリス		(B) フランス		(C) イタリア	
支拂分	受取分	支拂分	受取分	支拂分	受取分
アメリカへ	四一、八九九・四	アメリカへ	三六、三三二・三	アメリカへ	一〇、〇三三・三
イタリアへ	四三、三三三	イギリスへ	一五、七六二・二	イギリスへ	五、二七五・八
計	四二、三三七	計	四三、九二五	計	一五、二九九・一
受取分	支拂分	受取分	支拂分	受取分	支拂分
ドイツより	二、七八〇	ドイツより	四八、一九三・五	ドイツより	一六、七五〇・三
フランスより	一五、七六二・二	ルーマニアより	五八・一	イギリスより	四三三・三

イタリーより	五、二七五・八	ユーゴスラ ヴィアより	一、六七・二	計	一七、一八三・六
ルーマニアより	六、三八二	ギリシアより	一、三三・五	差引残留額	一、八八四・五
ユーゴスラ ヴィアより	六、四五・六	計	四、九三三・三		
ギリシアより	四、六六・八	差引残留額	四、九三九・八		
計	四、九八〇・四				
差引残留額	一、六七・七				

右の表でも明かの如く、フランスの受取分が、極めて多いことは、フランスのその後の戦債、賠償問題に對する態度の説明の鍵の一つとして、注意すべきところである。

要するに、聯合國諸國がドイツから受取る賠償金の大部分は、結局アメリカへ流れ込むのである。即ちヘーグ條約によつて、アメリカ以外の諸國が一九二九—八八年間に受取る賠償總額は、千七百七億三千五百七十萬マルクであるが、この内、對米戦債として、アメリカへ歸屬すべき額は、實に、八百九十五億二千九百七十萬マルク、即ち八割以上に達する。程無く起つて來たドイツ賠償金の輕減が、戦債改訂に對するアメリカの同意なくしては、全く不可能である事情は、こゝに存在するのである。それと同時に、永遠の繁榮を誇るアメリカに、突如として恐慌の嵐が捲き起つたのも、また、まさに、これに基因するところ大なるを知らねばならぬ。

七 世界恐慌とフーヴァ・モラトリアム

米國より世界へ恐慌の擴大

一九二九年の秋—まさに、ヤング案がその成立をつげて、幾何も經たない時—突如として、ウォール・ストリートを瓦壊せしめた金融恐慌は、さしも強大を誇るアメリカ資本主義の經濟活動を、無停止的に低下せしめ、總て、それは世界各國に波及して、一九三〇年後半をもつて、殆んど完全に全世界を深刻な恐慌裡に捲き込んでしまつた。

固より、事態のこゝに至るまでには、十分の經濟的諸原因が伏在して居り、又恐慌の跡を尋ねべき數字も用意されてゐるが、こゝでは、アメリカ恐慌を契機とする世界的一般恐慌を、世界經濟に於ける二、三の重要部面から觀察するに止める。

第一には、工業生産量の縮小である。世界の工業生産量は、一九二九年に比して、一九三一年に於いては、二三パーセントを減じ、さらに一九三二年においては實に四〇パーセントの減少を示してゐる。第二に、諸國の滞貨の累積である。銅、錫、鉛、亜鉛、ゴム等の主要工業原料品に、著しい滞貨の増大を見るのみならず、棉花、砂糖、茶、コーヒー等の農産物にも異常の増大を見る。一九三二年を一九二九年と比較すれば、二〇〇パーセントから三〇〇パーセントの増加を示すものすらある。第三には、貿易の收縮である。一九三

○年以來頼に減退した世界貿易は、一九三一年の總貿易額を一九二九年に比して、四二パーセントの激減を示してゐる。しかも輸入の三九パーセントに對して、輸出は四三パーセント強の減少を見た結果、八十五億九千萬マルクの大入超を結果してゐる。第四は、企業収益の減退であるが、特に、各國の重工業に於ける収益減退が一般に著しかつたことは注意すべき點である。第五には、労働者状態の悪化である。諸國に於ける失業者の増大は、國際聯盟統計報によれば、一九三二年の前半に二千萬人以上と云ふから、實数は約四千萬におよぶと推定されてゐる。家族を合算して、約二億人の窮乏が存するわけである。各國の統計は、また賃銀の驚くべき低下を示してゐるにも拘はらず、労働強度の累加は、産業合理化の過程に必然に伴ふのである。第六は、物價の暴落である。關稅引上、輸入制限、爲替管理等々の政策は、自國本位の經濟政策を強め、國際的販路は一般的に縮小し、世界商品の價格低下を必至とするに至つた。最後に、世界的農業恐慌の發展である。これは、主要農産物の生産過剰、累積される滞貨、價格の暴落、農民負擔の激増等によつて跡付けられるが、各國が農村救濟政策の樹立を急務としてゐる所以である。

ドイツの危機と賠償整理の要求

かくの如き世界的恐慌裡にあつて、しかも、巨大なる賠償義務を負擔するドイツが、如何に深刻なる恐慌の渦中に喘へぎつゝあつたかは、詳述するまでもないところであらう。

恐慌の深刻化は、租稅收入の激減と、失業救濟費の如き、餘儀なき歳出の膨脹を結果し、ために、中央財

政の窮乏は次第に激成された。ドイツ政府は、一九三一年より四回に互る緊急令によつて、十五億マルクに相當する高率の租稅引上げを行ひ、一方歳出の削減を策したに拘はらず、歳入不足は次の如き結果を示した。

年 度	ドイツの歳入不足	(單位百萬マルク)
	當該年度歳入不足	繰越歳入不足累計
一九二九—三〇	三一三	一、一七一
一九三〇—三一	一三一	一、二九二
一九三一—三二	三	一、二九五

かくの如き財政經濟情勢は、政府に對する國民の信頼を失はしめ、階級對立は激化し、政治的不安は益々その影を濃くするに至つた。

一九三〇年九月の總選舉に、極右、極左の二黨が飛躍的に勢力を伸長し得たのは、この情勢の反映に外ならない。

かくの如き事態の下に獨逸の輿論は、次第にヤング案修正の聲を高め來り、財界指導者たるシャハト、ルター兩氏亦相次いで、その積極的意見を公にしたが、一九三一年二月、ドイツ國會は、ヤング案改訂と、大戰の原因糾明の決議案を可決した。

他方に於いては、ドイツは、同年三月オーストリアと手を握つて獨逸關稅同盟を成立させた。これは兩國の政治同盟への第一歩であり、歐洲に於けるドイツの勢力の一步前進を意味するものであつた。これに對して最も驚威を感じたフランスは直ちに、ヘーグ國際司法裁判所の審議に附させ、遂にドイツとして、その同盟拋棄を聲明せしめると共に、金融勢力を動員してオーストリアを襲ひ、遂に五月十三日、オーストリアの最大銀行クレヂット・アンシュタルトをして破綻せしめるに至つた。これは、ドイツにとつては、手痛い打撃であつた。そして、六月に、第三次の財政改革緊急令が發せられた。その内容は、勤勞大衆の犠牲のもとに、ファシスト的獨裁制を強調せんとするものに外ならなかつた。

かくして、ドイツ大統領ヒンデンブルグは、六月、アメリカ大統領フーヴァに書を寄せて、ドイツの危機を訴へ「この形勢を即時ドイツ國民並に全世界のため、好轉せしめる措置の鍵は、ひとり偉大なるアメリカの代表者たる貴下の掌中にある」と懇願に及んだのである。然り、活殺の權は、なほ未だアメリカにあつた。

フーヴァ・モラトリアム

アメリカ大統領フーヴァが、國際モラトリアム宣言を發表したのは、一九三一年六月二十日であつた。即ち、各國のアメリカに對する債務を一律に、七月一日より一ケ年間——主要債權國に對する各國債務の支拂が同様一ケ年猶豫されることを前提條件として——猶豫するといふのである。

その意圖に就いて、聲明書は謂ふ——

「……この行動の目的は、向ふ一ケ年休息の機會を與へることによつて、世界諸國をして、經濟恢復を得せしめ、かつ、アメリカにおいて、既に動きつゝある恢復力を國力からの悪影響の爲め、阻害せしめざらんとするにある。

「……この提案の本質は、債務國政府に對して、自國々民經濟の繁榮を恢復すべき時間的猶豫を與へんとするにある。

「……我々は、ドイツの賠償金、ドイツの植民地若くは財産の分割に對して、なんら關係するものではない。戰爭および戦後復興のために、聯合國に貸與した債權の我等に對する支拂は、ドイツの賠償金、その他と附帯しないといふ基礎の上に協定されたものである。故に賠償金は、全然ヨーロッパの問題であつて、われらに何等の關係を有しない。

「……予は、如何なる永遠の意味に於いても、われらに對する戦債の解除に同意しない……」

フーヴァ・モラトリアムに對して、最も歓迎したのは謂ふまでもなくドイツであるが、イギリス、イタリア、ベルギー、日本も、受諾の意を表した。たゞフランスは、ヤング案に於ける無條件的部分の支拂繼續を主張すると共に、條件付部分の支拂停止によるドイツの餘裕財源の使途にも、制限を加へることを條件として、フーヴァ提案に同意せんとしたのである。結局兩者の歩み寄りで米佛協定成立し、フーヴァ提唱の一ケ年のモラトリアム案は、こゝに實施されることになつた。

モラトリアムの利害の結果

モラトリアムによる最大の犠牲者は、五千三百六十萬ポンドの受取停止額を持つアメリカであるといふことになるが、同國の金融資本は、ドイツを二時的にせよ救ふことによつて、自らの債權を確保することになり、アメリカにとつての必要な政策であつたのである。

最大の利益者はドイツである。ドイツは無條件年金の猶豫を受けないとしても、それは國際決済銀行を通じて、直ちにドイツ鐵道會社に投資される機構となつて居り、鐵道會社は直ちに政府に融資するのだから、形式的な不猶豫に過ぎないのである。この實際上の猶豫額は七千七百萬ポンドである。

フランスは差引喪失額千六百十萬ポンドであるが、フーヴァ案がなければ、ドイツは間もなくヤング案の支拂猶豫規定の發動を要求したであらうから、政治的に見れば、得るところも少くないわけである。

扨て、この提案は實施されたが、全體としての効果は、どうであつたらうか。ドイツの信用危機は、モラトリアム案についての米、佛協商中急激に悪化し、やがて、急性的な金融恐慌の爆發は、次の記録を以つて現はれた。

七月七日、北ドイツ毛織コンツェルンは總損失二億マルク、負債二億四千萬マルクを公表して倒産した。翌日銀行代表者の提案に基づき、經濟保證設定の大統領令を發布して、一時を彌縫せんとした。

一方、ドイツ帝國銀行總裁ルーターは五千萬ポンドの信用を求めて、ロンドン、パリを歴訪したが、空し

く歸國する外なかつた。

かくて、十一日にはドイツ帝國銀行に外國債權の取付が殺倒し、一日にして一億マルクを喪失し、マルクは暴落して、十三日には對米二二・一二セントに陥没した。しかも、政府に解決策立たず、取引所は二週間になつて閉鎖を餘儀なくされ、遂に同日、ダナード銀行の没落を見るに至つた。こゝに於いて、全ドイツの金融機能は、バーゼルの國際決済銀行の救援を得るまで、一時完全に停止されてしまつた。

世界經濟の救済を目的とするフーヴァ・モラトリアムは、遂にドイツの急性的金融破局を救ふ力もなくかくして、その善後策につき關係各國代表の相談が、期待されるのみとなつたが、七月二十日ロンドンに、世界巨頭會議とも云ふべき各國代表が會合した結果は、専門家委員會を組織して、ドイツのクレヂットを調査せしめるといふ外、何等得るところがなかつた。

八 英國の金融破局とドイツの緊急令

イギリスの金本位制離脱

ドイツの突風の經濟破局を先頭とする世界經濟恐慌の荒海を乗り切る爲め、アメリカから繰出した救援船モラトリアム號は、哀れ笹小舟の如く奔弄されてゐる間に、世界最古の資本主義國として、嚴に威容を保持してゐたイギリスに、刻々として危機が迫つて來てゐた。

英國經濟の急迫は、一言にして盡せば、歐洲大戰後に於ける、大英資本主義帝國の一般的凋落に歸せられねばならないが、事態がこゝに至つた近因は、政治的には、フランス資本のロンドン襲撃であり、經濟的には、打ちつゞくイギリス財政の赤字と、ドイツ及びオーストリアをめぐる經濟破局の影響である。イギリスは、ドイツのダナート銀行の破産を暴露した七月十三日から二十九日にいたる二週間内に、約四千萬ポンドの金を喪失してゐるのである。

一九二五年再び金本位制度を確立して、『世界の銀行』の地位を保持せんとしたが、しかも繼續的な金流出によつて常に脅かされ、第二次労働黨内閣の必至の防衛も力盡きて倒壊し、こゝに同黨を脱したマクドナルドを首班とする保守、自由の協力内閣が成立した。

協力内閣の第一に着手したのは、『一九三一年度緊急財政法』の施行である。これは、一九三一年度の歳計不足を、七千四百六十七萬餘ポンド、一九三〇年度の歳計不足を、一億七千萬ポンドと見積り、これを文武官、警察官の減俸、教員俸給の削減、失業手當の一〇パーセント減と、失業保險掛金の引上げ、所得税及關稅の増徴等によつて、補填せんとするものであつた。

しかしながら、マクドナルドのこの必死の努力に拘はらず、旬日を出でずして、英佛クレデットは消盡の形勢を示し、緊急財政法による國民負擔の加重に激した民衆の反對運動、教員及び艦隊乗組員等が減俸に反對して起した示威運動や罷業等の社會不安等々、これ等すべてはイギリスに對する信頼を、益々弱め、金逃

亡の再激化を誘致した。事態は正に急速に切迫したのである。かくして、九月二十一日『一九三一年金本位改正法案』は兩院を通過し、こゝに、大英資本主義は、金本位制の世界的王座から、完全に追放されたのである。

金本位停止の世界的波及

イギリスの金本位離脱は、忽ち全世界の金本位國に多大の衝撃を與へた。即ち屬領インドを始め、デンマーク、スエーデン、ノルウェー、やゝ遅れて、フィンランド、カナダ、南北ロシア、日本等もこれに追隨し、一九三二年九月までの一ヶ年間に、金本位を停止せる國は二十六箇國、停止しなくとも事實上の金本位でない國を合すれば二十九箇國に及んだのである。

しかも、なほ、金本位を維持する諸國は、アメリカ、フランス、南阿聯邦、ベルギー、イタリー、オランダ、スイス、オーストリア、ハンガリ、チェッコ、ポーランド、ブルガリア、ユーゴ・スラヴィア、ルーマニア、エストニア、リトアニア等を數へ得られるが、それ等の大部分は爲替管理、貿易管理等の手段によつて、僅かに名目上の金本位制を維持するに過ぎず、しかも、維持派の筆頭たるアメリカすら、既にして、危機に直面するに至つたのである。まさに金本位制の世界的没落のときである。アメリカの銀行は、一九三一年に二千二百九十八行の破産を見、その預金總額は十六億九千九百萬ドルに達してゐる。深刻な恐慌の波濤は益々その度を深め、遂に一九三三年春の一大破局に至る過程は、こと新らしい周知の事實であるから、こ

こには詳述を避ける。

かくの如き各國の金本位制停止は、必然に國際協調的世界經濟政策の廢棄を結果した。イギリスは、その長き傳統たる自由貿易政策を完全に拋棄して、自國本位の國家主義的經濟政策を採用することによつて、行き詰れる運命の打開を策した。この年の十月の總選舉に於ける保守黨の大勝は、かくの如き政策の變化を物語るものであり、協力内閣は、狂氣の如く、關稅引上げ策をつづけたのである。

しかしながら、客觀的狀勢は、當事者の意圖を無視して進行をつづけた。幣制の改革は世界經濟の深刻化の救済に役立つよりも、恐慌の進行過程に於ける一里塚としての記録をとゞめた如くである。

十二月緊急令とパーゼル委員會

世界の視聽が、イギリスの危機に集注されてゐる間に、ドイツは雨の如き緊急令のもとに、喘へいでゐた。十二月八日の『經濟および財政の確保、並に國內平和保障に關する第四次大統領緊急令』は中でも、最も注目されるべきものであつた。これによつて、ヒンデンブルグとブリューニングの政治は、共和國ドイツをして、デモクラシー以前の警察國家に逆轉せしめたものである、と云ふことが出來よう。これによれば、賃銀の契約から衣服の着用に至るまで、集會の出席から、國外への移轉まで、國民の自由は、この一片の緊急令によつて、極度に奪はれたのである。

市民が自由を奪はれたその十二月には、五百七十四萬人は職を失つてゐた。ドイツの産業を荷ふ二千百萬

人の約三分の一が、いま、勞働の機會を失つてゐるのである。社會的不安より政治的不安へ。その増大する不安こそ、十二月緊急令の眞の姿であると云ふことが出來よう。

この時、賠償改訂問題に關して、將來重要な影響を與へた『ヤング案諮問委員會』は十二月七日から、スイスのバーゼルに開かれた。これは、十一月十九日に、ドイツ政府が、賠償金支拂不能を國際決済銀行に通告したので、ヤング賠償規定に従つて、國際決済銀行がドイツの支拂能力を、調査せしめる爲めに、招集したものである。委員會の報告は『ヤング諮問委員會報告』又は『第二次パーゼル委員會報告』と稱せられ、十二月二十三日に出來上つた。報告は四章より成る大部のものであるが、その要點は『ドイツは、フリーヴァ・モラトリアムの満期後においても、尙その年次金の條件付部分を、支拂ふことは六ヶ數いと云ふ確認であり、同時にヤング案の根本的修正を要望する一つの提案』であるといふことが出来る。

もとより、ヤング案諮問委員會は、審議の機關であつて、實行の機關ではない。問題の進展は、次に來るべきローザンヌ協定の成立に、俟たねばならかつた。

九 ローザンヌ協定

ドイツの支拂不能宣言と諸國の對立

ローザンヌの賠償政治家會議は、一九三二年一月二十五日から開かれる筈であつたが、一月九日、ドイツ

首相ブリウニングが『第二バーセル報告』を背景として、投じた賠償金支拂不可能の宣言を契機として、英佛間の豫備商議は決裂し、本會議は延期となつた。

ドイツの支拂宣言は、勿論その障碍をなすものではあつたが、最大の原因は、本會議の當面の議題たるべき、フーヴァ・モラトリアムの延長の是非と、更らに、ヤング案の根本的修正の是非に關する各國見地の對立であると謂はねばならない。

各國對立の實際を示す爲め、フーヴァ・モラトリアムによる支拂停止部分の追加的受取と、支拂の關係を、一九三三年から一九四三年にいたる年次金によつて、表示すれば次の如くである。

モラトリアム後の各國受拂關係(單位千ポンド)

國別	受取	支拂	純年受(+), 拂(-)額
アメリカ	六、三〇〇	ナシ	(+) 六、三〇〇
イギリス	五、〇〇〇	三、八〇〇	(+) 一、二〇〇
フランス	四、七〇〇	二、八〇〇	(+) 一、九〇〇
イタリア	一、一〇〇	九〇〇	(+) 二〇〇
ベルギー	六〇〇	三〇〇	(+) 三〇〇
ドイツ	ナシ	九、〇〇〇	(-) 九、〇〇〇

次にドイツ諸銀行に於ける、各國の短資は如何なる額が、どんな割合に貸附けられてあるか。

一九三一年七月中央現在の在獨諸銀行各國短資(單位百萬マルク)

國別	金額	比率(%)
アメリカ	一、六二九	七三・一
イギリス	一、〇五一	二三・九
オランダ	三三六	七・六
フランス	二九七	六・八
スイス	五八一	一三・二
スウェーデン	一〇一	二・三
その他	三九八	九・一
計	四、三九三	一〇〇・〇

イギリスは、英、佛に較べて、フーヴァ・モラトリアムによつて失ふところが少く、他方短期クレデットの額では、フランスを遙かに凌駕してゐる。そして、イギリスが、賠償債權に對して、比較的寛であり、商業債權の擁護の政策に傾くのは、この故である。

フランスは、まさにイギリスと反對の立場にある。フーヴァ・モラトリアムから受ける損失額は商業債權と比較にならない。

英佛の對立は、かゝる現實の經濟的關係の上に立つて、歐洲の覇權掌握と云ふ、傳統的の政策を固執してゐるところに、基本的な問題が横はつてゐる。

アメリカは、これに對して、ローザンヌ會議などには、全然無關係の態度を執つてゐる。そして依然として、賠償支拂と戦債との無關係を主張してゐるが、これは、兩者の不可分の關係を認識しないのではなく、一方に英佛兩國を牽制し、他方ドイツをその掌中に收めんとする政策に外ならない。

三月十三日、ドイツは大統領に老將軍ヒンデンブルグを再選した。五月三十日、ブリュウニング内閣は倒れて、バーベンが組閣した。フランスでは、六月四日タルヂュ内閣のあとを受けてエリオが登場した。そして、ローザンヌ會議の幕が開いた。

ローザンヌ會議の内容

一九三二年六月十六日、英、佛、獨、伊、白、日等十八箇國の代表者は、風光明媚を以つて鳴る、スイスのローザンヌに會した。豫定議題は、ドイツの賠償金、聯合國の戦債、關稅問題、ドナウ問題、其他各國共通の經濟問題であつた。

前述の如き各國の對立關係は、會議を當然に、幾度も暗礁に乗り上げしめた。その都度主としてマクドナルドの調停などにより、妥協への道を發見し、波瀾重疊のち、七月九日、遂に協定は成立した。いま、ローザンヌ協定の概略を説明すれば次の如くである。

一、ドイツ賠償問題　ドイツの賠償支拂額は、既に支拂濟の額を別として、三十億マルクと規定された。ヤング案による賠償總額の現在價值は、約三百五十億マルクであつた。それに較べると、今度の協定による三十億は、僅かに十分の一にも達しない。かの天文學的數字は、やがて、地球上の數字となり、かくてついに、現實社會の數字にまで還元したのである。

ここに、ローザンヌ協定年金と従前年金の比較を表示すれば、このことは、愈々明瞭となるであらう。

協定名	支拂開始期	年支拂額
ロンドン協定	一九二一年	(2) 六・六
ドーズ案	一九二四年	(3) 二・五
ヤング案	一九二五年	(1) (6) 二・〇
原案	一九三三年	(1) (7) 二・五
フリーヴァ年度以後		
ローザンヌ協定	一九三六年	(1) (4) 〇・四
不利の場合	一九三六年	(1) (5) 〇・二
有利の場合	一九三六年	(1) (5) 〇・二

(單位十億ライヒスマルク)

(1)は特殊協定による支拂、及びドーズ公債並にヤング公債の元利金支拂を含む

- (2) は全賠償額（千三百二十億マルク）に對する五%の利子
- (3) は通常年次金及びドーズ公債の元利拂
- (4) は債務證券全部が賣却された場合
- (5) は債務證券の大部分が賣却されぬ場合
- (6) は五・五%で算出した平均年次金
- (7) は十ヶ年の平均年次金

支拂方法は、該協定が效力を發生すると同時に、ドイツは三十億マルクの公債を作製して、國際決済銀行に委託するのであるが、それは最初の三年間保管されて後、國際起債市場が好轉し、ドイツの信用が相當に恢復した上、初めて賣出される。しかも、協定批准後十五年を経て、なほ公募されぬ部分は、全然廢棄され、ドイツはその部分については、債務を免れる。だから、若し三十億マルクの全部が公募されない場合には、賠償債務の全部を棒引とされた結果となる。

ローザンヌ協定は、賠償問題を、かくの如く現實の基礎に立つて解決せんとしたことは、認むべきであるが、次の諸點に於いて重大な難點を有するものである。

第一は、賠償問題について、何等觸れるところがなかつたことである。これは、その點に觸れる場合には、或はこの協定すら成立を見ることが困難な事情にもよるわけであらうが、賠償問題との關係を無視した

賠償問題の解決と云ふものは、凡そ無意味に近いものであることは、所謂「紳士協約」を見ても知ることが出来る。第二は、協定に對する諸國の批准があまりに遅れた場合、ドイツ經濟界に對する、對外信用の誘致する危機の可能性である。第三は、公債公募が時宜を失した場合、ドイツの公債市場壓迫から、全經濟界の混亂を見る危機の可能性である。

二、歐洲中、西部の救済問題 ドナウ諸國は、ヴェルサイユ條約によつて成立したものであるが、打ち續く恐慌は、この地方の主産物たる農産物價格を暴落せしめ、その販路も塞息してしまつたので、ドナウ諸國全體の内外債は、戦前約廿億マルクであつたものが、最近では百億乃至百廿億マルクに増加した。かのオーストリアのクレジット・アンスタルトの倒壊の如きも、一つには、これに原因して惹起されたものである。

この中歐及び西歐諸國の救済問題については、ローザンヌ協定は、單に委員會を設置して、極力救済に努力するといふ意思表示をなした外、具體的には何事をもなした得なかつた。ドナウ諸國の救済問題が、それを繞る諸列強の對立關係の錯綜によつて、その解決は、非常に困難な事態にあることは、同時に、この問題の孕む危険の重大性を物語るものであらう。

英 佛 紳 士 協 約

ローザンヌ協定は成立した。しかしながら、これは謂ふまでもなく、賠償債權國とドイツとの間の協定であつて、アメリカを樞軸とする賠償問題の同時的協約が成立しなければ、當然空文に過ぎない性質のもので

ある。

即ち七月十五日、イギリス外務省から發表された紳士協約が、この間の消息をよく物語るもので、それは英、佛、伊、白の四ヶ國代表が假調印した議事録中に含まれるものである。

協約の要旨は、四箇國が各自の債權國と、満足なる協定が出来ないうちは、ローザンヌ協定の條約に批准しない。換言すれば、戰債問題について、アメリカと協定がつかないうちは、ローザンヌ協定の效力は發生しない、と云ふのである。もし各國が、戰債問題について、どうしても満足の協定が出来なければ、四箇國政府は、その處置について協議すること、而してその際には、各國政府間の法的地位は、フーヴァ・モラトリウム以前の狀態に復歸すると云ふのである。

つまり、ローザンヌ協定の生死は、一つに繫つて、戰債問題の解決如何にあることを、明示してゐるのである。

だが、アメリカは、形式的には依然として、兩問題の區別を固執してゐるが、いまや、戰債問題の歸趨は來るべきロンドンに於ける世界經濟會議の成否を決定する鍵となつてゐる爲めに、アメリカ政府は、會議とは別に、各國と個々の、戰債問題について協議することを、聲明するを餘儀なくされるに至つたことは、正に實質上賠償戰債不可分主義に屈した所以であらう。そして、それは、まさに本問題の將來の歴史に屬すべき部分である。

一般軍備縮小問題の經過

一 緒言

専ら平和運動としての見地から行はれた、ヘーグ會議時代の軍備縮小運動は措いて、軍備縮小問題が、政治的に取扱はるゝに至つたのは、歐洲大戰以後のことである。

即ち一九二二年のパリ講和會議に於いて、講和條約中に軍備縮小に關する條項が挿入せられ、國際聯盟が成立し、其構成の中に軍備縮小に關する、一機關を設けらるゝに至つたのである。爾來幾度かの會議を重ねて今日に至つたのであるが、此の間特に海軍の縮小乃至制限に關しては、一九二一年のワシントン會議が開催され、其の後更らに一九二七年のジュネーヴ會議、及び一九三〇年のロンドン會議等が開催せられて、國際聯盟とは別個に進んで行つた。而して陸軍及び空軍を主として、尙海軍に關しては、上記諸會議の結果と相應じて、一般軍備問題としては國際聯盟に於いて各種の計畫討議が行はれ、去る一九三一年以來準備せられ、昨年三月、參加國六十二箇國に及ぶ、有史以來未曾有の大會議が開催せらるゝに至つたのである。

抑も國際聯盟に於ける、軍備促進の原動力は、歐洲大戰後に於ける、フランスの優勢なる陸軍力を減殺せんとする、イギリスの企圖の如きが有力なる作用をしたことは覆ふべくもない事實である。次に一九二五年

ドイツの加入後に於いては、ヨーロッパに於ける、フランスの優越なる政治的地位を、低下抑制せんがために、その陸軍力に斧鉞を加へんとする、ドイツの策動等があり、此等の政治的原因に加ふるに、歐洲大戦後に於ける、世界の深刻なる經濟不況は、各國共に何れも經濟復興を企圖するに當り、先づ軍備の縮小制限に依つて、國民生活に對する過重なる負擔を軽減すべしとの、經濟的理由もあり、過般の一般的軍備縮小會議の開催を促進したのであつた。

然るに昨年この大會議は、審議すべき問題は、軍備縮小條約草案を初め、各國の提案其他を合して、實に百三十餘項に及んだのであつたが、徒らに評議を重ねること六箇月の長きに亙り、而も僅かに二、三項目の討論の終らぬうちに、既に暗礁に乗り上げ、進退兩難の窮地に陥り、遂に今では、殆んど無期休會の狀態に在る。

而して、來るべき經濟會議に關して、此の軍備縮小問題は、豫定されたる議題として、勿論正式に取り上げられては居らず、又經濟會議としては、會議その性質上同時に附議すべきを、適當とする意見もあるが、イギリスの如きは、從來の行掛り上、軍備縮小案を具體化せねばならぬ立場にあるので、之がために依然として、努力を續けつゝあるのであり、アメリカとしても亦同様の意向であつたが、果して、世界經濟會議の豫備會商として、ルーズヴェルト大統領と、マクドナルド首相との會見後、その間に了解が成り、ルーズヴェルト大統領は、五月十七日突如として、軍備縮小促進に關する聲明書を發するに至つたのである。

二 大戦後の歐洲

國際聯盟が、歐洲大戦後のヨーロッパに於ける必要から起り、主としてヨーロッパの立場から問題を處理して來たので、國際聯盟の本質が、全くヨーロッパ的であることは争ふべからざる所で、アメリカ、ロシアの二大國が聯盟外にあるために、此の色彩は、一層濃厚である。従つて軍備縮小に關する諸會議も、その表面に現れた所は、何うであらうとも、目的は、強隣相接するヨーロッパの軍備を整理し、將來、軍備競争の起るのを防止しようとする意味を多分に有して居る。

これは、大戦後に於ける、ヨーロッパ各國、特にフランス、イタリー兩國の軍備擴張の事情を一見すれば、容易に肯定出來るであらう。而して佛、伊兩國の軍備は、即ち轉じて、英、獨其他邊境各國に對する脅威となり、此のまゝに放置すれば、第二次大戦の危機を生ずる虞れがあり、否、既にその危機への道程を、急ぎつゝありとの觀測を下すものもあるのである。

果して、斯くの如き危機の到來するのを、未然に防止し得るや否は別個の問題である。が、少くともこれを緩和乃至豫防する一手段として、幾度か軍備縮小會議が試みられたのである。併しながら今日迄の諸會議の経過を顧れば、國際聯盟と別個に行はれた、日、英、米三國を主とする海軍協定を別として、陸軍、空軍、乃至一般的軍備縮小協定に至つては、何等の有效なる結果を齎す所に至り、到達して居ない。

この失敗の事實は、果して何に基くものであるか。又軍備縮小問題に對して、何を意味して居るのであるか。即ち一昨年以來の、ジュネーヴに於ける、一般軍備縮小會議の經過に於いて、最も明瞭に現されて居る所は、利害の事情相異なる全世界六十二ヶ國を、悉く一堂に會せしめて、之をヨーロッパの原則の下に律せんと試みたことの、失敗に外ならぬ。

元來、軍備は相對的のものであり、特に陸軍々備の如きは、海軍に比して、さらに相互の關係が複雑である。従つて上述の如き現状に在る、ヨーロッパ諸國に於いては、最も痛切に軍備の相對性を、感ずるのであるが、兩米大陸、アジア大陸等の諸國は、現状に於ては、海軍に關する日、米兩國を除いては、ヨーロッパの諸國に比して、それ程緊急、痛切でない。この利害の程度を異にせる、大多數の各國を、同一の原則、同一の段階に於いて、縮小制限せんと試みた所に、今日迄諸會議の破綻があつたのである。若し海軍に於ける、日、英、米三國協定の如くに、先づ最も利害關係の密接せる、ヨーロッパ諸國のみを以つて、協定を試みんとするならば、或は相當の成果を得るであらう。

而して、我が日本陸軍としては、海軍が或る程度迄は、世界共通の原則の上に於いて比較せると異り、ヨーロッパの軍備とは、全く關係が無く、彼等諸國の擴張、縮小何れにも殆んど影響を受くる所がない。主として、ソヴェット・ロシア及び支那に對して、關連を有するに止まる、特殊な立場にあるを以つて、ヨーロッパの現勢を基礎とした原則に基いて、制限、縮小せらるゝことは、全く我が國々防の上に於いて承認し

得ざる所であることは云ふまでもないであらう。況んや、大戰に参加せるヨーロッパ諸國の陸軍に比し、整備に於いて内容に於いて、尙ほ將來、充實改善を要すべき缺陷を、多々有する我が陸軍の現状に於いては、一層その感を強くするのである。

三 軍縮の難點

現在のヨーロッパに於ける、軍備縮小問題の難點は、獨、佛の對立である。この軍備縮小問題に表れた對立は、即ち兩國のヨーロッパに於ける、政治的立場の表現である。而して、ヒットラー獨裁下に於ける、將來のドイツの事情を顧るならば、平等權問題を中心とせる、獨、佛の對立は、益々尖鋭化するであらう。

パリ講和會議に於ける、講和條約を以つて、ドイツ及び舊中央同盟國側の武装を解除したるに際し、それを以つて、ドイツ其他に對する、大戰の懲罰であるとはせず、それを以つて、一般軍備縮小への第一歩であると宣言した。然るに其の後のヨーロッパの實情は、各國共に、毫も一般軍縮への方向に向はずして、寧ろ却つて軍備は擴張せられつゝある。

ドイツの平等權要求は、この事實を指摘し、聯盟規約の條文を實施し、各國は、その軍備をドイツの水準線まで切り下げるか、然らずんばドイツに各國と同一水準の軍備を爲す權利を與ふべく、ヴェルサイユ條約の軍備條項を改訂せよ、といふので、此の要求は頗る合理的なものであり、而も、復興の意氣に燃ゆるドイツ

ツとしては、死活の問題であるから、各國共に之が處理に苦んで居る譯である。

このドイツの平等權要求に對して、最も困難な立場に立つて居るのは、いふ迄もなくフランスである。最近一世紀の間に、フランスが、飽迄も安全保障主義を主張し、容易に陸軍及び空軍等の縮小に賛成し得ないのは、ドイツの報復に對する警戒からである。少くともヴェルサイユ條約乃至國際聯盟は、フランスに取つては、ドイツの報復を阻止せんとする、保障である。従つてヴェルサイユ條約を改訂することは、勿論問題とならないので、ドイツの平等權要求は、一考の餘地のない程のものである。

併し、ドイツの平等權は飽迄否定するが、若し、國際空軍を創設して、これを國際聯盟に屬せしめ、以つて安全が保障せらるゝならば、自國の陸、空軍は、若干かは縮小し得るといふ、妥協的案を示して居るが、これは勿論容易に他の諸國が賛し得る所でなく、全く實現の見込がない。勿論之は、必ずしも國際空軍を創設するのが目的ではなく、結局實現不可能な案を提出して、軍備縮小を拒否せんとする、深き考慮から出で居るものと推測せられる。其のフランスの國際空軍案は、國際聯盟設立の當時に於いて、既に提出したことがあるが、昨年的一般軍縮會議に於いては、ドイツの平等權に對する對策として主張し、さらに民間航空の國際化を提出し、恐るべきドイツの民間航空を、抑へようとの企圖を有し、國際空軍の成立が不可能なるに鑑み、此の民間航空の國際化の實現には相當な努力を試みんとして居る。

獨、佛の對立とは別個の意味に於いて、現ヨーロッパの政局を左右しつゝあるのは、英、佛の對立である。

この對立は亦軍備縮小問題の上に於いて、各種の難關を作りつゝあるのである。即ち、フランスが強大な陸軍と恐るべき空軍を擁して、飽迄ドイツを抑へつけて、大戰後の、ヨーロッパに於ける覇者たるの地位を築きつゝあることに對して、イギリスは尠からず脅威を感じつゝあることは、争はれぬ。のみならず、經濟的に見ても、ドイツが極端に窮乏に陥ることは、不利である關係もあり、これ等の政治的經濟的の理由から、フランスのドイツに對する、壓迫の手を掣肘しつゝあることは、賠償問題、或は軍備平等權問題に對して、ドイツに同情ある態度を示しつゝあることに依つて明瞭である。

四 各國の態度

國際聯盟は、大戰後に於けるヨーロッパの、政局の中心を爲し、英、佛は各々、相異つた立場から、之が存立を擁護するの必要を感じつゝあることは、現に滿洲問題に對して、遂に我が日本の脱退を賭して迄も、聯盟至上主義の立場を、執らざるを得なかつた事實に徴して、明らかに推察し得るところであらう。

而してイギリスは、大英帝國の各植民地、即ちカナダ、南アフリカ聯邦、オーストラリア、ニュージランド、インドをば各聯盟加盟國として、聯盟内に既に五票を有するのであるが、さらにフランスとの對立關係に於いて、ドイツ、イタリー、スエーデン、ノルウェー、デンマーク等を、その傘下に集め得る情勢に在り、之に對してフランスは、ポーランド、チェッコ・スロヴァキア、ルーマニア、セルヴィア等の中歐諸國

の一團により、常にそのヨーロッパ政策の支持を受けつゝあり、さらにドイツとの對立關係に於いて、ベルギー、スペインの參加を受け得る事情に在るので、聯盟内の空氣は、その成立の當初より、常に此の英、佛二國が、相對立した形に於いて、二大分野に分たれつゝあつたのであるが、さらにドイツの加盟後に於いては、大戰の戰勝國たる英、佛、白を初め、聯合及同盟と、戰敗國たるドイツ、オースタリー、ハンガリー、ブルガリア等の舊同盟國側との對立もあり、其の關係は頗る微妙複雑である。

而して以上の外に、なほ特殊な立場を現して居るのは、イタリアである。イタリアは英、佛と同じく、大戰に於いては、ドイツと戦つたのであるが、英米がドイツと共に同盟國側であつたが如く、大戰後に於いても、依然フランスとは頗る利害が相反する事情があり、フランスの事實上の保護國である、セルヴィアとの對立が、愈々激化しつゝあるのに依つて見らるゝ如く、フランスの小協商國連衡政策に對して、ドイツ、オースタリー、ハンガリーと提携して、中央ヨーロッパを、バルチック海から地中海に至る、縱斷連衡を以つて、之を中斷せんと企圖を藏して居るのである。

従つて、對佛關係に於いては、イギリスと共通の利害を感じ、大體イギリスと接近して居り、軍備縮小に對しても、常にフランスとの相對的主張を爲して譲らざるのみならず、而もヴェルサイユ條約に對して、不満を有するのであるから、ドイツの平等權を承認し、ヴェルサイユ條約の改訂に賛成する態度に出づるのである。特に、ドイツがファシズム化しつゝある今後に於いては、獨、伊の接近は、いよゝく濃厚になつて行

くであらう。斯の如き、イタリアの立場並びに態度は、さらに聯盟内の關係を複雑にし、愈々軍備縮小問題の實現化を、困難ならしめて居るとも云ひ得るのである。

さらに以上の國際聯盟加盟諸國の他に、軍備縮小問題に對して、重大なる影響を有して居るのは、第一にアメリカ合衆國である。アメリカは軍備縮小問題に對して、最も積極的な態度を示して居る。海軍に關する、ワシントン會議の招請は云ふ迄もないが、陸軍に關しても、昨年、ジュネーヴ會議に對して、天引三割縮小のフーヴァー案を提出して、各國を驚かした。從來は在郷兵制限及び貯藏兵器制限論であつたが、一九二九年の會議に於いて、この二點を讓歩したのである。また今次の經濟會議に對しても、軍備問題を挿入すべしとの議論が、國內には相當有力である様に見える。

元來アメリカは、海軍に關しては別として、陸軍に關しては、ヨーロッパ諸國の軍備如何に、何等の影響を受けない立場に在る。それにも拘らず、斯くの如く積極的な態度に出づるのは、一は、その傳統的の平和政策に基く對内的の理由からと、一は戰債問題を始め、ヨーロッパに對する經濟問題の關係に於いて、ヨーロッパ諸國の經濟復興の必然的要求として、軍備の縮小制限を主張するが爲めである。従つて、アメリカに多大の戰時債務を有し、而もその經濟復興に、アメリカの援助を必要とする諸國は、上述の如きヨーロッパの政情には適合せぬ理想論であるとしても、斷じてアメリカの意向を無視し得ない立場に在る。即ち上記の、フーヴァーの天引三割案に對して、フランスは正面から反對し、イタリアが無條件で賛意を成し、イギ

リスが表面賛成しながら、對案を提出して、巧妙に之を葬り去つたが如き態度に依つて、各國の對米關係を推測し得るが如く、各國共に何れも、アメリカの感情を尊重し、親善提携を失はぬ範圍に於いて、如何に自からの主張を維持すべきかについて、多大の苦心を拂ひつゝあることは、軍縮問題の上に於いて、大いに注目を要すべき點である。

アメリカに次いで重要な地位に在るのは、ソヴェット・ロシアである。膨大な陸軍を擁し、五箇年計畫の完成に精進しつゝあるロシアは、軍備縮小問題に對して、大なる影響を有する存在である。従つてその態度は相當重要視されて居る。併ししながらその國內の事情は一切明瞭ならず、外交上特殊な地位にあり、軍備全廢を主張し、或は數學的縮小論を主張して居るが、各國共に、その態度に多大の疑問を抱いて居り、現在の事情に於ては、孤立の立場に在るが如くであるが、最近、フランスを初め、邊境諸國と不侵略條約を締結し、切りにトルコとの接近を計りつゝある等の事情は、今後の態度を考慮する上に於いて、大いに注意すべき事實であらう。

五 軍縮會議の失敗

以上概説したるが如く、各々異なる各國の地位、情勢に依つて、容易に同一原則の下に律することを得ない世界の現状に在つては、一般的軍備の縮小を具體化することは、困難である。海軍協定が日、英、米三國間

に成立を見たのは、三大海軍國間の非常なる決意と、之を餘儀なくしたる政治的理由とに依るもので、海軍と異り陸軍の如きは、各國の個別的の利害が錯綜せるを以つて、容易に共通な一致點を見出すことは困難である。昨年ジュネーヴ一般軍備縮小會議の失敗に終れる理由は、實に此の點に在るのである。若しそれが、ヨーロッパ諸國を限りて、協定を行ふべく試みたならば、或は何等かの成果を得て居たかも知れぬ。

一九二六年以來の軍備縮小諸會議の経過に現れた所を見るに、軍備縮小の原則は、陸、海、空軍の同時制限、全世界の同時制限との二點に基礎を置いて居る。これは軍備が相對的であるとの原則から出發して、縮小制限も、亦相對的であらねばならぬとの考察に基くものであるが、この原則を具體的に數字の上に現すことになると、各國共に、何れも自國の特殊なる立場を固執し、何れも留保や條件が附加せられ、結局に於いて、何等實質的の決定を得られないのである。

さらに根本的に云ふならば、元來軍備の縮小は、國際聯盟規約第八條の「聯盟國は平、和維持の爲めには、其の軍備を、國の安全及び國際義務を、協同動作を以つてする強制に、支障なき最低限度迄縮小するの必要あることを承認す」とあるに出發して居るのであるが、一九二七年第三回軍備縮小準備委員會に於いて、決議せられたる、軍備縮小條約原案は第一條に於いて「締約國は其の陸海空軍の在營人員を制限することに同意す」とあり、前者の縮小の文字が後者に於いて、制限なる文字に改められて居ることは、既に軍備縮小そのものに對する、一步の退却であり、大戦後に於けるヨーロッパ各國の事情が、縮小と反對の方向に進みつゝあるこ

とを現して居るもので、『軍備縮小が平和の前提であるか、平和が軍備縮小の前提であるか』といふ疑問は、果して何に依つて解き得るであらうか。

即ち、一國の軍備の縮小制限は、その國の安全と併行すべきものであり、而して、その國の安全の爲めに必要なる、最小限度の武力をさらに低下するためには、依頼し得べき國際保障を要求することになるのである。これフランスを初め、各國に於いて主張される、安全保障問題である。之に對しては、ロカルノ條約を初め、ケロッグ不戰條約等、幾多の試みが行はれたけれども、各國の錯綜せる利害關係、政治事情は、未だ、何れも絶對的安全の保障を與へ得ることを不可能と爲し、従つて之によつて軍備縮小が、實現するの程度には至らぬのである。

兎も角も一九二六年以來の各國の努力に依つて、陸軍に關しては在營人員及兵器の豫算を以つて、空軍に關しては、在營人員に航空機の勢力を以つて制限し、また、在營年限に關しては、各國毎に必要な年限を定め、他方各國に共通する最大年限を定め、さらに陸、海、空軍の年度豫算を以つて制限せんとするの、原則を決定し、今後の軍備制限に對する方向を示したのではあるが、昨年的一般軍縮會議は、日、英、米三國案の鼎立を見、その何れの案に對しても、之を採擇し、討議を進めて行くことが不可能な空氣となつた、即ちドイツに關しては、軍備平等權の問題が紛糾し、日本は滿洲問題で、聯盟を脱退する等の、緊迫した情勢を生じたので、會議の續行は殆んど絶望に陥つてしまつた。斯くて本年に入り、イギリスは、さらにマクド

ナルド提案なる、新縮小案を提出し、會議の局面の轉換を計らんと試みたのであつた。併しながらそのマクドナルド提案に對しても、各國共に然したる反響を示さず、ために軍備縮小問題は、前途全く暗澹たる情勢に在る。

ヨーロッパの空氣は、いよ／＼不安を増大し、大戰前に於ける危機の再來を、想はせるに十分なる形勢に迫りつゝあるを以つて、此の局面を打開せんとする努力は、英、獨、佛、伊の四國協商の計畫となつて現れたのであるが、これも結局、獨、佛相容れざる事情に於いて、成功の見込みは殆んど無いと見られて居る。こうした情勢の下に於いては、各國の非常なる熱意と協力とが無い限り、軍縮制限の程度に於いても、今日迄の諸會議の結果を、有效ならしむることは、殆んど不可能である。要するに、前途は尙ほ遑遠である。制限にして然り、況んや縮小をやの感が深い。

六 聯盟の軍縮委員會

國際聯盟は、聯盟規約の第八條の『聯盟理事會は、各國政府の審議及決定に資する爲め、各國の地理的地位及諸般の事情を參酌して、軍備縮小に關する案を作成すべし』に基いて、先づ一九二〇年三月八日の理事會に於いて、『歐洲の經濟的窮狀を救はんが爲め、武器を平和の脚下に納め、軍備を國の安全に支障なき最低限度に制限し、此の爲め國際聯盟が、一刻も速かに、提案を審査せんことを希望す』との聲明を發して、軍備

縮小具體化の第一歩を踏み出したのであつた。斯くて同年五月十七日、ローマに於いて開催された理事會は、規約第九條に依る、陸、海及び空軍問題に關する、常設委員會の設立を決定した。同委員會は、理事會に代表を送る國の軍事代表部を以つて構成されることになり、先づ、國際聯盟加盟國の、陸海、空軍の實勢力の審査に着手した。

斯くて同年十一月より十二月に亘つて開催された第一回聯盟總會に於いて、聯盟一般の問題として取扱はれ、討議の結果『眞實の軍備縮小の實現迄には、漸進的態度を以つて、階梯を追うて事業を進めること』の方針を承認し、聯盟規約第八條に規定された、軍備縮小に關して、研究並に提案を準備して、理事會に附議すべきことを委嘱すべく、『政治、經濟、社會、歴史及び地理上の事情を研究する爲め、所要の權能を有する』人々を以つて委員とする、臨時混成委員會なるものを任命した。

此の臨時混成委員會は、一九二二年二月二十五日設立せられ、フランスのヴィヴィアンを議長として、政治、經濟、社會等の専門家六人、諮問委員會の委員六人、經濟財政委員會の委員四人、及び國際勞動局理事會員六人を以つて組織せられ、前記聯盟總會の委嘱に基いて、活動を開始した。而して一方同年十一月には、後記の如く、海軍の制限及縮小に關して、聯盟とは別に、ワシントン會議が開催された。同年十一月の第二回の聯盟總會に於いて、混成委員會は軍備縮小問題研究の専門家四人を加へて、さらに擴大せられ、總會は、混合委員會の提議に基き、一九一三年及び一九二二年度に於ける、各國の軍備狀態を明らかならしむ

る統計調査、及び國の安全、國際義務、地理的情況並に特別事情等により、必要とされる考慮に關して、各國の説明を求むることを、理事會に依頼した。

斯くて混合委員會に於いては、一九二二年二月の會合に於て各國の陸軍及空軍を、ワシントン會議の海軍備制限に倣つて、一定率に制限せんとする、英國代表エッシャーの提出に係る、所謂エッシャー案を初めとして、更らに研究審議を進めたが、軍備縮小の基礎を決定するためには、之と關連せる幾多の錯雜せる難問題に就き、政治的解決を必要とするとの見地から、英國代表セシルの提案を基礎として、相互安全保障に關する、第十四決議と稱せらるゝ次の決議を採擇した。

- (一) 軍備縮小の如何なる方法も、一般的でなければ、有效でない。
- (二) 世界の現狀を以つてしては、何れの國家も國の安全に關し、満足なる保障を得るに非れば、軍備を縮小することを得ぬ。
- (三) 右の保障も、また一般的のものであることを必要とする。
- (四) 右の保障は、勿論、軍備縮小を前提とするものである。

右の保障原則の採擇に際し、委員會は『國家の安全を、少くとも現在の程度に保障しつゝ、その軍備を縮小し得る様にさせるのである』との意向を表明した。併しながら、此の安全保障の協定の性質に關して、セシルの提案せる一般的協定に對して、フランスのジューヴェネルを初めとして、地方的協定論を以つて反對し

た。茲に於いて一九二二年の第三回聯合の第三委員會は、以上の兩説を折衷した所の、一つの決議を提出した。この決議は修正の上、總會で採擇された。その内容は次の如くである。

(一) 聯盟規約第八條の意味する、軍備縮小を實行せんとする計畫は、一般的なるものに非れば、充分なる成功を期すること不可能である。

(二) 世界の現勢を以つてしては、多數の政府は自國の安全に關し、満足なる保障を得るに非ざれば、重大なる軍備制限に對し責任を負擔することが出来ない。

(三) 斯くの如き保障は、一切の國の加盟を許容し、且つ其の加盟國に對し、其の中の一つが攻撃せられたる場合に於いては、豫め協定された計畫に基き、其の被攻撃國に、迅速且つ有效なる援助を與ふべき、義務を負擔せしむる防禦協定に之を求め得るであらう。但被攻撃國に對し、右の援助を與ふべき義務は、原則として世界の同一地方に存する諸國に限り、これを負擔すべきことを條件とする。然れども、歴史的、地理的又は其の他の理由に依り、一國が他國より攻撃を受くべき、特異の危険の中に在る場合には、其の防禦のために、前述の計畫實行に關し、特殊の手段を講じなければならぬ。

(四) 一般軍備制限は、以上三提議の目的にして、相互保障條約は、右の目的を達成する手段なるを以つて、豫め軍備制限に同意することは、同條約の第一條件である。

(五) 軍備制限の遂行は、これを一般條約により行なふことを、最も希望する所であるが、或は一般に擴張

することを目的として、一般の國の加盟參加を許容する、局部的條約に依つて行ふことが出来る。第一の場合に於いては、同條約は、これを以て一般的軍備制限の目的を達成し得るに至るべく、第二の場合に於いては、制限の程度は、保障條約に依り與へらるゝ、保障の程度に比例すべきものである。

(六) 聯盟理事會は、右二方法の、各々が如何にして遂行せらるゝやに關し、臨時混成委員會が審査の上提出する意見を聽きたる後、さらに其の方法を明確に實現するに必要な政治的及軍事的機關に關する計畫を立案し、各政府の審査決定を受くるため、其の計畫案を各國の政府に送付する。

右の決議に基き、混成委員會は、一九二二年より三年に亘り、相互援助條約案の作成に着手し、一般的保障を基礎とするセシル(英)案と、軍事的保障を豫定せる地方的協定を主張するカレン(佛)案との兩案を折衷して、『締約國は、侵略的戰爭が國際的罪惡なることを宣言し、各自是を犯さざることを嚴かに約す』といふ第一條を冒頭とし、(一) 一般的保障及特殊條約 (二) 戰爭の豫防及び聯盟理事會の權限 (三) 侵略の場合(四) 無防禦地帯 (五) 干渉費 (六) 軍備縮小、の各項目を内容とした、相互援助條約草案を起草した。

此の草案は、一九二三年の第四回總會に於いてベネツシユ提案として審議せられた上、聯盟國及びアメリカのソヴェイェトロシア等、各國に送付して回答を求めた。その結果は二十九箇國が回答し、十八箇國は原則上の賛成を表明し、多少の修正を提案した。併し全體としては強硬なる反對論に會つたので、その實現の不可能なことが明白となり、この相互援助條約はそのまゝで消滅してしまつた。

七 平和議定書

一九二四年九月の第五回聯盟總會に於いて、英國代表マクドナルドは、相互援助條約に代ふるに、仲裁々判制度を擴張完成し、政治問題をこれに包含せしむることを主張し、又佛國代表エリオは、安全保障と軍備縮小にさらに仲裁々判を結合して、安全、軍備、仲裁の三位一體を唱へた。これに基いて聯盟は、この三者の相關關係を認め、總會は第一及第三委員會に研究を委嘱した。

第一委員會は仲裁々判、第三委員會は安全保障と軍備縮小とを擔當し、さらに兩委員會の混成委員會を設けて、研究審議を進めた結果、(一)戦争の不法化、(二)義務的仲裁々判の確立、(三)侵略國の定義、(四)安全と制裁、(五)經濟及財政上の援助、(六)特殊條約、(七)軍備縮小を内容とした、統一的な平和議定書案を作成した。

斯くて此の議定書案は、十月一日の聯盟に提出せられた。日本代表は、議定書を聯盟規約第十五條第八項に關聯せる點に於いて、戦争の全部的禁止に關して、修正意見を提出し、種々なる曲折を経て、總會は之を採擇した。而して總會終了後にこれに十四箇國は調印し、チェッコ・スロヴァキアは批准した。然るに同年十二月の聯盟理事會に至り、イギリスのポールドウイン新内閣は、議定書の審査期間の延期を申出で、翌一九二五年三月の理事會に於いて、英國代表チェンバーレン外相は、義務的仲裁々判制度の實際上の不都合と、ア

メリカ其他の不參加とを理由とする、議定書の否定的聲明を發したので、遂にこの平和議定書はそのまま葬り去られてしまった。

相互援助條約及び平和議定書の斯くの如き結果は、一般的安全保障乃至軍備縮小に關する協定の實現は、頗る困難なることを表明したものである。一九二三年にはルール占領問題が起り、ヨーロッパ各國は刻々と増大し來る不安に脅され、何物かこの險惡なる空氣を緩和すべきの方策を求めた。即ち一九二三年ドイツは、ルール地方に於ける抵抗を中止すると共に、ドーズ案を承認し、聯盟加入を條件として、ライン地方の保障條約を實現せんと努め、一九二五年一月、ドイツは英、佛、日、伊四國間に相互保障條約締結案をイギリスに提示したので、之を機會として、上記五國に、ポーランド、チェッコ・スロヴァキアの二國を加へて、ロカルノに會議を開き、前述の平和議定書の地方的復活を要望する大勢を背景として、十月十六日所謂ロカルノ條約の草案を採擇し、十二月一日、ロンドンに於いて調印を見るに至つた。

ロカルノ條約は、五條約、二協定より成り、其の根幹を爲すものは、ライン條約と稱せらるゝ、英、佛、獨伊、白五國の相互保障條約で、(一)佛、獨間及び白、佛間の國境不可侵の尊重及び之に對する英佛の保障、(二)獨、佛、白は相互侵略行爲に出でざること、及び正當防衛の場合或は國際聯盟規約に依るの他、戦争に訴へざる義務を負ふこと、(三)佛、獨間、白、佛間に生じた紛争は戦争に訴ふることなく平和手段により之を處理し、國際裁判所又は、國際聯盟理事會に附託すること等を内容としたものである。その他の四條約はフラン

スとドイツ、ベルギーとドイツ、ドイツとポーランド、及びドイツとチェッコ・スロヴァキアとの仲裁々判
條約である。二つの協定は、フランスとポーランド、及びフランスとチェッコ・スロヴァキアとの協定で、
何れも一方が前記諸條約に違反した、ドイツの行爲により、攻撃を受けた場合、他方が之に援助を與ふべき
を協定したものである。而してこのロカルノ諸條約は、ドイツの聯盟加入後效力を發生するものであつたが、
その後直ちにドイツの聯盟加入が實現し、ロカルノ條約は效力を有つに至つた。

併しながら勿論此の程度の條約等を以つて、各國の安全が現實に於いて、保障されるものでないことは明
らかである。斯くしてヨーロッパ各國は何れも不安の解消されざる限りは、引いて軍備の擴張となり、軍備
の擴張はさらに不安の増大となるの事情に直面して、遂に一九二四年十月の聯盟理事會に於いて、ベネツシ
ユが『軍備縮小會議が成功しなければ、安全保障は完全でない』と叫んだが如く、聯盟はさらに軍備縮小に
重心を置いて新しき努力を試みることゝなつた。

平和議定書が葬り去られた、一九二四年の聯盟總會直後の理事會に於いて、軍備縮小の繼續的指導を行ふ
ため、理事會の委員會を設けることを決定した。而してさらに理事會委員會の委員全部、經濟財政機關交通機
關より夫々議長並に一人若くは二人、常設諮問委員會の委員六人、國際勞働局理事會より四人、及び場合に
依り専門家、法律家若干人を加へた、連絡委員會を設け、軍備縮小の一般的議題の作成に着手した。更らに
一九二五年の第六回聯盟總會はスペイン代表キノネス・ド・レオンの提議に依り、一般の安全に關し、第三回

の決議第十四決議による、充分なる保障を得たる時』に於いて、軍備縮小會議を招集し得る様に、準備研
究すべきことを、理事會に勧告した。

茲に於いて理事會は右の總會の勧告に基き、同年十二月軍備縮小會議準備委員會を設けた。この委員會は
爾來、今日迄及んで活動を續けて居るものであり、その構成は、(一)理事會國の代表、及び(二)地理的位置
により軍備縮小問題に關して、特殊な地位に在る國の代表、(但し他の立場より既に同委員會に代表を參加
せしめて居るものは此の限りに非ず)の外に、聯盟に加入して居ない、アメリカの代表を加へ、一九二七年
十一月以來ソヴェット・ロシア、一九二八年三月以來トルコが參加したので、この三國代表者を以つて組
織された。委員會はさらに、軍事を専門として、準備委員會に代表せられたる各國の、陸、海、空軍の専門
家各一人を以つてA小委員會、また經濟事項に關して、準備委員會の各國代表部よりの各一人を以つてB委
員會を設けて、事業を進めた。此の理事會に於いては、セシル、ボンクール及びスペインのコピンヤンの三案
が提出されたので、この三案の提案者に一つの質問箇條を作成すべきことを求めた。尙ほ軍備制限の國際監
督に關する問題も討議された。

斯くて一九二五年十二月、理事會は第一軍備の定義、第二軍備の制限及び縮小、第三各國軍備の比較標
準、第四攻撃的軍備と守勢的軍備、第五各國軍備の比率、第六民間航空機と軍用航空機との區別、第七一般
的軍備縮小と地方的軍備縮小の七箇條に互る、質問箇條を採擇し、之を準備委員會に附託した。

八 海軍協定成立

國際聯盟に於ける一般軍備縮小問題は、上述の如く遅々として進捗しないのであつたが、海軍に關しては日、英、米三國間に於ける、日米の造船競争を中心として海軍々備對立の緊迫した事情を緩和するため、突如として、一九二一年八月、アメリカのハーディング大統領の招請に依つて、ワシントンに於いて、海軍々備の制限及縮小に關する會議が開催せられ、ハーディング大統領會議を司會し、加藤友三郎（日）バルフォア（英）ヒュース（米）ブリアン（佛）シャンツェル（伊）等の各國代表が集り協議三ヶ月に亙る大會議の結果、一九二二年二月六日に先づ日、英、米三國間に、左の如き條約が成立した。

一 四國協約

（日英同盟を破棄し、日、英、米、佛の四國に依る太平洋協定）

二 海軍々備制限に關する一般規定

（一） アメリカは建造中のウェスト・ヴァージニア級の軍艦二隻を完成保有し、ノース・ダコタ及びデラウェアを廢棄し、イギリスは基準三萬五千トンを超えざる主力艦二隻を建造することを得べく、サンダラ、ヤングジョージ五世、エヂヤクス及びセンチュリオンを廢棄すべし。

（二） 前記以外の主力艦建造計畫の拋棄、代艦建造以外の新主力艦の建造及び取得するを得ず。

（三） 主力艦の建造合計トン数は左記を超ゆることを得ず。

アメリカ及びイギリス 五五、〇〇〇

日 本 三五、〇〇〇

フランス及びイタリー 一五、〇〇〇

（四） 主力艦の排水量は三萬五千トン以下。

（五） 主力艦の塔載砲は口径十六インチを超ゆることを得ず。

（六） 航空母艦の合計トン数は、左記を超ゆることを得ず。

アメリカ及びイギリス 一五、〇〇〇

日 本 八一、〇〇〇

フランス及びイタリー 六〇、〇〇〇

（七） 航空母艦の代艦建造。

（八） 航空母艦は二萬七千トンを超ゆることを得ず。

（九） 航空母艦の塔載砲は口径八吋を超ゆることを得ず。

（一〇） 主力艦及航空母艦以外に、一萬トンを超ゆる軍艦は建造又は取得することを得ず。

（一一） 將來建造さるべき主力艦以外の軍艦の塔載砲は、口径八インチを超ゆることを得ず。

- (一二) グラム、フィリップ、香港及び小笠原、奄美大島を含む太平洋防備現状維持の規定。
- (一三) 本條約の再審議又は修正をなす目的を以つてする會議の開催、實施より八年經過の後、成る可く速かに招集す。

(一四) 本條約は一九三六年十二月三十一日迄效力を有す。

(一五) 各國の保有すべき主力艦隻數トン數

アメリカ	十六隻	五〇、〇六〇
イギリス	二十一隻	五八、四五〇
日本	十隻	三〇、三三〇
フランス	十隻	三二、一七〇
イタリー	十隻	一八、八〇〇

尙、上記海軍條約に先だつ二月一日に、潜水艦に關する協定及び毒ガス使用に關する宣言が採擇された。ワシントン條約は、日、英、米、佛、伊五國の海軍を、老朽艦を破棄し、現有勢力を基礎として五・五・三・一七五・一七五の比率に制限したことは、軍備縮小問題の上に於いて、全く劃期的の大事業であつた。イギリスは此の會議に於いて、潜水艦全廢を主張したが、日、佛は之に反對し、結局單に宣言して採擇するに止まつた。又陸軍の問題に對しては、フランスが強硬に反對し、之れに觸れなかつた。併しながら何分とも政治的協定

を基礎として、初めての試みであつたので、専門的に之を見る時は幾多の不備缺點が存して居たことは止むを得ぬ所であつた。即ち主力艦の比率のみを決定して、補助艦に關しては、單に一萬トン、八吋以下といふ程度の制限に止まつて居たので、各國は忽ち補助艦に於いて優勢を保持せんとし、主力艦、航空母艦以外の造艦競争を惹起せんとするの形勢が現れ、ワシントン協定も危険に瀕するに至り、一方國際聯盟に於ける軍備縮小準備委員會の事業も進捗困難なるの形勢を看取るや、ハーディングの遺志を繼承したクーリッジ大統領は日、英、米、佛、伊の五國を以つて、補助艦制限を主題とした第二次の海軍々備縮小會議をジュネーヴに開催すべく、一九二七年六月各國に招請狀を發したが、佛伊兩國は之れに應ぜず、遂に日、英、米三國會議となり、會議は六月二十日より開かれ、齋藤實(日)ブリッヂマン(英海相)キブソン(米駐英大使)を首席代表として審議を開始したが、日本は補助艦に於ける五・五・三の比率を絶対に排斥し、又制限方式に關して米は巡洋艦、驅逐艦、潜水艦の三艦種に大別する、艦種別總トン數主義を取り、英は巡洋艦其他を充分に細別する、艦種艦級別トン數主義を執つて譲らず、遂に會議は八月四日決裂の止むなきに至つた。

このジュネーヴ會議の失敗に歸するや、造艦競争は、益々熾烈となるの止むなき形勢に立至つたので、翌一九二八年七月、先づ英佛は英佛海軍協定を作つて、地方的軍備制限を以つて、この惡化を防がんとした。やがて一九二九年に至るやアメリカに於いて、フーヴァの大統領就任を見、さらに英國に於いてはマクドナルド労働黨内閣の出現を見るに至り、兩國共に軍備縮小問題に對して考慮を拂ふに至つた、恰も、八月不戰條

約の批准を終へ、十月マクドナルドのフーヴァー訪問が行はれ、こゝに於いて、第二次海軍々備縮小會議の開催を前提として、先づ補助艦に關する英米協定が成立した。

斯くて此の英米協定を中心として、日、佛、伊三國の海軍制限を實現すべく、十月七日を以つてロンドン會議の招請狀を發した。會議は若槻禮次郎（日本）マクドナルド首相（英）ステイムソン國務長官（米）タルジュ首相（佛）克蘭デイ外相（伊）等の各國代表を以つて、一九三〇年一月二十一日から開かれた。英米間に於いては、上述の如く既に了解が出来て居たのであるから、此の會議の中心は、日本の對米七割、潜水艦六萬トンの、所謂三大原則の主張と、フランスの安全保障の要求及びイタリーの對佛均等主義の主張であつた。即ちアメリカの總括的六割の提案に對して、日本は七割を取つて動かさず、一方佛、伊の協調も進まず、會議は幾度か行惱み、遂に二月十七日に至つて、殆んど決裂といふ形勢となつた。茲に於いて日米間は、松平（日）リード（米）の自由會議により又一方、日、英、米三國を海洋國とし、英、佛、伊三國を歐洲國として、二つのグループに分けて討議を進めることとし、辛うじて、局面を打開し、兎も角も、四月二十二日に至り、一九三〇年ロンドン海軍條約なる五國條約が成立したのであつた。その内容は左の如くである。

- (一) 一九二二年のワシントン條約に依る、主力艦の代艦建造を一九三六年迄中止す。
- (二) アメリカは、フロリダ、ユター、アーカンソー又はワイオミングを、イギリスはペンボ、アイアン・デューク、マーバラ、エンペラー・オブ・インディア、タイガーを、日本は比叡を、破棄す。（但、アメリ

カのアーカンソー又はワイオミング、イギリスのアイアン・デューク及び日本の比叡は、練習艦として保有することを得

- (三) 航空母艦の定義、現存の主力艦及び航空機の着艦裝備をすることを得ず。
- (四) 口径六・一インチ以上の砲を搭載する、一萬トン以下の航空母艦を建造又は取得することを得ず。
- (五) 潜水艦は排水量二千トン、砲は口径五・一インチを超ゆるものを建造又は取得することを得ず。
- (六) 制限免除の艦船に關する規定
- (七) 航空母艦以外の一萬トンを超えざる艦船の代換規則（附屬書一）
- (八) 巡洋艦、驅逐艦の定義
- (九) 一九三六年までに竣工し得る、日、英、米三國の巡洋艦驅逐艦トン數

	アメリカ	イギリス	日本
甲、巡洋艦（砲六・一インチ以上）	一八〇,〇〇〇	一四六,〇〇〇	一〇八,〇〇〇
乙、巡洋艦（砲六・一インチ以下）	一四三,五〇〇	一五二,二〇〇	一〇〇,〇〇〇
驅逐艦	一五〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇
潜水艦	五三,七〇〇	五二,七〇〇	五二,二〇〇

巡洋艦の最大隻數はアメリカ十八隻、イギリス十五隻、日本十二隻、

驅逐艦は、割當トン数の一割六分迄は、千五百トン以上使用し得、
巡洋艦各種の割當トン数の二割五分迄は航空機著艦裝備を爲すことを得、

(一〇) 本條約は一九三六年十二月三十一日迄有效。

此の會議に於いてイギリスは、會議の招請狀に於いて、既に潜水艦全廢を希望する旨を明記して居つた程で英、米は共に潜水艦の極端なる縮減を極力主張した。之れに對し日佛は全廢どころか、縮小に對しても極力反對した。イタリイは他艦種に於いて佛國に對比して有利なる地歩を獲得せんとして、英國と結び佛國を押へんとしたため、曖昧なる態度を持ち、全廢必ずしも反對にあらずとの意志を示した。艦型の最大限を二千噸とし、米、佛の現有潜水艦中の二千噸以上のものは之れが存有を認め、尙潜水艦の艦齡を十三年とすることは、五箇國間に意見一致したが、保有兵力量に關してフランスは強硬に自説を固持し、遂に、英、佛、伊の歐洲組に於いては、補助艦全體保有量に對する協定成立せず、ロンドン條約の第三編、即ち兵力量の協定に佛、伊兩國は參加しないこととなつたのである。日、英、米の海洋組は、日本が強硬にして公正なる主張をなしたに拘らず、英、米との妥協上、水上補助艦に關する一部の讓歩と共に、潜水艦に於いても我要求の三分の二、即ち一九三七年初頭に於いて艦齡十三年未滿の現有潜水艦、五萬二千七百トンを標準とし、日、英、米三國同勢力たることに讓歩せざるを得ざる情勢に立ち至り、日本は本條約が一九三六年末までの暫定的のものたるを條件として、承認することとなつたのである。

尙ロンドン會議後英、佛、伊の三國間に兵力量に關し、交渉が開始せられ、一九三一年の三月に至り英、佛、伊三國間の假協定が出来た。之れは一般的に見て一種の造艦協定であつて、直にロンドン條約の第三編と同一に律することは出来ないものであるけれども、潜水艦に關しては、兎に角佛國に對し八萬一千噸の保有を認めて居るので、イギリスは之れを以つて過大なりとし、之れに對しロンドン條約の 에스カレーター條項を適用するか否やは來るべき一般軍備會議に於いて最後の決定をなすまで、保留して居るのである。

九 不 戰 條 約

一九二五年ロカルノ條約は、兎も角も歐洲大戰後に於ける結末をつけたものとして、特筆されるものであるが、その精神は飽迄國際聯盟本位であり、従つてその行動し得る範圍も聯盟規約を一步も出で得ないものであつた。茲に於いて、アメリカを外に置く聯盟として、又それが地方的協定である點に於いて、何となく條約の壓力を缺く様に見えた。斯くて又問題は一般的保障へと再轉し來つたのである。

一九二七年六月、フランスのブリアンはアメリカに向つて、不戰條約案を提議した。茲に於いて、アメリカ政府は翌二八年四月十三日附を以つて、日、英、獨、佛、伊五國に對して、多邊的不戰條約の締結を提議し、其の後各國の交渉を経て、パリに於ける、十五箇國代表者の會議を開き、八月二十七日調印せられ、一九二九年七月二十四日、日本の批准書が委託と共に效力を發生したものである。此の不戰條約、所謂ブリアン・ケロ

ツグ・バクトと稱せらるゝ『戦争放棄に關する條約』は左の二箇條より成つて居る。

第一條 締約國は、國際紛争解決の爲め戦争に訴ふることを非とし、且つ相互關係に於いて、國家の政策手段としての戦争を放棄することを、その國の人民の名に於いて嚴肅に宣言す。

第二條 締約國は、相互間に起ることあるべき、一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問はず、平和手段に依る外、これが處理又は解決を求めざることを約す。

同條約は元來道德的義務を基礎とし、政治的效果に重點を置くものであるから、之に對して提唱者たるアメリカ政府は、その效果の減殺を考慮して一切の留保を認めない方針であつたが、何しろ内容の重大さに比して、極めて簡単な抽象的な條文であるから、之が解釋に對しては、幾多の疑義を生ぜざるを得ない。そこでイギリスは、一九二八年五月十八日附對米回答に於いて『イギリス政府は世界の或る地域に就いて、攻撃に對して防衛することはイギリスに取りて、自衛手段である』との、大英モンロー主義に關する聲明を發し、又日本は、第一條中の『人民の名に於いて』の字句が、對内的の問題となり、同じく六月二十七日『帝國憲法』より觀て、日本に限り適用なきものと了解することを宣言し、遂にアメリカ自身も『上院外交委員會報告書』の形式に於いて、自衛權と牴觸せざること、モンロー主義を維持することは自衛權の一部であること、條約違反國に對して、兵力又は強制手段を使用すること豫想せざること及びアメリカ以外の國に對する條約に對して、アメリカの地位又は關係を變ずるものに非ざることの四點を強調した。

さらに此の不戦條約は、總ての戦争を禁止して居るのであるが、聯盟規約は所謂制裁戦争なるものを認めて居る。又上記のロカルノ條約の如きは、援助戦争を認めて居るので、此の點の調和を如何にするかといふことが問題となり、一九二九年の第十回聯盟總會に於いて、マクドナルド(英)より、規約第十二條及第十六條の修正が提議さるゝに至つた。茲に於いて聯盟は十一人委員會を任命し、同委員會は翌一九三〇年二月—三月に互り審議の結果、『十一人委員會案』なる、規約修正案を作成し、第十一回總會に報告した。總會は之を第一委員會に廻附したので、第一委員會は『十一人委員會案』を審議し、更らに修正して總會に報告したので、總會は之を採擇し、『十一人委員會案』と共に各國政府に送附して意見を求めることにした。

併し規約改正は、その結果聯盟としては、制裁義務が擴大する恐れのあること、戦争の定義及び不戦條約に附加せられた、上記の各國の留保或は了解を如何に表現するか等の點に就いて非常な困難があり、結局改正案の實現を見ず、今日に及んで居る。

而して一方聯盟に於いては、一九二四年の平和議定書の不成立後、さらに同議定書を基礎として研究を続け、一九二七年の第八回總會に於いては、軍備縮小會議の準備に困難を來しつゝある事情に鑑み、又も此の困難を打破するため、仲裁々判制度の發達に期待すべしとする主張が起り、之は、オランダのプロクランド、フランスのポール、ドイツのナンセン、等の軍縮、安全保障、仲裁々判に關する提案として現れたが、プロクランドのソカルは、義務的仲裁々判と併せて、(一)侵略的戦争の禁止、(二)一切の論争の平和的解決、の二

箇條より成る、不戰條約案を提出した。これはポーランド案は、上述のブリアン・ケロツグ條約の、先驅を爲したと云はれて居る。

斯くて第八回總會に於いては、『仲裁々判及び安全保障委員會』の設立が決定せられた。此の委員會は、軍備縮小準備委員會に代表を出して居る各國の代表、參加希望の聯盟國、及び招請された國の代表者を以つて組織され、軍縮準備委員會を援助し、且つその指導の下に、軍備縮小の實現を目的として、仲裁々判及び安全保障問題を研究することゝなつた。この結果は翌年の第九回聯盟總會に、仲裁々判に關する一般議定書となつて現はれたのである。

一〇 一般軍縮會議準備

一九二五年の第六回聯盟總會に依つて任命された軍備縮小準備委員會は、翌一九二六年五月二十八日その第一回の會合を開き、第二回を九月より十一月に互つて、さらに第三回を二七年の三月に開き、其の後第四、五回と幾度かの討議を繰り返したのであつたが、如何なる方式に依り、軍縮を實行すべきかの主義に關して、大國間の意見の一致を缺き、議事の進行は甚しく困難であつた。而も此の局面を打開すべく計畫された、補助艦問題に關する日、英、米、佛、伊の五國會議も不成立に終つたので、英、佛政府はさらに、此のジュネーヴ五國會議の失敗を恢復するために、一九二八年八月、各國均勢を以つて大型巡洋艦及び大型潜水艦を、爲

し得る限り制限し、輕巡洋艦以下の、水上艦艇及び小型潜水艦は、各國の所要に應じて、任意に必要な數を建造せしめんとする内容の、英佛海軍條約の締結を企圖した。即ち同條約を以つて、從來の問題であつた、海軍制限方式に關する、英佛双方の主張の杆格を調和せんとしたものであつたが、此の妥協案に對して、アメリカは斷然反對し、イタリイも亦反對の意志を表明したので、遂に此の條約は立ち消えとなつた。

斯くて同年の第九回聯盟總會に於いて、軍備縮小事業の進捗せざることに對して盛んなる非難が起り、準備委員會の開催を迫まつたる結果、漸く一九二九年四月に第六回の準備委員會が開かれるに至つた。同委員會の劈頭に於いて、ギブソン(米)はフーヴァー新大統領の軍縮に對する態度として『アメリカは、陸軍問題に關しては、他國の協定する所に委し、専ら海軍制限問題に力を用ふべく、海軍制限に關しては、融通(ヤードステイック)等の觀念を採用し、又不戰條約を考慮し、制限に止まらず全艦種に互り縮小を行はんとするものであることを表明し、且つ軍備縮小の實現に對して各國の協力を慫慂したので、我海軍問題に關して曙光を認めらるゝに至つた。斯くて此の空氣は、上述の如く一九三〇年一月ロンドンに於ける、日、英、米、佛、伊五國海軍の、軍備制限方式の協定と成ると共に、日、英、米三國間の、補助艦協定を見るに至つたのである。斯くて好轉を示した空氣に乘じ、國際聯盟の軍備縮小準備委員會は、同年の十一月第六回の引續きとして會議を開いたが、各國は頗る互讓妥協の態度に出たので、一氣呵成に條約案作成を完了するに至つた。茲に五箇年間に互る準備委員會の事業を終り、各國の留保事項を附したるまゝ、同案を理事會に報告し、一九三

一年一月二十四日の理事會に於いて之を採擇した。茲に於いて聯盟理事會は國際聯盟加盟國は勿論、アメリカ及びソヴィエツト・ロシアは勿論、其他の聯盟不加盟世界各國の政府に對し、一九三二年二月二日ジュネーヴに於いて一般軍備縮小會議を開催すること、及び之に参加を促すべき正式招請狀を發したのである。

第一編 人員の制限、

陸、海、空軍、及び軍隊組織團體に於ける人員を、各別に日割平均人員を以つて制限し、尙ほ徵兵制度に依る服役期間を限定する。

第二編 機材の制限、

陸軍 軍用機材の維持購入及び製造を、毎年の經費に依つて制限する。

海軍 各國艦船の總量、及び艦種別に区分し、又小海軍國に對しては、特に艦種間の融通の規定を設けた外、ロンドン海軍條約の條項を殆んど全部に互り踏襲し、機材の直接制限、及び經費を以つてする間接制限を爲す。

空軍 飛行機數及び馬力に依り、飛行船は隻數、總馬力及び總容量に依り制限する。

第三編 豫算の制限、

陸、海、空軍並びに各軍隊組織團體の、毎年の經費總額を以つて制限す。

第四編 情報の交換、

毎年、條約に依り制限せられたる事項に對し、互に情報を交換す。

第五編 化學兵器、

毒ガス、或はバクテリアを戰爭に使用せざることを規定す。

第六編 一般規定、

常設軍備縮小委員會の構成及任務、除外例の規定、異議申立の手續、尙ほ最終規定として批准有効期間等の規定。

一一 一九三二年の會議

斯くの如くにして開かれた、一九三二年の一般軍備縮小會議は、參加國は聯盟加盟國五十五箇國、非聯盟九箇國、合せて六十四箇國に及ぶ、空前の大會議で、パリ講和會議以來の最重要會議であり、特に軍備縮小史上二期を劃すものとして、全世界の注視を集めたのであった。會議は豫定の如く二月二日を以て開かれた。議長にヘンダーソン(英)名譽議長にスイスのモッタ大統領を選擧し、資格審査、議事規則、請願審査の三委員會設置を決定した。次いで四日より引續き本會議を開き、議長、名譽議長並副議長、及び委員會議長を以つて編成せらるゝ、幹部會の構成、副議長十四箇國(日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリ、

ドイツ、ロシア、ベルギー、スウェーデン、スペイン、オーストリア、ポーランド、チエツコ、アルゼンチンの選舉を濟ませて、いよいよ五日の會議に於いて、國際軍編成等に關するタルデユ（佛）の提案を始めに、議事に入った。

茲に於いて二月八日の會議に、各國より一名の代表者を以つて、一般委員會を構成し、一般討論を進め二月十七日を以つて一と先づ一般討論を終り、二月二十四日より委員會の審議に入った。一般委員會の他にさらに、政治、陸軍、海軍、空軍、國防費の五分科委員會を設定し、一般委員會と共に、各關係事項を審議することとし、三月十九日より四月十日迄休會となつた。

次いで四月一日より一般委員會及び幹部會を開き、審議を續行し、さらに五月十日の幹部會は、化學戰禁止問題を研究すべき特別委員會、及び各國の現有兵員數に關する各種情報を研究し、共同の基準に依り各國兵員數と比較を可能ならしむべき、報告書を作成すべき専門委員會の、二個の委員會設置を決定した。斯くして、各分科委員會は何れも連日討論を續行し、六月十日前後を以つて各委員會共に、何れも報告書を提出したので、六月十四日幹部會を開き、質的軍備縮小に關する、陸、海、空及び化學兵器の四委員會の報告書處理方法を審議した。併し各委員會の報告は區々相異り、そのまゝ之を一般委員會の討論に附しては、満足な協定に到達するの見込みが付かないので、之を各關係國間の私的會談に移し、政治的解決を試みた後、一般委員會に上程することとし、翌十五日より私的會談が進められたのであつた。

此の私的會談は六月に互りて繼續され、先づ英、米、佛三國間に行はれ、大體の一致點を發見したる後、日、伊に示しその意見を徴し、五國間の一致せる案を作成し、之を基礎として各國の意向を取纏めんとする方針を以つて進められ、六月二十日頃には、大體英、米、佛三國間には、化學戰禁止、空中爆撃、陸軍砲の口径、戰車トン數の制限等につき大體意見の一致を見んとするに至つたのであつたが、二十一日突如としてギブソン（米）はフーヴァー案を提出したので、會議は忽ち混亂に陥り、アメリカはフーヴァー案を基礎として審議を進むべきことを主張し、英、佛兩國は之に反對し、會議は停頓状態のまま私的會談を續け、七月に入つた。

斯くて七月一日、一般委員會に於いて、會議の進行につき決議を爲し、七日サイモン（英）より、イギリスの軍備縮小案並に軍備縮小に關する一般委員會決議案が提出せられ、會議はいよいよ混亂し、會議の前途は全く絶望と見らるゝに至つた。

茲に於いて一と先づ會議の進行に一段落をつけるため、二十一日より一般委員會に決議案を上程し、二十三日四十二對二（ドイツ及びロシア）を以つて之を採擇し、九月二十一日迄休會することとなつた。尙ほ、フーヴァー案、イギリス案、及び一般委員會決議案の内容は、左の如くである。

フーヴァー案

(一) 不戰條約は、各國民が自國の軍備を單に防禦にのみ使用すべきことを約したるものとす

- (二) 縮小は攻撃力を縮小し、防禦力を比較的に増大することにより遂行さる
 - (三) 軍備の相互關係は縮小に當りても保持せらるべし
 - (四) 縮小は現實的且つ經濟救済たるべし
 - (五) 陸、海、空軍は相關不可分なり
 - (六) 以上の原則に基き世界軍備の約三分の一の縮小を提議す
- 陸軍：戰車、化學戰、及び大移動式重砲の廢止、懸案部分を越ゆる陸軍兵力の三分の一を減ず
- 海軍：戰艦、協定隻數及トン數の三分の一減、航空母艦、驅逐艦の協定トン數の四分の一減、潜水艦は何れの國も三萬五千トン以上の保有を許さず
- 空軍：爆撃の全廢、空中よりの有らゆる爆撃を禁止す
- 尙ほ以上のフーヴァー案に對して、ギブソンの補足説明に依れば
- (一) 巡洋艦に付き、英、米の保有量の二十五パーセント減は、ロンドン條約に依る三十五萬トンを基礎とすべく、八吋巡洋艦に付いては、英米各十五萬トン、日本九萬トンに制限す
 - (二) 潜水艦は現在海軍條約國たるを否とを問はず、各國共凡て三萬五千トン、四十隻（單艦トン數千二百トン以下）以上の保有を禁ず

イギリス案

一 陸軍

- (イ) フーヴァー案に同意す
- (ロ) 一五五ミリを越ゆる陸軍砲を全廢す
- (ハ) 二十トンを超ゆる戰車の廢止
- (ニ) 化學戰及バクテリア戰を全廢す

二 海軍

- (イ) 主力艦の最大單艦トン數を二萬二千トン、備砲最大口径を十一インチに縮小す、但巡洋艦の協定成立不可能なる場合は、最大單艦トン數二萬五千トン、最大備砲口径十二吋まで縮小す
- (ロ) 今後建造せらるべき巡洋艦の最大單艦トン數は七千トン、備砲最大口径を六・一インチに縮小す
- (ハ) 航空母艦の最大單艦トン數二萬二千トン、備砲最大口径を六・一インチとして縮小し、英、米の保有量を十三萬五千トンを十一萬トンとす
- (ニ) 潜水艦を全廢す、但し全廢せられざる場合は、最大單艦トン數を、二百五十トンとし、且つ總トン數隻數を嚴格に制限す
- (ホ) 驅逐艦トン數を約三分の一に減ず

三 空軍

- (イ) 空中爆撃は、明白に決定さるゝ限界内を除き、一切之を禁止す、人民攻撃は全然禁止す
- (ロ) 陸、海軍航空の自重を嚴重に制限す
- (ハ) 陸、海軍航空機の機数を制限す

一般委員會決議

第一 一般原則

- (一) 陸、海、空の軍備に、一般的條約に依り共に適用されるべき、世界軍備、實質的縮小の實行
- (二) 侵略手段を減ずること

第二 會議の第一階程の結果

- (一) 空軍、人民に對する一切の空中攻撃を絶對的に禁止し、條約國相互間に於ける一切の空中爆撃禁止を約す
- (二) 陸軍、(甲)陸軍砲の口徑の制限、(乙)戦車の最大單一トン數を二十トンに制限す
- (三) 化學的、細菌學的、及び燒夷的、戰爭を禁止す
- (四) 監督 常設監督委員會を設置す

第三 會議の第二階程の準備

- (一) 人員の嚴格なる制限及實際の縮小を實行す

(二) 國防費の制限

- (三) 兵器の取引及び製造に適用すべき、規則を提案するため特別委員會を設置す
- (四) 海軍々備、ワシントン及びロンドン各海軍條約署名國に對し、新たなる海軍々備縮小方法に關する報告の提出を求む

(五) 化學的細菌學的及び燒夷的兵器の使用、空中爆撃の禁止に關する規定の運用

(六) 會議將來の事業、手續

第四 一般條項

第五 軍備休日

一九三二年十一月一日より起算し、四箇月の期間を限り、一九三一年九月二十九日附の、國際聯盟總會の決議に規定する、休日を延長せんことを各國政府に勧告す。

一二 英佛の提案

七月二十三日より休會の後、幹部會は右決議最後の條項に従ひ、會議の事業を繼續し、九月二十一日次の如きプログラムを作成した。

- (一) 空中爆撃、化學戰の禁止、軍縮條約適用の監督の如く協定既に成れる問題の案文起草

(二) 重砲最大口径の決定、戦車最大噸數の決定の如き、既に主義は決定せるも、さらに討議を必要とする問題

(三) 人員、國防費、兵器製造取引の如き未決の問題

の三部に討議の諸問題を整理分類して、夫々委員會に附託し、その審査を待ち十一月三日より三週間幹部會を、同二十一日より一般委員會を開き、本年一月には、起草委員會を開いて、條約案の起草に當る豫定であつたが、此の間、偶々軍備均等要求に基く、ドイツの幹部會出席拒絶の事件あり、それに關聯して、英、佛獨、伊の四國會議が開かれることになつたので、一般軍備會議は専ら、右四國會議の成行を、待つ状態となつた。

四國會議はドイツの軍備均等要求に基く、軍備會議の行詰を打破する爲め、英國首相マクドナルドの斜旋の下に計畫されたものであつて、ドイツははじめ拒否的態度を示して居たが、フランス側から新案を提出することになつて漸く参加を承諾するに至つた。他方フランス側の提出を約した新軍縮案は、既に議會を通過したが、案の骨子はエリオの從來の主張通り、安全保障と軍備とを關聯せしめ、最大極度の安全保障を樹立して大規模の軍縮を斷行せんとするにある。かくてフランス政府は十月二十九日、新軍縮案の内容に付き、左の如きコムミュニケを發表した。

フランス政府は左の諸條件の下に、本國軍隊の短期兵役服務期間の、一般化並に短縮に同意す。

一 ドイツの國防軍の如く、徴兵制度に基づかずして編成された軍隊の解散。

二 國家の軍備調査權を含む、軍備の國際的管理。

三 局地的相互援助條約の締結、此の條約には侵略防遏の爲めの、共同的軍隊を樹立すべきことを規定し、歐洲各國が自由に加盟する權利を認める。

四 米國に依る安全保障の確保。

五 陸、海、空軍備の牽聯性を認める事。

六 海外屬領の防備責任を有する諸國は、特殊軍隊を維持す。

なほ十一月十七日開會された幹部會で、サイモンは、ドイツを再び軍備會議に復歸せしむる必要を強調し、左の如く新軍縮案を提唱した。

一 各國の空軍をイギリス（現在空軍勢力で世界第五位にある）の空軍平準まで縮小させ、さらに之を全部その三分の一に縮小すること。

二 各國の陸軍、海軍、空軍を漸次時期を劃して縮小すること、之に關しドイツは他國に許與された兵器はすべて之を所持し得ること。

三 艦關艦基準排水量を一萬トン以下に制限すること、併しこの點に關して、各國の一致的協定を得ることは恐らく困難であらうからして、若しドイツをして現行の戰關艦基準排水量一萬トンの制限を解かしむる

場合には、總トン数をヴェルサイユ條約に依る制限範圍に止めること。

四 巡洋艦を基準排水量七千トン、携載砲口徑を六インチ以下に制限すること。

五 潜水艦の全廢。

六 タンクの重量を、既定の攻撃本位に制限すること。

七 大遊動砲を制限して、將來之を口徑一〇五ミリメートルのものと代換せしむること。

八 軍用航空機を可及的低標準に縮小し、ドイツにも當分、陸海軍用航空機の所有を遠慮させること、但しタンクの使用は之を許すこと。

さらにフランス政府は新軍縮案要綱を十四日公表した。その要旨は、左の如くである。

一 武力抗争は、ケロッグ・ブリアン不戰條約調印各國全部に、利害交渉を齎すものであり、此等の各國は侵略國に對して、中立の態度を取る事を得ずとの米國々務長官スチムソン氏の宣言に基き、侵略國に對する、經濟的財政的關係斷絶の原則を、各國全部に受諾せしむべき事を期す。

二 仍つて各國はケロッグ・ブリアン不戰條約を侵すものある場合、此の國を侵略國とし、之と經濟的財政的關係を斷絶すべし。

三 實戰關員及び器材を縮減する事により、軍備縮小の達成を期す。

四 同時に各國の安全保障を確保する爲め、三箇の地方的保障條約を締結する事を提議す。

右要綱中特に重視されてゐる『侵略國』に對する制裁に關しては、フランス案は先づ『侵略國』を決定すべき『常設國際委員會』を設置すべき事を提議してゐる。該案の骨子は左の如くである。

敵對行動の勃發せる場合、何れの側が『侵略國』なりやを決定する爲め、常設國際委員會を組織し、且つ

一の軍事的組織を形成すべき事を提議す。

此の組織は、特定區内に於ける特別の政治的技術的條件に基き、侵略政策を、ヨリ困難ならしむる事を目的とするものである。

右軍事的組織は、單に歐洲のみに適用さるべきものであるが、之に参加せざる諸國と雖もすべて『常設國際委員會』により『侵略國』と判定せられたる國に對し、充分なる壓力を加へ、之に依つてケロッグ不戰條約、並びに聯盟規約中に暗示する制裁を、充分効果あらしめる事により、その適用を容易ならしむる事を要請されるものである。

然るにまたアメリカ代表ノーマン・デーヴィスも、フランス案に續いて、新軍縮條約案を出した。その内容は軍縮會議の事業を、現在の停頓状態から飛躍せしむる爲めに、先づ過去九箇月間の討議に依つて、各國間に既に意見の一致を見た左の諸點を、一の新條約案に具現し、茲に一九三七年初頭ワシントン條約、及びロンドン條約滿期迄の間の、過渡的軍縮計畫を完了し、その間、改めて軍縮問題の全面に互る、新條約案を立案實施せんとするものである。

- 一 細菌戦並に化學戦の廢止
- 二 戦車、大砲の大きさの制限
- 三 無防禦都市の空爆禁止

而して米國案に依れば、新條約は左の如き段階を経て、完全なる軍縮計畫の實行へと移るべき事を、目標としたものであつた。

一 ドイツの軍備均等要求は、法理的に承認するも、事實上制限を加ふ。

二 さらに軍縮の細目を盛つた新條約案を、明年一月十五日開會の常設監督委員會をして、復活祭以前に作成せしむ。

三 右軍縮細目條約は調印の上は、ワシントン、ロンドン兩條約の滿期々限たる、一九三七年始まで有効とす。

四 右滿期期間までに、軍縮問題の全分野に互る廣汎なる最終的條約案を作成し、之を調印實施して、軍縮事業の最終的目的を達成する。

次いで日本もまた、十二月十一日海軍のみに關する縮小案を提出した。（別項参照）斯くて二月以來、約一年に互る六十四人の代表の努力も空しく、徒らに各國提案の山積を見るのみで何等の得る所なく、十二月十三日の幹部會を以つて一九三二年の幕を下したのであつた。

一三 多難の會議

本年に入つて、一般軍備縮小會議は、一月二十三日の幹部會を以つて開始されたが、二十七日英國代表エデン外務次官は日、米、佛、伊、獨、五箇國軍縮代表部並に一般國際軍縮會議々長アーサー・ヘンダーソンに對し、各國よりの提案を持ち扱つて進捗遅々たる一般國際軍縮會議の事業を、促進すべき一の新提案を提出した。該提案は政治的並に技術的兩方面に互つて、軍縮會議の事業を促進すべき事を目的としたもので、政治的方面に關しては、既に提案されてゐるフランス案を基礎とし、技術的實際的方面に關しては、例のフリーアー軍縮案中の提案を、基礎としてゐるものである。（日本の軍縮案の根本趣旨を無視してゐる）右新提案の提出に當り、『本案は現に軍縮會議に提出され、審議中の各國各様の軍縮提案を調和せしめ、軍縮事業を政治的技術的の二方面から、同時に促進せしむるものである』と述べた。その内容は、政治的安全保障の問題（本問題にフランス案を参照し之を適當に案配したもの）

- 一 適當なる委員會を設置して、政治的安全保障の諸問題を審議せしむ。
- 二 歐洲各國は紛争解決の手段として、武力に訴へざるべき宣言を重ねて確言する。
- 三 歐洲各國間に、各地方的安全保障協定を締結し、究極に於いてヴェルサイユ平和條約第五編に代るべき新條約を締結する事とする。

四 軍備平等の原則は、漸進的段階によつて到達せしむる事とす。
五 歐洲各國陸軍の裝備劃一を、確保すべき提案を含む。
實際的技術的方面（此の方面に關しては、フーヴァー大統領の實戰闘力案を支持し、之を基礎とす。）

一 戰車、可動砲の質的制限を行ふ。
二 主要空軍國委員より成る委員會を任命し、戰鬥機の廢棄、空中爆撃の廢止並に民間飛行統制の可能性を檢討審議せしむ。

三 海軍々縮に關しては、現在討議進行中の事業を、その儘繼續するを以つて可とす。蓋し海軍々縮事業は昨年七月の決議に基き、審議が進行中であるから、ロンドン五國海軍條約に影響する新提案を此の上提出する事は不必要である。

斯くて昨年以來休會中であつた一般委員會は、ようやく二月に入り二日會議を開き、フランスの『ヨーロッパ平和組織』案の討議を開始し、八日まで繼續した。次いでイギリス案が、幹部會に附議せられ、一方各科會も漸次審議を進め三月に入り、前月に引續き會議が續行され八日以來、各種専門分科委員會開催されたが、十六日イギリス側より新條約案（所謂マクドナルド案と稱する）の提出あり、停頓に瀕した同會議は之によつて僅かに流産より救はるゝを得た。同案は、安全保障及び軍縮の二篇より成り、

第一編に安全保障は、侵略又は侵略の脅威發生する場合、五締約國の要求に依り會議を開催して、侵略の有

無を決定し、善後策を講ずるのである。

第二篇は、軍備の技術的方面に關するもので、獨、佛、伊各本國の陸軍人員は、各二十五萬蘇五十萬で、佛、伊は、別に植民地軍を割り當てられる。軍用航空機は、英、米、佛、蘇、日、伊各五百臺支那百臺で、大砲の口径、タンクの重量其の他にも制限があり、海軍についても、詳細な規定がある。

一般委員會は二十七日、同案を審議の基礎とすることに決定、四月二十五日まで休會し、同日以後の逐條案審議に入ることゝなつた。

かくて約一ヶ月間休會の後、豫定の如く四月二十五日開會された、參列者は米代表ノーマン・デビイス氏を除き、爾餘の諸國は何れも二流の人物を派遣せることに於いて、先づ會議の熱のないことが看取された。會議は休會中に提出されたポーランド、ロシア、支那、ノールウェイ、フランス、トルコの諸國の修正案に對し、提案國代表の説明を以つて始まつたが、一般討議に際しては、各代表何れも自國の立場をのみ主張して互に譲らず、會議は紛糾を重ねるのみであつた。即ち米國は、歐洲の政治的紛争にまき込まるゝことを避けんが爲め、肝腎の保障問題を後廻しとして、軍備縮小の先議を主張し、少からず審議の順序に手違を生ぜしめた。而してアメリカ代表ノーマン・デビイスは、安全保障に對するアメリカ政府の態度を明確に表明して、左の如く述べた。

『不戰條約の侵犯乃至は侵犯の脅威ある場合、締約國間に商議を行ふべき所謂商議條項の精神は、アメリカ

の實際的外交政策の根幹を爲すものではあるが、イギリスの軍縮條約案は、右の原則を餘りに嚴格に、法文化したものであるが故に、アメリカは之に反對するものである。アメリカは近く安全保障の商議に關して、執るべき具體的方策を闡明する筈であるが、右は軍縮の程度、就中攻撃的軍備の管理の程度を、基礎とするものである。』

またあらゆる機會を捉らへて、列國の助力を得んとする他力本願の支那が、僅かの關係を口實に、稍もすれば、日支紛争問題を軍縮會議にまで持出さんとし、熾んに軍用航空機の全廢を力説した。またロシア代表は本國人員問題で、連りに日本の軍備を氣に病み、安全保障の項でも『侵略の脅威ある場合』の意義をはつきりさせねばならぬといきまいて居たのは、『宣戦なき戦争』に怯えたものであらうか、併しながら、各國のうち尤も頑強なのはドイツで、代表ナドルニーはフランスを目當てに軍備均等を要求して一步も譲らうとはせず、列席の各國代表を手古摺らせた。

即ち一般國際軍縮會議劈頭より、所謂軍備均等要求を固執して譲らないドイツ代表は、ヒットラー、パーベン國粹内閣の成立と共に、愈々強硬態度を示し、一般國際軍縮會議の停頓状態打開の最後の切り札として提出された、マクドナルド首相の軍縮條約案に對して、均等要求に基づく修正案を提出し、會議の前途に重大暗影を投じたが、五日の一般委員會に於いてドイツ代表ルドルフ・ナドルニーは、さらに潜水艦の全廢を含む重大修正案を提出した。ドイツの新修正案の内容は左の通りである。

- (一) 各國の潜水艦を全廢すること。
 - (二) その代償としてドイツは、一九三六年末迄その水上艦艇保有量を、ヴェルサイユ條約第五篇第二款海軍條項規定の限度内に止めること、但し老廢艦一隻の代換建造を認めること。
 - (三) 各國は一般軍縮條約實施後一ヶ年内に、陸海軍所屬空軍機並びに器材の半分を破壊し、さらに第二年度末迄に残りの半分をも破壊すること。
 - (四) ドイツは、非軍事航空機の制限を受諾する用意あり。
- 因にヴェルサイユ條約第五篇第二款所定の、ドイツ海軍保有量左の通り、
- 第百八十一條 本條約實施後二ヶ月の期間滿了後に於いて、獨逸國常備海軍力は左の定數を超えざること

戰 闘 艦 (ドイツユランド又は ロートリンゲン型)	六隻
輕 巡 洋 艦	六隻
驅 逐 艦	十二隻
水 雷 艇	十二隻

又は第九十條の規定に依り、右艦艇の代艦として建造せらるゝ同數の艦艇。前項の海軍力中には潜水艦を包含せざるものとす。

爾餘の艦艇は、本條約中に反對の規定なき限り、總て之を豫備に編入し、又は商業上の目的に専用することを要す。』

此のドイツの修正案は、軍縮一般委員會に俄然波紋を捲起した。ドイツの態度強硬で、二十九日に至るも妥協成立の様態なく、會議は、又もや一大暗礁に乗上げるに至つた。こゝに於いて二十九日夜會議々長アーサー・ヘンダーソン、イギリス代表ロバート・エデン大佐、ドイツ代表ルドルフ・ナドルニー大使の三人が局面打開に就き懇談を遂げたが、英佛兩代表の要請にも拘らず、ドイツは重ねてその修正案を固執して譲らなかつた。のみならず本國政府に於いてはさらに左の如き聲明を發して、益々態度は硬化せるを示した。

『ドイツは他の列國が軍縮基準化問題に關聯して、軍縮會議を分裂せしめんとすることを遺憾とするものである。蓋し右に關する列國の策動は、實戰關員委員會に於いて處理せらるべき次の問題に移ることを避けんとするものである。右委員會に於いて初めて本質的の軍縮は處理され、且つドイツの軍備均等權要求の必要が完全に軍備を施した他國と、我國の空虚なる兵器廠との對照を明かにし、その全貌が完全に明白となつてくるからである、他國が前以つて何等かの讓歩をなすことなくして、ドイツに對してのみ新たな義務を課する必要が何處にあるか、敢へて吾々はこの一點を一般に問はんとするものである。』

然るに、兼々軍備縮小問題は、世界經濟會議と、不可分にすることを主張せるアメリカのルーズヴェルト大統領は、如上の形勢に鑑み、遂に、五月十七日平和保障、軍備縮小會議促進に關する聲明を各國元首に

宛て、打電した。同聲明全文は左の如し、

『我國民の深甚なる希望は、予を驅りて當國政府の首長として、陛下並に陛下を通じて貴國民に降達せしむるものなる所のこの希望は、軍縮の實際的處置により平和が保障せられ、かつ吾人全部が經濟的混亂に對する吾人共同の奮闘を、勝利に導かんとするにあり。』

これ等の目的のため諸國民は二大世界會議を招集せり、全世界の男女及び兒童の幸福繁榮及び生命は、彼等の政府が近き將來においてなすべき決定に繫屬し、社會狀態の改善、個人權利の保持、及び社會正義の促進もまたこれ等の決定に依存す。世界經濟會議は近く開會せらるべく、而して速に決定に到達せざるべからず、世界は討議の永引くを待つを得ず。同會議は通貨の安定により、世界貿易の流動を自由ならしむることにより、並に價格の水準を高むる國際的處置により、以つて現在の混亂に代ふるに、秩序確立を以つてせざるべからず。同會議は要するに、賢明かつ周到なる國際的處置により經濟上の恢復に對する個々の國內的計畫を補足せざるべからず。

軍縮會議は一年以上に互り努力せるも、未だ満足なる決定に達するを得ず、混亂せる諸目的は尙險惡に衝突す。吾人の義務は最大多數の最大幸福を基礎とする協調的行動により、實際的結果をもたらすの方向に存す。この偉大なる義務の命令的要求に對しては、さ細なる障礙は一掃せられ、さ細なる目的は忘却せられざるべからず。私利的勝利は常に最終の敗北たるべき運命を有す。世界の各部分において、現代に對する永續

的平和の促進は、吾人の最善の努力をなすべき價值ある唯一の目標なり。吾人が世界大戰の教訓及び悲劇に拘らず、現在世界人民に對し、從來よりも大なる負擔たる軍備を有するの理由如何を尋ねれば、その理由は二あること明白なり。

即ち第一は諸政府側において、友國の犠牲において、自國領土を擴張せんとする明示的又は隱微的願望なり。予は政府又は諸人民の少數のみが斯る企圖を懷抱するを信ず。第二は侵入せらるべしとの諸國民の恐怖なり。予は諸國民中の壓倒的大多數が過大なる軍備を保持せざるを得ずと感ずる所以は、彼等に對する何等かの侵略行爲を怖るゝにありて、自ら侵略者たらんことを求むるにあらざると信ずるものなり。右の恐怖には正當なる理由あり、近代的攻撃武器は近代的防禦武器に比し、遙かに強力にして國境要塞、ざんがう、鐵條網、沿岸防禦即ち一言にしていはゞ固定要塞は、軍用飛行機、移動重砲車と稱せらるゝ陸上戰艦及び毒瓦斯の攻撃に對し絕對堅固といふを得ず、もし一切の國民が效果ある攻撃を可能ならしむる、武器の保有及び使用を排除することに全然一致せば、防禦は自動的に絕對堅固となり、國境及び各國民の獨立は安固となるべし、軍縮會議の終局の目的は、一切の攻撃的武器を完全に排除するにありて、その直接の目的は、これ等武器の或るものが實質的削減及びその他多數のものゝ排除に在り。我政府はジュネーヴにおいて、目下討論中の侵略的武器の即時削減のための計畫は、單に吾人の終局目的に到達する第一歩たるに過ぎざるものと信ず。吾人は提議せられたる即時的手段は十分なるものと信ぜざるも、兎に角我政府は、現在提議せられたる

方法を歓迎し、軍縮に關する繼續的手段の達成にその力を致さんとす。こゝにもつとも明白に述ぶるにおいては、現在の商議において協定せらるべき三個の段階あり

第一は、マグドナルド案において概説せられたる所の、前記目的に到達する第一の明確なる段階を直に執るにあり

第二は、次の段階を執るべき時期及び手續を協定するにあり

第三は、第一及びこれに連續する段階を執る間、いづれの國もその現在軍備を、條約上の義務の制限以上に増加すべからざることを協定するにあり

然れども世界の平和は、軍縮の全期間中確保せられざるべからざるを以つて、予はこれ等三提案の誠實なる履行と相俟ち、相並んで、かつ現存條約上の權利に従ふことを條件とし、第四の段階を提議す

世界の一切の國は嚴肅かつ明確なる不侵略協約を締結し、その軍備の制限かつ縮小を約諾せる義務を、嚴肅に再確認し、かつこれ等の義務が、一切の締結國により誠實に履行せらるゝことを條件として、その性質の何たるを問はず、武装兵力をその國境外に出動せしめざることを個別的に協約すべし。

常識は、若し何れかの強國がジュネーヴ及びロンドンにおいて、政治上及び經濟上の平和のために、これ等協調的努力に、純真なる誠意をもつて参加するを拒むにおいては、進歩は阻害せられ、かつ終局的に閉止せらるべきことを明示す。斯の如き場合においては、平和の兩形式を希求せる文明世界は、失敗の責任の

一般軍備縮小問題の経過（日、英、米三國案の比較表）

存する所を明知すべし。予は何れの國も斯かる責任を執らざらむこと、並にこれ等大會議に参加する一切の國が、その明言せる政策を實行に移さむことを獎勵す。これ政治上及經濟上の平和に到達するの途なり。予は陛下の政府が、これ等の希望の履行に参加せられむことを信ずるものなり。

千九百三十三年五月十六日、ワシントン白聖館において

フランクリン・デイ・ルーズヴェルト

尙ほ上記の日英米三國案の比較、及び今後議題の基礎となるべきマクドナルド提案の内容は次の如し。

日、英、米三國案の比較表

(一) 質的軍縮に関する日・英提案比較表

項目	主 力 艦	航空母艦	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	驅逐艦	潜水艦
艦(噸)	日 25,000 英 33,000 * 35,000	日 全廢	日 3,000 英 8,000	日 全廢	日 6,000 英 7,000	日 1,500 英 1,800
備砲口径	日 14 英 12	日 全廢	日 6.1 英 8	日 全廢	日 6.1 英 5.1	日 5.1 英 全廢

(註) * 印は巡洋艦の協定成立せざる場合に於けるものなり
• 印は潜水艦全廢せられざる場合に於けるものなり

(二) 量的軍縮に関する日・米・英提案比較表

艦種	日	米	英	佛	伊
主力艦	200,000	275,000	275,000	150,000 (佛伊共通の最大限保有量)	126,667
航空母艦	全廢	350,000	350,000	全廢	216,667
甲級巡洋艦	90,000	110,000	110,000	101,250	45,000
乙級巡洋艦	6,667	150,000	150,000	56,000 (佛伊共通の最大限保有量)	60,000
驅逐艦	79,250	112,500	112,500	104,250	—
潜水艦	35,000	75,000	75,000	100,000	35,000

(五國共通の最大限保有量)
 (五國共通の最大限保有量)
 (五國共通の最大限保有量)

(註) * 印は潜水艦を條件としたるものなり

一般軍備縮小問題の経過（日、英、米三國案の比較表）

一般軍備縮小問題の経過（日、英、米三國案の比較表）

(三) 日・米提案に依る兵力縮減量比較表

提案國	主力艦				航空母艦				甲級巡洋艦			
	日	英	佛	伊	日	英	佛	伊	日	英	佛	伊
日提案	115,000	250,000	250,000	250,000	81,000	150,000	150,000	150,000	28,000	44,000	44,000	44,000
米提案	105,000	175,000	175,000	175,000	81,000	150,000	150,000	150,000	28,000	44,000	44,000	44,000
小計	220,000	425,000	425,000	425,000	162,000	300,000	300,000	300,000	56,000	88,000	88,000	88,000
合計	1,372,000	1,372,000	1,372,000	1,372,000	477,000	477,000	477,000	477,000	191,200	360,050	360,050	360,050

備考 (一) 括弧外の数字は條約兵力量(佛伊の甲級巡洋艦に就ては一九三二年三月の假協定に依る)を基礎とせる縮減量を基礎とせる縮減量
(二) 括弧内の数字は軍備現狀通報に依る現有兵力(艦齡超過艦等を含む)を基礎とせる縮減量

(四) 帝國提案具體案一覽表

艦種	噸數	保有量			艦型、備砲口径縮減噸
		日	米	英	
主力艦	噸數	200,000	275,000	275,000	噸
航空母艦	隻數	8	22	22	噸
甲級巡洋艦	隻數	10	33	33	噸
乙級巡洋艦	噸數	80,000	96,000	96,000	噸
驅逐艦	噸數	150,000	150,000	150,000	噸
潛水艦	噸數	75,000	75,000	75,000	噸

佛伊共通の最大限保有量 (佛伊共通の最大限保有量) 噸數任意

(註) 五國共通又は佛、伊共通最大限保有量は五國又は佛、伊の保有量均勢を提示するものにあらず、各國の實際保有量は最大限以内にて關係國間に別に協定せらるべきものなり。

一般軍備縮小問題の経過（日、英、米三國案の比較表）

一般軍備縮小問題の経過（日、英、米三國案の比較表）

(五) 大海軍現有兵力量一覽表

國別	項目	主力艦	航空母艦	甲級巡洋艦	乙級巡洋艦	驅逐艦	潜水艦	計
日	艦齡超過艦等を含む	二七、〇七〇	六六、八七〇	二〇八、〇〇〇	一〇七、二五五	(九六、〇三五)	八〇、六四三	七六三、九八六
	艦齡超過艦等を含む	二九、八四〇	六六、八七〇	二四、二〇〇	二七、三五五	一四二、〇二一	八九、五四三	八五〇、三三八
米	艦齡超過艦等を含む	四三、九〇〇	九一、三〇〇	一四三、九〇〇	七〇、五〇〇	(三三、七八〇)	七三、二八〇	一、〇八三、九九〇
	艦齡超過艦等を含む	五三、八〇〇	九一、三〇〇	二〇六、八〇〇	七五、九〇〇	二七三、三六〇	八〇、六八〇	一、二五一、八四〇
英	艦齡超過艦等を含む	四七、六五〇	一一五、三五〇	一八三、四〇六	一八六、三八〇	(六三、六六六)	六三、八一九	一、二七、二八六
	艦齡超過艦等を含む	五五、〇五〇	一一五、三五〇	一八三、四〇六	一九〇、三〇〇	一九四、六七一	六三、八一九	一、三〇二、六〇六
佛	艦齡超過艦等を含む	一三三、一三四	三三、一四六	七〇、〇〇〇	六四、五三七	(二〇、三八二)	八一、九八九	四九七、二一一
	艦齡超過艦等を含む	一八五、九二五	三三、一四六	二三四、四三四	六四、五三七	一三三、七〇六	九七、八七五	六三八、六〇三
伊	艦齡超過艦等を含む	八七、九二七	—	八〇、六二〇	六五、五二三	(七〇、五八〇)	四八、二〇一	三六八、四八六
	艦齡超過艦等を含む	八七、九二七	—	一〇五、三〇〇	六五、五二三	八六、二三五	五三、六六四	四〇四、〇九五

備考 (一) 艦齡は一九三二年末に於けるものを基礎とせり

- (二) 「艦齡超過艦等を含む」欄は軍備現狀通報に依る
- (三) 驅逐艦の部艦齡欄内括弧内數字はロン條約特種艦齡(十二年)を適用せる場合の兵力量なり

英國マクドナルド提案

第一編 全

- 第一條 本條約締約國にして、不戰條約締約國たる各國間に、以下第二條乃至第五條を締結す。
- 第二條 不戰條約侵犯に依りて行はれたる戦争は、一切の締約國に對する利害關係事項にして、且締約國の各自に對し、負擔せる義務の違反行爲と看做さるべきことを茲に宣言す。
- 第三條 不戰條約の侵犯若しくは、侵犯の脅威ある場合に於いては、締約國の五國の要求に依り、直ちに締約國會議は開かるべし。但し右要求には、第四條に名を掲げられたる國の中、少くも一國の加擔あることを要す、右要求は、國際聯盟事務總長に之を宛つることを得。同事務總長は之に依り、會議の準備を爲し、且締約國に對し右の趣を通告す。會議地に關し別段の協定なきときは、ジュネーヴを會議地と爲す。
- 第四條 右會議に於いて到達したる結論は、效力發生の爲米、英、佛、獨、伊、日、蘇各國代表の贊同、及其他の會議參加國代表の過半数の贊同を要す。但し何れの場合に於ても紛争當事國を除外す。
- 第五條 會議が、不戰條約侵犯の脅威あるに依り、招集せられたるときは、會議は斯る脅威に關し、執られ

一般軍備縮小問題の経過（英國マクドナルド提案）

得べき手段の協定を目的とすべく、不戦條約の侵犯行はれたりと認めらるゝ場合に於いては、何れの紛争國が任を負ふべきものなるかの決定を目的とすべし。

第六條 第五條に従ひ行はるべき、決定を容易ならしむる爲の情報提供の爲め、並に右決定の結果として、當該特別地方協定締約國に依り採らるべき行動を一致せしむる爲め、締約國の或る國の間に締結せらるゝ、特別地方協定は附屬書X及Yに之を記載す。

第二編 軍備縮小

第七條 締約國は、本條約に規定ある如く、各自の軍備を制限することに同意す。

第一節 人員

第八條 各條約國は陸、海、空軍平均日割人員に關し、本章に附屬せられたる表に於いて、各締約國の爲め定められたる數を超ゆることを得ず。

第九條 人員は

(甲) 一切の士官、見習士官、準士官、下士、兵士、水兵、航空兵及豫備兵並に行政、衛生、獸醫の事務に従事する陸海軍文官又は、右と同様の身分を有する陸海軍勤務員を含む一切の人員にして、陸海空軍に於いて一日の勤務に服する者

(乙) 第十二條に規定せられたる條件の下に、警察隊又は類似の團體に於いて、一日の勤務に服する者

(丙) 其の他國家の監督の下に軍事教練を受くる、少くも十八歳に達せる一切の人員より成るものと解す。

第十條 締約國は各自政府の取締の下にある團體に於ける場合を除き、一切の軍事教練の禁止を約す。

第十一條 (人員日割計算方法を記載)

第十二條 警察及類似團體

(一) 少くとも左記性能の一を有せざる警察及其類似團體は、人員に關する計算に算入せざる事を得。

A 軍隊用兵器(機關銃式拳銃、輕機關銃、重機關銃隨伴砲)。

B 密集教練、體操若は個人用兵器使用の爲めの技術的教育以外に互る、軍事的性質を有する訓練。

C 警察力が戰術的單位として、使用せられ得べき性能及數量を有する輸送、通信材料、若くは工兵機材。

第十三條 陸上兵力に準ずべき、海軍部隊作戦又は沿岸防禦に充當すべき海軍人員を、陸上兵力に關する計算中に算入する爲め、左の一般原則を提案す。

(一) 艦隊に關する陸上勤務、即ち教育看護其他に使用せらるゝ人員、並艦上勤務又は之に充當せらるべき人員は、陸上諸兵力に關する指數決定の爲めの計算より除外せらるべし。

(二) 海岸の陸上防禦に使用せらるゝ海軍人員は、前期計算中に算入せらるべし。

(三) 艦上勤務所屬以外の海軍軍隊の人員は、前記計算中に算入せらるべし。

（四）警察類似團體に屬すべき人員にして、其の編制上右團體に該當すべき條件を具有するものは、前記計算中に算入せらるべし。

附屬第一表は、超過すべからざる陸軍日割平均人員に關するものにして、本國人員は獨、佛、伊、蘇を夫夫二十萬、二十萬、二十萬、五十萬とし海外領域を含む、總人員を二十萬、四十萬、二十五萬、五十萬とし、海軍及空軍の右人員に關する第二表及第三表は、機材と關聯し定むべきものとす。

第二章 第十四條乃至第十八條

（歐洲大陸國本土に駐屯する人員に關するものなり）

第二節 機材 第一章 陸軍軍備

第十九條 將來の移動陸軍砲の最大限口徑は、一〇五ミリメートルとし、現存の移動陸軍砲は、一五五ミリメートルに至る迄之を保有することを得、然れ共一切の新式構造代換は、最大限一〇五ミリメートル以内たるべし。

本節の目的の爲め、標準砲が舊式口徑なる國の場合に於いては、四・五口徑の砲は一〇五ミリメートルと同一のものと看做さる。沿岸防備砲の口徑の最大限は、四〇六ミリメートルとす。

第二十條 本條約の目的の爲め、タンクを左の如く定義す、タンクは完全に装甲せられ且武装せられたる自動推進車にして、普通の行路に依り高低ある土地を横斷し、戰場に於いて遭遇する障礙に打克つ様設計せ

られたるものなり。

第二十一條 タンク重量の最大限度は、十六噸たるべし。

第二十二條 一切の一五五ミリメートルを越ゆる移動陸砲、一切の十六噸を越ゆる戦車は、次の階梯に依り破毀せらるべし。三分の一は本條約の效力發生後、十二月以内、三分の二は三年以内、一切の一〇五ミリメートルを越ゆる砲は一〇五ミリメートル若くはその未滿の新砲に依り、代換せらるゝを待ち直ちに破毀せらるべし。

第二章 海軍軍備

第一款

第二十三條 ワシントン及ロンドン兩條約當事國の軍備は、依然該條約に由來する制限を受く。

第二十四條 第二十五條及第二十六條は、ロンドン條約第二十四條第四項に定められたる、ロンドン條約當事國間の協定を構成す、佛、伊は本條約批准の日より、遅るゝことなくロンドン條約を批准す。

第二十五條 一九三六年十二月三十一日迄、主力艦航空母艦及ロンドン條約第八條の制限を受けざる、一切の艦船を除く以外の佛、伊の軍艦は、同條約第十二條を阻害することなく、本條約第二十六條及第二十七條の規定に依り制限せらるべし。本章の目的の爲め、第一附屬書に採用せられたる定義之を適用す。

第二十六條 (甲)一九三六年十二月三十一日に於いて、超過するを得ざる巡洋艦、驅逐艦及潜水艦完成噸數

は、第二十七條の規定の結果到達せらるべき完成噸數たるべし。

(乙)佛、伊は乙級巡洋艦及驅逐艦の間に、代換の目的を以つて融通するの完全なる自由を有すべし。

第二十七條 一九三六年十二月三十一日迄佛、伊の巡洋艦、驅逐艦及潜水艦計畫は左の如し。

(甲)備砲口径一五五ミリメートルを越ゆる巡洋艦。

本條約調印の日以後に於いて、新なる噸數を起工し、若くは取得するを得ず。

(乙)備砲口径一五五ミリメートル、若くはそれ以下の巡洋艦及驅逐艦一九三三年一月一日より、一九三六年十二月三十一日迄の期間中、佛國に依り起工せられ若くは取得せらるべき新建造量は、一九三二年の佛國計畫に於いて認められたる三萬四千二百九十八標準噸に制限せらるべし。右期間中伊國に依り起工せられ若くは取得せらるべき新建造量は、二萬七千七百七十三標準噸に制限せらるべし、一九三一年の佛國計畫及一九三一年、一九三二年の伊國計畫に従ひ、起工せられ若くは取得せられたる噸數並に其の以後に於いて起工せられ、若くは取得せられたる噸數は、専ら艦齡超過の乙級巡洋艦若くは艦齡超過の驅逐艦の代換に充てらるべし、何れの代換噸數も其の竣工の際には、之に相當する艦齡超過噸數が、本章附屬書第六に準據し處分せらるべし。

(丙)潜水艦

一九三六年十二月三十一日迄、佛、伊は新に潜水艦を起工し若くは取得せず、佛國は同國の潜水艦建造

及廢棄現計畫をして、一九三六年十二月三十一日に於いて佛國の完成せる噸數が……標準噸を超過すること無からしむる如く調整すべし、一九三六年十二月三十一日に於いて建造中の潜水艦噸數は、代換所要量を豫想せるものたるべし。

第二款

第二十八條 締約國は、一九三六年十二月三十一日に至る迄の期間、主力艦を起工し若くは取得するを得ず。

但し伊國は二萬六千五百(二萬六千九百二十四米)標準噸を超えず、且一三・四(三百四十ミリメートル)口径を超えざる備砲を有する、一隻を起工することを得。

ロンドン條約第七條第二項に規定せられたるが如き場合を除く外、締約國は一九三六年十二月三十一日迄、其の標準排水量が二千標準噸を超え、若は一三〇ミリメートルを越ゆる口径の備砲を有する潜水艦を、起工し若くは取得するを得ず。

第三款

第二十九條 一九三六年十二月三十一日迄、海軍軍備の安定を齎す爲め、ワシントン及ロンドン條約の適用を受けざる締約國の軍備は、同期日迄左の如く制限せらるべし。

(甲)一五五ミリメートルを越ゆる口径の備砲を有する巡洋艦は、之を建造若し取得することを得ず。

(乙)一九三六年十二月三十一日に於いて、右各締約國に依り保有せらるる乙級巡洋艦、驅逐艦及潜水艦の

完成噸數は、第四附屬書に於いて、右締約國の爲特定せられたる量を超過するを得ず、然れ共本規定は、本章第二附屬書に依る制限を受けざる艦船若しくは、第三附屬書に示さるゝ特種艦船に之を適用せず。右特種艦船は之を代換せず。

(丙) 艦船は第五附屬書の代換規則に従ひ、且該規則に據り艦齡超過となる同一艦種の噸數の代換の爲めのみ、之を起工若しくは取得することを得。然れ共代換の目的の爲めに爲さざる乙級巡洋艦及驅逐艦の間の融通に付いては、完全なる自由を有すべし。第四附屬書に掲げたる數字を超過するものとして處分せらるべき艦船は、第六附屬書の規則に従ひ處分せらるべし。

(丁) 一九三三年四月一日以前に於いて、固定練習用施設若しくはハルクとして使用せられたる各種型式の現存艦船は、航海不能の状態に於いて之を保有することを得。

第三十條 締約國はロンドン條約第四編の規則を遵守し、且之を確立せる國際法規定として承認す、本條はロンドン條約の適用を受けざる締約國に關しては、同條約第二十五條により、考慮せられたる加入を成すものとす。

第四款

第三十一條 本章規定は、第三十二條に定めらるゝ會議に於ける條約國の態度を、阻害するを得ず。本條約は如何なる艦種に付いても、永續的比率を確立するものに非ず。本條約は一九三六年十二月三十一日に於

いて代換噸數の起工せられざる艦齡超過噸數が、終局に於いて代換せられべきものなりや、若し代換せられ得るものとせば、如何なる方法に依り行はるべきものなりやに關し、何等先例を創造するものに非ず。

第三十二條 ロンドン條約第二十三條に規定せられたる、一九三五年の會議と同時に、若しくは少くも同年に於いて、一九三六年十二月三十一日以後に遵守せらるべき制限を確定するの目的を以つて、海軍軍備を有する一切の締約國の會議を開くべし。

第三十三條 本條約第六十四條に依り、設立せらるゝ常設軍縮委員會は、關係締約國の意見を確むることに依り、第三十二條に定められたる一九三五年の會議の準備をなす爲め、遲滞無く手段を採るものとす、常設軍縮委員會は、一九三五年の會議に報告するの目的を以つて、各種軍艦の艦型に對する質的軍縮の技術的問題、並に委員會が右會議に、適當の方法に於いて提出し得らるべしと思考する、海軍軍備制限に關する其の他の問題を審議す。

第一附屬書 定義（海軍委員會の修正したる軍縮條約案、第三附屬書。）

第二附屬書 制限外艦船（海軍委員會の修正したる軍縮條約案、第一附屬書。）

第三附屬書 特殊艦船表

第四附屬書 華府條約署名國以外の國の噸數（一九三二年軍備現狀通報に依る）

第五附屬書 代換規則（海軍委員會の修正したる軍縮條約案、第四附屬書。）

第六附屬書 艦船の處分規則（海軍委員會の修正したる軍縮條約案、第五附屬書。）

第三章 空軍軍備

第三十四條 締約國は僻遠の地域に於いて、警察の目的を以つてする場合を除き、空中爆撃の全廢を受諾す。

第三十五條 常設軍縮委員會は直ちに

(イ)軍事上の目的の爲めの濫用を、防止すべき民間航空の有效なる監督と相俟つて、陸海軍航空機の全廢。
(ロ)右の如き、有效なる監督を確保すること不可能となる場合に於いては、之に代る措置として、右締約國の要求に係り該國の安全及義務と兩立し、且各國の特殊事情を考慮に入れたる航空機最小數の決定。
に付き、最良案を案出することに努力を傾くべし。

常設軍縮委員會の準備せる案は、第二回軍縮會議に報告せらるべし。

何れの場合に於いても、第二附屬書の民間航空に關する措置は、本條約期間之を適用す。

第三十六條 第三十五條に規定する目的の達成を、容易ならしむる爲めに必要な縮小を實行する目的を以つて現在陸海軍に就役し軍用に供し得る航空機を、所有する各締約國に屬する此の種航空機の數は、本條約の期間の終りに於いて、本章附屬の表に於いて右締約國に對し規定せらるる數字を超えざることを要す。其の他の締約國に付いては、右期間中一九三三年一月一日の現状を維持することを要す。

本章附屬の表に記載せらるる各締約國は、自國の陸海軍に於いて、現に就役せる航空機數の二十五パーセ

ントを超えざる數の、直接豫備の航空機を保有することを得。

第三十七條 締約國は自國の空軍軍備が、自重三噸を超える航空機を有せざるべきことを約す。但し軍隊輸送用の航空機及飛行艇に付ては、此限に在らず、此等の三噸を超える機に付ては、完全なる報告を毎年常設軍縮委員會に、送附することを要す。

第三十八條 本條約の期間中、締約國は其の陸海空軍に就役せしむる爲め、飛行船を建設し又は獲得することを得ず。但現に飛行船を保有する締約國は、之が保有を繼續し得べきも、同期間中之を代表することを要す。

第三十九條 自重の定義は、附屬書第一に掲ぐ。

第四十條 各締約國の陸海空軍に於いて、現に就役する軍用に供し得る航空機にして、本章附屬表に於いて、當該締約國の爲め指示せらるる機數を超えるものは、本條約の期間の終り迄に就役より撤回し、又は他の方法に依り處分する事を要す。右超過機數の少く共二分の一は、一九三六年六月三十日迄に處理せらるべし。
第四十一條 最大自重を超える航空機にして、締約國の軍隊に現に存するものは第三十七條に依り、附し得る除外例の場合を除き、本條約の期間の終り迄に破毀せらるることを要す。各締約國の右等の機數の少くとも二分の一は、一九三六年六月三十日迄に破毀せらるることを要す。

表

日、英、米、佛、伊、蘇何れも

五〇〇

ポーランド	二〇〇
支那	一〇〇
シヤム	七五

第一附屬書

自重とは航空に必要な、一切の要素を完備したる飛行機の重量なり。但し乗員、燃料油、冷却液若しくは軍用装置を除くものとす、自重は絶対に左の部分を含むものなり。

機關を除きたる飛行機の全部(可動若は固定翼、但し安全隙翼を含まず。胴體若は艇體及着陸装置若しくは浮舟)

一個又は數個の動力装置(完全且空虚なる一個若しくは數個の發動機、及一個若しくは數個の推進器、但し即時の運轉及操縦に要する一切の必要な附屬物を含む)

空虚油槽、但し放出装置若は排水設備を有するものは之を含むも補助油槽を除く一切の種類の器具、及軍用装置に必要な固有取付物。

第三編 情報の交換

第四十二條乃至四十六條 本編の規定は、條約の他の編に依り課せらるゝ制限及縮小に依存す。唯注意すべきは、條約案第三十四條及第三十五條は、之を再録するを要することなり。

第四編 第四十七條乃至第六十三條 化學戰

第五編 第一節 常設軍縮委員會 第六十四條乃至第八十七條 (起草委員會の提出せる「テキスト」常設軍縮委員會と大體同じ)

第九十四條 本條の以下諸項に規定する場合を除く外、本條約は第九十二條第二項に依り效力を發生したる日より、五年の期間效力を存續す。

第二編第二節第二章、及第二編第一節附屬の第二表は、一九三六年迄效力を存續す。

第三十條に規定する規則は、ロンドン條約第二十三條に規定する通り、無期限に效力を存續す。

第三十四條及第四編第一、第二、第三節も亦無期限に效力を存續す。

第九十五條 本條約效力發生の日より起算し、〇年より遅からざる時に、締約國の一の會議がジュネーヴに開催せらるべし、右會議の任務は、一の新なる條約を締結するに在り。右新條約は本條約に代るものにして、且本條約に依り開始せられたる、軍備の制限及縮小の事業を處理するものなり。

第九十六條 本條約は第九十五條及第三十二條に依り締結せらるべき今後の條約と共に、ヴェルサイユ、サンゼルマン、トリアノン及マイイー、の該條約の締約國間に於いては、現にドイツ、オーストリア、ハンガリー及ブルガリアの軍備及兵力を制限するヴェルサイユ、サンゼルマン及トリアノンの各條約の、第五編及マイイー條約第四編の規定に代るものたるべし。

國際經濟會議の議題

—一九三三年一月十九日附專門委員會の國際經濟會議附議案譯—

第一部

A 緒言

専門家準備委員會は、來るべき貨幣經濟會議の爲、註釋附議案を作成するの任務を與へられたり。右任務の遂行に當り、我等は國際聯盟理事會より送達せられたる委託の條項、及ローザンヌ會議最終議定書に記載せられたる、或る豫備的討議を指針とせり。ローザンヌ會議は、賠償金支拂の緊急問題に關し、徹底的の決定を爲したる後、國際聯盟に對し『現在の世界恐慌の原因にして、之を長引かしむることあるべき、他の經濟的及財政的困難を解決すべき措置を決定すべき』國際會議を招請せんことを要請したり。ローザンヌよりの右メッセージに於て、我等は其の一般的受任事項に付、最も明瞭なる指示を認識せり。

我等は解決を要する問題を叙述するに先ち、世界の當面せる事態の重大なることに付、注意を喚起せんとす。失業は、最近國際勞働事務局に依り、少く共三千萬の勞働者に達すと見積られたり。右巨大の數字（勞働者

の家族又は被扶養者を包含せず)さへも、恐らくは見積り過少なるべし。右の如き割合の失業者より生ずべき、苦患及徳性敗壞は恐るべきものなり。

卸賣物價(金にて表示せられたる)は、一九二九年十月以來約三分の一低落せり。原料品の價格は、平均五割乃至六割低落せり。十二月中旬ウイニベグに於て小麦の價格は、過去四世紀間、未だ嘗て何れの市場に於ても記録せられたることなき、最低價格に低落せり。右の如き物價下落は、經濟機構に深甚なる混亂を招來し、各種の生産要素の費用の調整を全く不可能とし、企業を一般的に収益なきものとし、事實上一切の世界市場を著しく攪亂したり。

農産物及他の原料品の世界貯藏量は、依然増大しつゝあり、一九三二年の世界貯藏量の指數は、一九二五年の二倍なりき。巨額の貯藏量は、斯くの如く主要市場の或るものを壓迫し、正常なる物價の調整を、困難ならしめつゝあり。

工業生産は著しく減退し、特に資本設備を生産する産業に於て甚し。一九三二年末製造能力の、僅に一割を運轉しつゝありたる米國鐵鋼業の狀態は、或る事例に於ける、減退の深度を示すものなり。

貨物の國際的流通は、貨幣の混亂に依り妨害せられ、政府の新なる干渉の増加に依り、制限せられて、信じ難き程に減少せり、一九三二年第三「四半期」に於ける、世界貿易の總價額は、一九二九年同期の額の約三分の一に過ぎず。最近三年間の減退は繼續的なりき。

加之外國貿易品の數量も、少く共二割五分減少したるものゝ如し。右は未曾有の減少なり。

物價の下落、並に生産額及貿易額の減少の結果として、多數國に於て國民所得減少し、其の割合四割を超過すと見積らる。其の結果政府の歳入も激減したるが、他方歳出は之に相應じて減少を示すことなし。其の必然の結果として、豫算の不足繼續し、或る場合に於ては未曾有の割合に達せり。

現在自由にして、管理なき金本位貨幣制度を維持するものは僅少なり。殆んど世界の半數の國は、金本位を離脱し、約四十國に於ては爲替の制限實施せられたり。

通貨の混亂、物價の低落及貿易の減少は、多數の國(大部分に非ずとするも)の當面せる、廣汎且困難なる債務の問題を激化せり。現状を以てしては、其の輸出貿易の總額が、對外債務支拂のみに要する金額にさへも足らざる國あり。

叙上の事實は、經濟財政界が、如何なる崩壊狀態に達せるかを示すものなり。更に事態の惡化ありとせば、憂慮禁ずる能はざるものあり。幸にして或る方面に於ては、最近改善の或る曙光を示すに至れり。即ち、殆んど何れの國に於ても、證券市場は悪材料あるにも拘はらず、過去數箇月間に於て、或る程度迄堅實なりき、ローザンヌ會議後の多少の恢復に次で、退歩ありたるときに於ても、證券市場は商品市場とは異り、其の獲得したる地歩の全部を失ふこと無かりき。右は投資の危険を負擔する人々が、一般に貨幣狀態の改善、經濟的技術的調整及信頼の恢復に依り、經濟界の眞の好轉が、可能となるべしと思考しつゝあることを示すもの

なり。

然れ共恢復は、大規模なる再建の方策を伴ふに非ざれば、停止し且制限せらるべし。三年に亙る世界的混亂は、正常取引に對する廣汎なる制限網を作れり。國際通商界に於て、禁止、輸入額割當、清算協定、爲替制限(最も廣く採用せらるゝ制限の或るものを擧ぐるに過ぎず)は、事業計畫及個人の進取心を阻害す。防衛の目的を以て、又は多くの場合に於ては、避く可からざる通貨及金融上の緊急の必要により、執られたる此等の措置は、事實上經濟戰爭の状態に發展したり。右緊迫の存在するは、貿易界のみに非ず。困難なる國際貨幣關係に於ても、將又世界資本市場に於ても、自由なる國際協力は廢れて、國家的利益を保護せんとする、複雑にして面倒なる制限之に代れり。充分にして永續すべき恢復を實現せんと欲せば、猖獗を極むる諸國民經濟間の抗爭は、解決せられざるべからず。

右目的達成の爲採用せんとする措置は、諸國政府がロンドンに於て處理せんとする問題なり。之を管約すれば、必要なるプログラムは經濟的軍備撤廢なり。經濟的和解に向ふ運動として、休戰條約はローザンヌに於て調印せられたり。ロンドン會議は、平和條約を起草することを要す。此の決定的企畫にして失敗せんか、國家自給自足主義の世界的採用を見るべく、經濟の發達の阻止せらるべきこと必然なるべし。右の如きことあらば、國際財政の全機構は根柢より動搖すべく、生活程度は低下すべく、我等の見るが如き社會組織は、殆んど存続することを得ざるべし。若し右事態の發生することあらば、其は不可避の自然法則の結果に非ず

して、政治的及經濟的國際秩序の必要なる保障を考案せんとする、人類の意思及智慮の失敗の結果なり。政府の責任は明白にして免るゝこと能はず。

B 會議の一般的プログラム

政府に於て執るべきこと、必要なりと思考せらるゝ復興のプログラムは、後述の如し、右プログラム中、政府間債務問題は、我等の受任事項の範圍外なるを以て、之を含ましむること無かりき。尤も我等の見る所を以てすれば、本問題は解決せられざるべからず。又其の解決は財政、經濟及通貨の安定に及ぼすべき、債務支拂の攪亂的影響に關する將來の不安を、世界より除去する所以なり。右解決あるか、又は右解決の確固たる見込あるに至る迄は、右債務は經濟及財政の復興に取り、險難き障壁として殘存すべし、仍て我等は右問題に關する商議の、速に再開せられ成功せんことを、最も重要と認む。一九三二年七月十五日の、ローザンヌ決議に掲げられたる、本會議の主要問題は左の如し。

(イ) 財政問題

貨幣及信用政策 爲替の困難 物價の水準 資本の移動

(ロ) 經濟問題

生産及交易の改善、特に左記に注意を拂ふこと

國際經濟會議の議題 (會議の一般的プログラム)

關稅政策

輸出入の禁止及制限、輸入割當及其他の貿易障礙
生産者協定

右問題を論ずるに先ち、問題の諸要因の間に存する、密接なる聯關を強調すること必要なり。我等の判斷に依れば、個別の措置を以てしては、顯著なる進展を爲すこと能はざるべし。我等は、世界の諸國政府は全局面に互り、協同的行動に依り、廣汎なる解決を達成するの決心を爲すことを要すと信ず。經濟關係の方面に於ける行動は、貨幣及財政上の行動に俟つこと大にして、貨幣及財政上の行動は、經濟關係の方面に於ける行動に俟つ所大なり。何れかの方面に於て進展を示さんが爲には、兩方面に於ける共同的措置を缺くべからず。我等は大體、ローザンヌ會議決議に掲げられたる順序に従ふこと、爲せるも、特定の分類方法を特に重視するものに非ず。

協同的行動の必要を力説するも、會議前に於ては、何物をも達成し難しと云ふには非ず。却て會議の成功は、會議參加國政府が、會議前の豫備的商議に於て有する、熱心に依存すること大なるものあるなり。必然複雑にして、多方面に互るべき會議に於ける討議の、眞の一般的成功の見込は、右會議に至る迄の期間に於て、豫備的商議に依り、相互的讓歩の爲の道程を開拓することあらば、大に増大せらるべし、政府の考究すべき、主要問題を要約すれば左の如し。

一 貨幣及信用政策の方面に於て、其の目標とする所は、金本位を廢棄せる國が參加し得べき、有效なる國際的貨幣本位の恢復ならざるべからず。勿論各國政府は、右標準を採用し得べき時期、及條件を決定するの自由を保持することを要すべく、我等は最も慎重なる準備なくして、其の採用を可能なりとか、又は之を採用すべきものなりとか、提言せんとするものには非ず、附屬的註釋は、國際的金本位の恢復が、實行可能となるに先ち、満足せられざるべからざる幾多の經濟的、並に財政的條件の存在することを明瞭に示せり、加之金本位の恢復が、再び瓦解するに至ること無からしめんが爲の、有效なる保障を設定すること必要なり、本問題に付ては、國際聯盟金委員會報告書中に、示唆せられたる勸告の方針に従ひ、中央銀行の協力を以て、將來に於ける物價の、より大なる安定を確保する爲、如何なる措置を執り得るかを研究することを要す。

二 近年に於ける物價の未曾有の低落は、生産費及物價間の不均衡を増大し、一切の債務、及固定費の現實的負擔を著しく増加し、事業を益々収益なきものとし、世界至る所に永續的にして、不祥なる失業者増加を來せり。世界物價水準の或る程度の上昇は、甚だ望ましく、世界的恢復の第一徵候たるべし。本會議は右物價下落に對抗すべき、一切の可能なる方法を探究せんとすべきこと疑無かるべし。考慮すべき方法の一は、事業の健全なる擴張を促進する爲、金融狀態の許す限り、寛大なる一般的信用政策を繼續し、且之を發展せしむることなるべし。

之と同時に考究を要すべきは、(特に市場を壓迫する大なる貯藏量のある重要産品の場合に於ては) 輸出又は生産の制限に依りて、物價の改善を達成し難きや否やの點なり。其の耕作が、人類の大なる部分の活計と爲り居る小麥に付ては、右措置は特に重要なことあるべし。

勿論、右の如き方法に依り得らるべき物價の引上は、結局現時の制限撤廢及財政的信賴の恢復に依り生ずるが如き、貿易の一般的改善に依りてのみ、維持せらるべきものなり。

三 爲替制限の撤廢は、世界の恢復の爲必須の條件なり、右目的の爲關係國政府は、其の豫算及經濟組織の安全を確保するに必要な、國內的措置を執ることを要す。然れ共或る場合に於ては、何時にても引上げらるべき短期外債が、多額に存在する限り、右國內的努力のみにては不充分なり。又或る場合に於ては、長期外債に對する支拂さへも、大なる困難を惹起するものなり。此等の困難は、慎重なる處理を必要とす。目標は、外國貸付市場の信賴を恢復するものならざるべからず。而して右は、將來の物價水準に俟つこと大なり。

若し適當なる手段が、前記の諸點に付執らるゝに於ては、債權國市場は、近く貸付を再開するに至るべきことを期待し得べし。尤も國際的信賴の一般的崩壞に鑑み、其の進展は遅々たるものならん。自由なる爲替の恢復は、財政的信賴の恢復及國際信用の正常なる流動再開に、極めて必要なを以て、諸國政府は、之を促進すること能はざるや否やを考究することを要す。右目的の爲、現在の遊資を活潑なる運行に導き

且援助を要する國に對し、適當なる條件の下に、安定用の信用を供與するため、或る種の方法を講じ得べし。

四 最後に、國際貿易を一層自由と爲すことを要す。現在の恐慌の最も顯著なる特徴の一は、世界の貿易が價額に於てのみならず、數量に於ても減少したるにあることは、既に記述したるが如し、右減少は、近年貿易の上に加へられたる制限網の増大に依り惹起せられ、且之に依り激化せられたるものなることは疑ひ無し。各國は輸入を制限することに依りて、其の經濟の防衛を計らんとする處、右制限は結局に於て、其の輸出減少を伴ふものなり、一切の國は賣ることに努め、買ふことを欲せず。右政策は、必然國際貿易を、一層の癱痺に導くものなり。諸國政府は、商品の正常なる交易の再建に努むることを要す。

第一に、恐慌の結果として課せられたる緊急措置(禁止、輸入額割當等)を、漸進的に緩和し成る可く速に之を撤廢する爲、一般的協定を締結するの目的を以て、一切の努力を盡さざる可らず、之と同時に、諸國政府は過當の關稅率を示す、最近の經濟的傾向に再檢討を加へ、將來に於ける關稅政策の緩和及安定の爲、諒解を成立せしむること必要なり。右目的の努力は、通貨の安定と緊密なる關係を有す。蓋し國際貨幣制度は、國際經濟組織を基礎とするに非ざれば、之を維持すること不可なればなり。

叙上は、我等が本會議に於て、處理すべき問題の大綱と認むるものなり。

解決の爲の詳細なる示唆と、技術的困難の指示とを含む、註釋附議題は第二部として掲げらる。

本プログラムの作成に當り、我等は現在の不況、及全世界の大なる負擔たる失業に對し、有效且永續的の救濟方法を發見せんとする希望に依り、支配せられたるものなるの事實を強調せんと欲す。本問題に關する部分的救濟は、成功を齎すことなしと信ず。必要なるは、世界再建の總括的プログラムにして、成る可く速に之を實行し、今や恢復に向ひ動きつゝある機運を、一層熾ならしむることを要す。我等は爰に、右の如きプログラムを提出するものなり。我等は右プログラムの採用は、世界を現在の困難より、一舉にして救出すことを得るものなり、との印象を與へんとするものに非ず。然れ共、諸國政府にして之を實行し、且會議の範圍外なる政治問題を解決せんとするに於ては、信頼と繁榮は、之を恢復し得べしと信ず。

C 議題

- 一 貨幣及信用政策
- 二 物價
- 三 資本移動の再開
- 四 國際貿易の制限
- 五 關稅並に條約政策
- 六 生産及交易の組織化

第二部 議題に對する註釋

第一 貨幣及信用政策

ローザンヌ會議は、通貨を健全なる基礎の上に、恢復することの必要を、特に強調したり。右に關しては、満足なる國際的貨幣本位を恢復すること、特に重要なり。金本位を措いては、世界的に受諾し得らるべき、他の本位制無きを以て、世界會議は、自由なる金本位の恢復が、成果を收め得べき條件を検討するの要あるべし。我等の見る所を以てすれば、左に詳細に論ぜられたる諸條件の中、最も不可缺的なるものは、販賣價格と生産費との間の均衡の恢復、並に將來に於ける一切の世界的價值尺度に、固有なるべき合理的程度の物價安定の維持の二なり。

特定の一國にとり、金本位復歸の可能なるべき時期、並に右復歸を危險無く遂行し得べき平價は、必然的に、該特定國並に外國に於ける、當時の條件の如何に懸るべし。右の問題は、各關係國の主務當局に依りて専ら決定せらるべきものなり。

左の諸章は、貨幣問題に關する會議の事業を、容易ならしむべしと思考せらるゝ、一般的性質の示唆を述べたるものなり。右示唆は、或は協調的活動に依るに非ざれば、實現し得ざるものあり。又或は各國の、簡別

の努力に俟つものあることは後記の如し。

(一) 自由なる國際本位恢復の條件

(イ) 我等は既に緒言に於て言及したる點、即ち今日尙懸案たる、若干の政治的大問題の解決は、金本位復歸の決定を爲すに際し、大なる躊躇を爲さしめざるが爲に、缺く可らざる信頼の恢復に、寄與する所大なるべき事を、茲に再び確言せんと欲す。

(ロ) 第二に、現在不充分なる通貨準備を擁する國をして、其の準備に關し、満足なる地位の恢復を可能ならしめんが爲に、若干の措置を講ずるの要あるべし。右に關し、左の事項を示唆することを得べし。

(1) 政府間債務の解決は、右に關し特に有益なるべし

(2) 貨物及勞務の移動に付、合理的程度の自由の恢復

(3) 外國爲替市場及資本の移動に於ける自由の恢復

(ハ) 將來に於ける、金本位の良好なる機能を確保することを目的とする措置に關し、一般的諒解の存すること必要なるべし。此種の協定の締結は、常に多數國に於ける輿論に、強大なる影響を及ぼし得べき要因たるのみならず、又特定國に對し、健全なる通貨經濟政策を續行する限り、必要なる準備を獲得し、及維持するを得べしとの確信を與ふるものなるべし。

(ニ) 然れ共國際的活動が、如何に必要缺く可らざるものなりとするも、適當なる國內的措置の執らるゝこ

と無くば、正常的經濟狀態を恢復すること能はざるべし。

故に各國は左の點に於て、國內的均衡を實現する爲、必要なる措置を執るの用意なかる可らず。

(1) 單に狹義の國家豫算のみならず、又公企業（鐵道等）の豫算、竝に地方官憲の豫算の歳出歳入は、均衡せしめらるゝことを要すべし。

(2) 國內貨幣及資本市場を健全ならしめ、及健全なる狀態に維持し、且加ふるに萬難を排して、國家の歳入不足を、紙幣インフレーションに依り、補填することを避くること必要なるべし。

(3) 國民經濟に、より大なる弾力性を與ふること必要なり。蓋し此の弾力性無くば、國際貨幣本位は如何に改善さるゝも、適當に機能すること能はざるを以てなり。

我等は實際上に於ては、若干の國は其の自由なる金本位復歸が、他の多數國の行動に對して、影響を及ぼすが如き、重要な地位に在ることを認むるものなり。

我等は金物價の推移の不確實なる限り、既に金本位を拋棄せる國にとり、適當なる爲替相場に依る金本位復歸には、困難の存することを認めざる者に非ず。過去十年間の經驗は、過度に高き、又は過度に低き相場に依る金本位復歸は、國家的見地よりするも、將又國際的見地よりするも、重大なる不利益を齎らすものなることを示したり。他方に於て、爲替が絶えず變動を受くるの事實も、亦金物價水準に對して影響無き能はず。且金本位國に於ける物價恢復を助長せんとする、貨幣及信用政策を害するものなり。斯くの如きデレム

マに直面しては、國際貨幣本位の恢復を助長すべき一般的恢復を齎らさんが爲、直ちに遂行せらるべき最善の政策を探究すること必要なるべしと思考せらる。

(二) 一般的金本位恢復に先ち遂行せらるべき通貨政策

諸種の集團に屬する諸國に於て執らるべき各特別の措置を考究すること有益なるべし。

(1) 自由なる金本位を有し、且豊富なる通貨準備を保有する國は

(1) 短期市場に於ける、低金利並に借換及其の他一切の可能なる操作に依る、長期金利の引下を以て特徴とする、自由主義的なる信用政策を遂行すること。

(2) 市場の状態、及中央銀行規程の許す限り、豊富なる信用供給を保證するを目的とする、公開市場政策を維持すること。

(3) 金が自由に國外に出づるを許すこと。

(4) 健全なる海外投資を容易ならしむる爲、資本の海外移動に對し、能ふ限り大なる自由を與ふることを要すべし。

(ロ) 金本位を拋棄したる國に於ては

(1) 通貨の對外價值を、國內的均衡恢復の爲に必要な水準以下に下落せしめ、國際貿易に於て一時的利益を得んとする諸國相互間の競争を、避くる様努力するの要あるべし。

(2) 現在に於ては爲替相場は、投機的變動の爲に絶えず攪亂せられ、國際貿易を害す新平價採用に先立つ時期に於ては、通貨を統制する當局は、外國通貨の賣買に依り、其の資力の許す限り投機の影響に基づく日々の變動を、緩和するを可とすべし。斯る措置の成功は、他の市場の協力に依り促進せらるべし。

(ハ) 金本位を拋棄したると否とを問はず、爲替制限を採用したる國に於ては

(1) 成る可く速に、右制限を全部撤廢すること望ましかるべし。然れ共斯る目標は、何れの場合に於ても、直ちに到達し得らるゝものに非ず。斯る場合に於ては、假令資本移動に付ては、右制限を若干期間維持するの必要ありとするも、外國貿易に適用せらるゝ制限は、第一に緩和乃至撤廢するの必要あるべし。(本問題は第三(一)に於て其の總ての方面に互り詳細に検討せられたり)

(2) 通貨の對外價值が、下落し居る或る場合に於ては、前記緩和は現在の平價拋棄を、必要ならしむることあるべし。或る國に於ては爲替制限は、其の求むる目的に逆行せる結果となるが如きものなり。實に公定爲替相場が、經濟的に正當と認めらるゝ相場より、高き水準に維持せらるゝ場合に於ては、常に總ての輸入者に對しては、一種の輸入獎勵金が與へられ、輸出者に對しては一種の輸出税を課せらるゝことゝなるなり。經驗に依れば、慎重に制限の漸次的緩和を圖るに於ては、通貨に對する、國內の信頼を維持するを得べきものゝ如し。但し斯る場合豫算を均衡せしめ、インフレーション的傾向に抗することとは、先づ第一の重要事なり。右に付ては、各種の場合に適當なる政策を考究し、且之を實施する爲、

此等の諸國、國際聯盟の財政機關及國際決済銀行の間に、密接の關係を保つこと特に有益なるべし。巨額の對外債務、特に短期債務を有する若干の國に付ては、政府が現に遂行しつつある通貨政策を變更し得るに先ち、右債務の問題の解決せらるゝことを要す。我等は該問題を更に後に考究すべし。

(三) 金本位の機能

國際金本位の恢復を可とする一切の主張は、同時に現在の狀態に於て、同本位の良好なる機能の爲、必要な條件を明かにせざるべからず。

我等は如何なる程度にもせよ、通貨政策の問題に於ける、中央銀行の行動の自由を制限し、又は其の責任を制限するが如き、何等かの手段を執るべしと提言せんとする者に非ず。左に掲ぐる示唆は、金委員會報告書と全く一致するものにして、右報告書は我等の賛同する所なり。右報告書は又國際決済銀行理事會に依り、是認せられたるものなり。諸國政府は、恐らく會議に於て最終的決定を爲すに先ち、此等の問題に關し、各其の中央銀行に諮問するの機會を見出すべし。

(イ) 政治的當局と中央銀行との關係

我等は會議が、諸中央銀行を一切の政治的影響より獨立ならしむる、一の貨幣上の組織の重要性を強調すべきことを示唆す。我等は又政府をして、中央銀行の職能遂行上の困難を増大せしむる如き、一切の經濟及財政政策を採らざる様、戒心せしむることの重要なるを信す。

(ロ) 通貨準備

現下の傾向は、金を中央銀行に集中せんとするに在り。戰前に於ては流通せる、又は私銀行の所有せる金は、貨幣用金ストックの總額の四十パーセント以上なりしに、今日に於ては、中央銀行の保有に屬せざる金は、九パーセントを超えず。此の新事態は我等の見所を以てすれば、慶賀すべきものなり。蓋しそは中央銀行の、能力及活動の自由を増大せんとするものなるを以てなり。今日に於ては、金準備は第一に外國に對する借方勘定殘高の結果たる、對外支拂の要求に應ずるの用を爲すものなり。他方多數の國の現在の法制は、巨額の金を國際的使用の爲に利用し得ざるものたらしむるの結果を、來すものなることを認めざる可らず。我等は左に掲ぐる措置は、公衆の信頼を些も減ずることなくして、中央銀行の準備の、より効果的なる使用を可能ならしむべきものなりと信す。

(1) 準備率の低下 過去數年の經驗に徴するに、多數の中央銀行規程中の準備に關する規定は、恐慌の際、正當と認めらるべき程度の對外支拂に應ずる爲、準備の利用を可能ならしむるに足る、弾力性を有せざりしこと明白なり。

急激に一國より、他國へ移動し得る短期資金の金額の増加は、支拂差額の上に不時の過重なる負擔を課すことあり。

加ふるに、何等かの理由により國民經濟が、其の弾力性を減じたる時に於ては、屢々失はれたる均衡を

恢復する爲に、然らざる場合に比し一層長き期間を要することあり。而して右適應期間の繼續する限り、より巨額の金を輸出することを餘儀なくせらるゝことあり。

會議は、特に中央銀行をして、支拂差額の變化に應ずる能力をより大ならしむるやう、中央銀行の準備に關する規則の弾力性を増大するの必要あることを、強調すべきものと思惟す。

準備として保有せらるべき金（又は金及外國爲替）の法定最低額を、慣行的の率たる三十三乃至四十パーセント以下に著しく低下せば、其の利益大なるべし。即ち斯くして對外支拂の爲に利用し得べきマーヂン（實際保有額と法定最低額との間の差額）は、遙かに大となるべし。然れ共我等の見所を以てすれば、會議は資力の制限せられたる國が、銀行券及信用の増發を正當ならしむる理由として、最低準備要求の變更を、利用す可らざることを力説せざる可らず。蓋し斯る場合に於ては、自由に處分し得べきマーヂンは消滅し、改革の目的、即ち當該中央銀行の地位の強化は、達成せられざるべきを以てなり。

(2) 金爲替本位 法定義務準備中に、外國爲替を加ふることを許されたる國以外にても、殆ど總ての國に於て中央銀行は、金の輸出に依りては企て及ばざる程、直接且迅速に爲替に作用し得んが爲に、其の金準備を在外短期資金を以て補充し居れり。或る場合に於ては中央銀行は、此等在外資金を、國內貨幣市場に作用するに利用し居れり。

近年實行せられ居たる右制度は、殊に巨額の外國爲替の保有を包含せる場合に於ては、其の運用は、若

干の重大なる缺點を有することを示せり。最近數年間の異常なる状態は、恐らく若干の市場に於ける、外國資金の過度の蓄積を惹起するに與りて力ありしものなるべし。我等は右の諸缺點は、一部分は金本位其のものゝ一層妥當なる運用に依り、又一部分は一層集中化され、且效果的なる統制の一制度を樹立すべき特別の改善策に依り、避け得らるゝものなりと信ず。我等は外國爲替資金の保有に存する右の制度は、若し適當に統制せらるゝに於ては、多數の國に於て國際的本位復歸を促進し得べく、また高度に發達せる資本市場を有せざる諸國にとり、永續的なる金融制度の爲、缺くべからざる一要素を構成するものなりと思惟す。中央銀行の外國爲替資金は、之を當該通貨を發行する中央銀行に置くか、又は該中央銀行の仲介に依り、他の所に置くか、或は又國際決済銀行に置くこと、極めて望まし。右は我等の見所を以てすれば、中央銀行が其の市場に於て、他の中央銀行に依り爲さるゝ一切の取引に付、全幅の知識を有すべきこと極めて重要なを以て、一層然り。尙外國爲替資金を利用する總ての中央銀行が、對外投資の危険に對し、自己を保證するに必要な一切の措置を執らんことも亦重要なり。

(3) 金節約の他の方策 小額紙幣の流通する國に於ては、右紙幣を流通より引上げ、或る限度に於て補助貨を以て之に代ふることを得べく、右措置は流通銀行券の減少に依り、或る程度迄金準備の上に及ぼさるゝ緊張を緩和すべし。

更に又各國に於て『清算』の機構を、改善すること可能ならざる可らず。租税及俸給の支拂、大なる小

賣取引、一の場所より他の場所への資金の移轉等は、小切手、郵便振替及其の他の振替に依り爲さるゝこと、益々大となし得べし。右に關しては、政府及地方當局は立法的措置に訴ふること無くも、率先して租税、公企業に支拂はるべき金額等の支拂に、小切手を受入れ、以て範を垂るゝことにより、大に奇與し得べし。

(4) 通貨準備の分配 世界貨幣用金總額の約八十パーセントが、五ヶ國に集中せられたるの事實を以て特徴とする、現下の異常なる状態は、特別の一要因を以て説明し得るものに非ずして、支拂差額決定の多數の因子の上に作用したる、若干の深刻なる不均衡の徴候と看做さるべきものなり。事態改善の爲に採らるべき對策を考究するに際しては、原因の複雑多岐なることを考慮せざる可らず。現下の異常状態の永續的改善を達成せんが爲には、商品交易の自由を増大するを要すべく、對外債務の決済の爲、金の輸送に依存するの程度を減ずること必要なるべし。

本書の前記諸節に於て、我等は中央銀行の最低準備率低下を提議し、又は或る國は其の法定準備中に、外國爲替資金を包含することを許されざる可からずとの意見を表明したり。此等の措置は、世界に於ける金の不平等なる分配に依り惹起せられたる困難を、或る程度迄緩和することを可能ならしむべし。然れ共右措置も亦其れ自身のみを以ては、充分なるものに非ざるは言を俟たず。

準備の充分ならざる國家が、金本位に復歸することゝなる場合、新平價は順調なる國際收支に相應する

ものたるべく、斯して過大の努力無くして、充分の準備を國內に吸引する如きものたらざる可らず。

或る場合に於ては、曩に大なる通貨準備を擁する國に逃避し居たる資本の、國內復歸なる形に於て事態の自動的調整が行はるべし。此等大なる通貨準備を擁する國の輿論をして、斯る場合の金流出が、其れ自身に於て、何等支拂差額の不均衡を表はすものに非ずして、寧ろ一般的信頼恢復の徴候なることを、理解せしむること重要なり。斯の如き流出に對し、信用制限を以て對抗するは、常に金の新分配を遅延せしむるの危険あるのみならず、デフレーションの傾向を誘發するものなるべし。

豫め國際的信用取引に依りて、今日準備の充分ならざる國に、充分なる準備を獲得せしむること可能なりや否やの問題生ず。斯る信用取引は、自己の準備を強大ならしめんと欲する中央銀行側よりの、絶えざる金需要の爲に生ずべき、外國爲替市場の繼續的緊張を、緩和することを得べし。(後記第三ノ(三)參照)

(ハ) 信用政策に於ける中央銀行の協力

會議は、勿論中央銀行が其の政策の考究に當り、國家的考慮及國際的考慮の兩者を取上ぐることを得んが爲、諸中央銀行間に密接の關係を維持すること、極めて重要なことを力説するなるべし。各自己の市場に於て執らるゝ政策に對する全責任は、之を各中央銀行に歸すべきものなりと雖も、中央銀行間の連續的の協議は、諸中心地に於て實行せらるゝ政策の連絡を助くべく、一中央銀行の統制作用をして、外國の支持を得る

に於ては、實に其の効果を一層大ならしむることを得べし。
 國際決済銀行は、諸中央銀行の利用し得る新なる仲介者たるものにして、同銀行は常に接觸を増加することに依りてのみならず、又本書中に屢次示したる如く、協調的活動の機關としても、益々大なる役割を演じ得ざる可からず。

右に關し我等は、國際決済銀行理事會が、一九三二年七月十一日の會議に於て、全會一致を以て採擇したる決議の第五點に對し、注意を喚起する者なり、該理事會は、一九三二年六月國際聯盟金委員會に依り提出せられたる、最終報告書の結論を原則として、採て以て自己の結論となす旨宣言したり。右結論は右理事會に依り、將來實際的適用を受くべき通貨原理の樹立の爲、出發點を爲すものと認められたり。

我等は、特に金委員會報告書の中に指示せられたる目的、即ち金の購買力の、異常なる變動を防止するの目的を達成せんが爲、右の宣言竝に諸中央銀行間の相互的協議に、大なる重要性を賦與する者なり。我等は金委員會と同じく、一切の行動は、國際的諒解及協力を基礎とせざる可らずと確信す。一般的金本位復歸、及將來に於ける其の良好なる運行の前途は、大半懸つて此の分野に於て實現せらるべき進展の如何に在りと認めらる。

(四) 銀

金貨にて表示せられたる銀の價格は、一九二一年より一九二九年に至る間、比較的安定し居たるが、爾後三

年ならずして半は以上を激落せり。此の急激なる下落が、主として一般物價水準に作用を及ぼしたると、同一の原因に歸せらるべきものなること、從て此の下落は、世界經濟恐慌の反映の一例と看做され得るものなることは疑なし。然りと雖も、此の下落を加重したる特殊要因（右は既に恐慌勃發前より或程度に作用し居たり）を見出すことは可能なり。即ち銀の貨幣使用廢止、補助貨の銀分低下及餘剩ストックの處分之なり。我等は銀價格引上の爲に、近年論議せられたる諸提案を順次検討したるが、右に關し左の如き意見を提出せんとす。

(1) 何等かの形態の、金銀複本位制を採用すべしとの提議ありき

我等は、抑々金の價值と銀の價值との間の固定的比率を前提とする、金銀複本位制なるものは、世界の主要國が一致して此の制度を採用するに非ざれば、其の採用は危険を免れ得ざるものなることを指摘せんと欲す、現在世界的に受諾し得と認めらるゝ本位制は、金本位あるのみなるを以て、金銀複本位制の採用の考案は、實行不可能なるものと認めざる可らず。

(2) 發券銀行に對し、法定準備の中に、一層多量の銀を包含することを許すべしとの提議ありき

假に如何なる形態の金銀複本位制も、受諾し得ざるものと認めらるゝとせば、銀は中央銀行の金屬準備中に、多量に存在する爲の必要條件を具備せず、蓋し右銀が國際收支差額の決済の爲に、他の中央銀行に受入れらるべき固定價格は存在せざればなり。

(3) 又銀價格引上の爲、政府が干渉すべしとの提議もありたり

此の點に關し、我等は本書の前節に述べたる示唆、即ち小額紙幣の流通せる國に在りては、右小額紙幣は之を引上げて、或る程度迄補助貨を以て之に代ふことを得べしとの、示唆を指示せんと欲す。我等は、會議は此の點に關し、如何なる程度迄補助貨として、銀の使用を増し得べきやを考究すべきものと思ふ。政府保有の銀ストックの賣出が、如何に望まじきものと認めらるゝも、市場を不必要に攪亂することなき様、右賣出を爲すこと重要なり。

會議は、又生産者及通貨當局に依る、銀の販賣を改善することの可能なるや否や又可能なりとすれば、如何なる方法に依り、然るやの問題をも考究するを要すべし。我等は、又銀の工業的使用の増加若は、新なる工業的用途への使用の問題は、詳細研究するの價値あるものと信ず。

銀使用國、殊に支那との通商關係に關しては、貿易を振興する最善の手段は、銀其のもの、價格の引上に非ずして、一般商品價格水準の引上に在るべし。右一般物價水準を引上げ、且適當なる時期に之を安定せしめんとする一切の行動は、銀價の上に、好影響を及ぼすべきものたるべく、且一般に歓迎せらるべし。

第二物 價

(一) 物價と生産費との間の不均衡

近年生じたる物價の下落は、幾多の困難を生ぜしめたり。而して通貨及經濟の分野に於て、進歩を實現し得んが爲には、右困難は如何様にかして、之を打開せざる可からず。

第一に、現實的價値を以てする債務の負擔は、著しく増加し、債務者にとりては、義務の履行及契約破棄の回避は、益々困難となるに至れり。國際的債務の分野に於ては、資金移讓（トランスファー）の問題は、世界貨幣制度全體の上に危険なる影響を及ぼし得べき、一の特種なる問題を發生せしめたり。

第二に、一般に生産費の低下は、販賣價格の下落より緩慢にして、之が爲に企業は収益不能となり、其の結果生産は、其の組織を亂され、且減退せんとすることは、益々増加する失業の之を示すが如し。失業手當の與へらるゝ場合と雖も賃銀收入の減少は、又公衆の購買力減退を生ぜしむべし。加ふるに販賣の減少は、工業設備の正當なる發展若は單に其の維持のみをも、一切無益なりとの考を起さしめ、其の結果、新投資活動の停止を生ぜしめ、常に『資本財』生産に従事する労働者の間に、特に重大なる失業を發生せしむるのみならず、貯蓄死藏の傾向を生ぜしむ。

第三に、物價下落は一切の種類の商品に付て、同一歩調を以て進行せざりき。製造品の價格は、多くの理由に依り、天産物の價格に比し下落緩慢なる傾向あり。又小賣物價は卸賣物價に比し、抵抗力大なることは一般に知られたる所なり。現下の恐慌の特徴中、特に擧ぐべきは、多數國に於て資本設備の爲に必要なる、或

る種商品の價格に付て生じたる一傾向、即ち再調整を助長すべかりし下落に拮抗せんとするの傾向之なり。右傾向は、事業界の恢復を遅延せしめ、長期及短期の金利の如何に低きかを問はず、新資本計畫を沮喪せしめたり、或る場合に於ては、斯の如く『生産財』の價格が、下落に對して比較的抵抗力大なりしは、該價格が大體に於て他の商品價格より以上に、カルテル及其他獨占的性質を有する協定に依り、統制せられ居たる事情に因るもの、如し。

物價下落に加へて、生産減少のありたることは世界の主要國の或ものに於て、國內通貨にて表現せられたる國民所得を、三年前に比して六十パーセント以下に減ぜしめたり。原料品の輸出を主とする國に於ては、右原料品の金價格は、多くの場合以前の價格の三分の一、四分の一、乃至は更に低き割合に下落せり。通貨の下落は、或る程度迄國內的困難を軽減したるが如しと雖も、世界價格の崩落は、特に此等の國の對外債務の負擔を著しく増加し、以て其の對外地位に破滅的影響を及ぼしたり。

更に又、殊に失業手當及其他の社會的目的の交付金が、歳出に加はる爲、諸國政府は重大且困難なる豫算問題に當面せり。國家及地方當局の收入は、遞減する國民所得中より取立つるの外なき處、租稅の率は或る程度に達すれば、甚だ高率なるが爲、商工業に對して、重大なる壓迫を加ふるを免がれざるべし。

(二) 均衡を恢復すべき方策

(イ) 販賣價格と生産費との間の、破壊せられたる均衡を恢復すべき手段の一は、生産費の低下に在ること

は明白なり。一般的には、右は通貨に依り表現せられたる賃銀の割合を、低下するに非ざれば達成し得られざるべし。此種の著しき低下は最近に至り實行せられ、或る國に於ては、約二十乃至二十五パーセントに達したり。此等の低下を實行するの可能性は、國に依り異なり、且新なる著しき低下毎に、必ず益々増大する抵抗に遭遇すべきことは、之を斷定するに難からず。如何なる程度迄右の低下が、諸種の賃銀及價格(殊に異なる生産段階に於ける賃銀及價格)の間の、從來の適應除を是正し、以て其の相對的地位の改善を可能ならしむるやは、俄に豫斷し難き問題なり。然れ共右問題は如何様にもあれ、債務の負擔は若し軽減せられざるに於ては、多數の難問題を發生せしむべし。

(ロ) 均衡は又物價騰貴に依りても、恢復することを得

(一) 物價を騰貴せしむべき手段の一は、生産を制限するにあり。本問題は、本註釋第六に於て之を論じたり。

(二) 自由なる金本位を維持し、且大なる通貨準備を擁する國に於ては(第一の(二)の(イ)に示したる如く)低き短期金利を、及又或る場合に於ては、公開市場取引を含む自由主義の信用政策を、遂行すること可能なるが如し。更に長期金利も、亦借替及其他の他の操作に依り、能ふ限り之を低下するを要すべし。『金融復興會社』の仲介に依りて、執られたる措置に加へて、一九三二年春アメリカ合衆國『聯邦準備銀行』に依りて行はれたる公開市場取引は、信用減縮及通貨退蔵を停止せしめたることは、注意すること

を要す。右取引は又私銀行の爲に、五億弗を越ゆる餘剰準備を生ぜしめたるが、同準備は銀行經濟界に於ける信賴の恢復を助けたり。

若干の中央銀行は、其の自己の市場に及ぼす指導に依り、貯蓄銀行及他の類似の機關をして、預金利率を順應せしむると同時に、又抵當貸付及其他の長期貸付の利率を低下せしむることを促すを得たり。

(3) 自由主義の信用政策が、物價に對し豫期の影響を及ぼし得んが爲には、信用に對する需要の生ずることを要す。

第一に、商品に對する自然的需要の發生を、期待し得る若干の理由あり。例へば、恐慌中は多數の産業的企業は、其の設備増大を斷念したるのみならず、修覆をも延期せり。斯る事態は、無限に繼續し得べきものに非ず。恐らくは、此の方面に著しき可能的需要が蓄積せられ在るべし。多くの企業は近年其の償却勘定に於て、之が爲財政的準備を進め居たり。消費者と雖も亦衣服、家具、自動車等の如き耐久的使用品に關しては、右と可なり類似の地位に在るべし。

政府及其他の官憲は、市場に於ける起價に依り、金融せらるべき廣汎なる公共事業計畫に依り、能動的に公衆の購買力増加に努むべきものなりとの意見屢々表明せられ居れり。若し此の種政策にして、合理的限度内に止めらるゝことなく、國家の信用を薄弱ならしむるの結果を致すに於ては、公債借換は阻止せられ、長期金利の低下は遅延せしめらるべし。

我等の期待する如き、實質的需要の増大は、一般財政及經濟機構に於ける、信賴の増大の結果たらざる可らず。若し公衆にして、政治及通貨當局が究極に於て、改善を期待せしむるに足る政策の、遂行に努力しつゝあることを知らば、恐らく公衆は正常的經濟生活への復歸に依りて、直ちに之に應ずるならん。我等は、本報告書中に示されたる政策(該政策は、健全なる基礎の上に於ける通貨の恢復、財政的復興、貨物移動に於ける自由の増大、及右政策の實際的採用を立證する、若干の迅速なる措置の採用を目標とするものなり)の一般的採用は、信賴への復歸に向ふ決定的一步たることを、敢て示唆せんとするものなり。

(4) 制限せられたる國民的資本を有する國に、購買力を賦與すべき健全なる國際取引の再開は、物價に對して有益なる影響を及ぼすべきことは、多言を要せずして明かなるべし。

第三 資本移動の再開

正常的状態への復歸は、他の手段と共に、資本の國際的移動の再開に懸ること大なるべし。信賴恢復と共に資本が自由に移動し得る様、現在右再開を妨げ居る障礙を除去すること重要なり。前述したる爲替不安定以外に、資本の移動を妨げ居る主たる障礙の或るものは、外國爲替に關する制限及或る場合に於ては、現在の債務の重荷なり。

(一) 外國爲替に關する制限の撤廢

外國信用に依りて、均衡の恢復し得ざるに至れる場合、多數國は物價下落及外國貿易の激減の爲に、惡化したる不利なる收支差額の結果、其の通貨の安定を抛棄するか、又は外貨の輸入を人爲的に均衡せしむる目的を以て、爲替管理を樹立するかの、二途の一を選ぶの餘儀なきに至れり。右兩制度を並行して採用したる國すらありき。曩に無制限のインフレーションの破滅的結果に苦しむたる國の大多數は、爲替管理を是として其の通貨の名目的平價を維持せり。右管理は此等諸國をして、多少の成功を以て、國民的資本の輸出及外國信用の引上を、防止若は制限することを得せしめたり。然れ共此等の國が、右の成果を得たるは一に一切の新投資に對し、門扉を閉すことに依りたるものなりき。更に又、必要と認められざる輸入に對する外貨支拂の拒絶に依り、支拂差額を改善せんが爲に、爲替管理に訴へられたること屢々ありき。然れ共、斯る制限は究極する所、豫期の如き貿易バランスの改善を齎さざりき。蓋し各國よりの輸出は、外國に於て類似の通貨制限若は自衛策として、取急ぎ設けられたる行政的障壁に逢着したるを以てなり。

斯の如く外國爲替に關する制限、及屢々其の結果取極められたる相殺協定は、資本流通にとり險ゆ可らざる障礙を爲し、國際貿易沈滯の主要原因の一たり。正常状態への復歸は、此等制限の消滅を前提とす。而して之が消滅は、各關係國に於ける收支差額の均衡の、永久的恢復の如何に懸る。

收支差額の均衡恢復を確保し、而して或る發券銀行の金屬準備の強大化に依り、右恢復に永久的性質を賦與

せんが爲には、上述の諸種の措置を執ること絶対に必要なり。此等措置を執る爲には、凡ゆる場合に、必ずしも諸國政府の會合を待つ必要なきことを力説するは、恐らく有益なるべし、寧ろ各國に於て、正常状態への復歸を確保する爲、遲滯なく努力の爲さるゝこと重要なり。

(二) 現存債務

叙上の、一切の措置の執られたる後に於ても、短期預金の大量的引上の脅威、又は長期債務の元利拂の結果たる重き負擔の爲、支拂差額の均衡が恢復し得られざることあるべし。斯る場合、對外債務に關する協定が、關係國の間に締結せらるゝの要あるべし。

茲に我等は、債權國に依り遂行せらるゝ政策が、究極に於て債務國に對し、其の債務を商品及勞務の形態に依り支拂ふことを可能ならしむべきこと、極めて重要なことを力説すべきものと信ず。

我等は又、正常状態への復歸は信頼の恢復を伴ふべく、而して此の點に關しては、契約の遵守が第一に必要なことを、敢て注意せんとするものなり。債權國及債務國兩者の利益の爲、關係國の間に債務の現實事態への調整を行ひ得るは、唯豫見せられざりし事情の爲に、契約を完全に履行することの不可能となりたる場合に限るなり。

(一) 短期債務

据置協定、爲替管理及資金移讓モラトリウムの手段に依る、諸國の短期債務の現在の規定は、其の性質上

時的性質を有するに過ぎず。此の種措置は、若し長期間に亙り實行せらるゝに於ては、恐慌を長引かしめ、且現實の事態が白日の下に顯はるゝ瞬間を遅延せしむることに依り、恐慌の強度を増大せんとする傾あり。故に良否何れの債務者をも平等の地步に置き、以て良き債務者の信用を破壊せんとする傾ある現在の制度は能ふ限り速かに之を拋棄し、各個の場合に付其の事情を考慮したる決定的解決を以て、之に代ふること必要なり。右調整が通商上の引受を、遲滞無く一切の形式の取締より解放するの結果を致すこと緊要なり。斯くして通商は、其の正常的經路を利用することに依り、再生することを得べし。各國の發券銀行は、其の爲し得る一切の手段を盡して、斯る恢復策を支持するの要あるべし。

本問題の解決は、何よりも先づ債權者及債務者自身の利害に關す。然れ共同時に又一國の通貨政策及通商政策に影響すること。争ふの餘地なき本問題に付、解決の講ぜらるゝことは政府にとりても重要なり。爲替に關する制限の撤廢は、通貨に對し資金移讓の問題が提起する危険が除去せられ、信頼の恢復するに非ざれば其の目的を達すること能はざるべし。

(2) 長期債務

現在の物價水準の爲、支拂差額の均衡の不可能となれる迄に、其の負擔を加重せられたる長期債務の場合に付ては、債務者と債券所持者との間に、協定の締結せらるゝことを要すべし。然れ共若し支拂差額の均衡の確保、及正常状態の恢復を希望するに於ては、本問題に付ても短期債務の場合と等しく、満足なる解決の見

出さるべきこと絶對に必要ななり。右解決は、其の目的の爲に協力する關係者之間に於て、探究せらるゝことを要す。

或る場合に於ては、債券所持者は既に組合を結成したるが、又他の場合に於ても、此の種組合を結成するは有益なるべし。更に諸國の組合は、相互に接觸を保つての要あるべし。發行商社は、債券所持者の爲、右に關し周旋を爲し得る地位に在るを要す。

必要なるべき場合に、債務者間の直接協定を容易ならしむる爲、關係者より要請せらるべき調停者として行動すべき、權威あり且有能なる人の名簿を作成することを得べし。

然れども此の分野に於ても、また一切の場合に對する、齊一なる解決は、存在せざることを附言するの要あり。

(三) 資本移動

世界全體に於ける資本移動の再開（即ち換言すれば國際投資の再開）は、正常の信用經路を通じて行はれざる可らず。特別な信用機關の創設は、右再開を助長すべきことあるべし。世界が正常状態に復するや、信用制度も舊通りに機能し始むべきことは疑無し。信用は普通の方法に依り、要求せられ許與せられ又は拒絕せらるゝに至らん。利用し得る信用が消滅したるに非ざること、之を記載せざるべからず。否寧ろ信用は豊富なるにも拘らず、叙上の理由に依り利用せられざるなり。然れ共過去の經驗に鑑み、短期信用の量及移

動に關する情報の、交換を助長することは望ましかるべし。他方貸付取引の再開は、之を刺戟する爲に何等の國際的行動の執られざる限り、緩慢なるべし。右に關し、諸々の機會に幾多の提案論議せられたり。

委員會の注意を喚起せられたる諸種の示唆の中には、ストレザ會議に於て問題とせられたる、貨幣平準基金の創設あり。

實に上に掲げられたる、一切の勸告が採用せられたる後に於ても、責任ある當局が爲替取引の自由を恢復するに尙逡巡することあるべく、此の場合に於て假令輕微なりとも、外部よりの援助が彼等の信頼並に公衆の信頼を、確保することに効果あることあり得べし。

前記の如き基金創設の目的は、通貨平準化を助長するに在るを以て、國際決済銀行が、右基金の管理を負擔する機關たるべきこと自然なるが如し。蓋し右基金管理に當りては、一切の政治的影響を避くること望ましかるべきを以てなり。

既に久しく停止せる金融機構の運行を再開する爲には、特別の援助を必要とすべしとの思想は、我等の討議に際しても開陳せられたり、此の目的の爲に、發券銀行若は民間より必要なる資金の供給を受くべき、國際的信用機關を創設すること適當なるべしとの示唆提出せられたり。右資金の供給に付ては、何れの場合に於ても政府は援助を與ふべく、而して右政府の援助は、貨幣平準基金創設の爲にも亦必要なるべし。

現在利用せられざる資本を、活動せしむることを目的とすべき此の種機關は、健全なる條件の下に於て、且一切のインフレーションを防止すべき、嚴重なる統制の條件の下にするに非ざれば、新たな信用を許與すべきに非ざること言を俟たず。該機關は、叙上の舊信用（『凍結信用』）を償還するものならざることを要すべし。右機關が、一切の政治的影響を免るべきことも亦言を俟たず。右機關は國際決済銀行に結び付けられ、又は同銀行の管理を受くるものたるを得べし。若し同案にして諸政府の賛同する所とならば、我等は本問題を更に詳細に検討せんことを提議す。

資本移動を助長すべき他の一方策、即ち國際的公共事業の計畫も、亦委員會に提議せられたり。我等は近き將來に於ては、眞に大なる公共事業計畫の實施の爲、國際的の出資を見るは可能ならざるべしと思考す。昨年、過度の債務負擔及外債元利拂の誘發し得る爲替困難の危険を、未曾有の程度に示せり。右考慮を措きて考ふるも、現在諸國政府は極めて多數の要求を受け、爲に之を拒絶するの餘儀なき状態に在り。加ふるに極めて多方面に於て、節約を爲すことを餘儀なくせられ居るを以て、之が爲に豫算に此種の新負擔を加ふるに先ち、慎重なる研究を加へざる可らず。

然れ共、若し一貸付國の政府に於て、右目的の爲一層容易に資本を調達し得る様、何等かの形式に於て保證を與へんと欲するに於ては、最善の計畫すら、其の實行に必要な資金を獲得し難き時に於ても、提議せられたる右事業の實行は、之に依り促進せらるべきは明かなりと認めらる。殊に現在の状態に在りては、資本

負擔の元利拂に必要なべき、内外通貨の金額を收得し得ることの保證ある生産的なる公共事業の、實行に對してのみ資本を供給すべきことは、健全なる金融の原則の要求する所なることを俟たず。

第四 國際貿易の制限

國際貿易の制限は、禁止、輸入額割當又は許可の何れの形式なるかを問はず、近年非常に廣く行はれ、其の數甚だ多く、今や國際貿易に對し殆んど踰え難き障壁を爲すに至れり、右制限は國際貿易に未曾有の減少を招來し、全く之を癱痺せしめんとす。

其の嚴重にして、屢次恣意的なるの性質、商取引に及ぼす、嚴格なる管制及國際經濟關係に及ぼす不確實及不安定に依り、此等制限手段は、通常國內市場を防衛し保護せんとする方法なりと主張せらるると雖も、往々にして經濟戰爭に於ける事實上の武器たるの觀を呈す。

右制限の擴張は、制限の適用せらるゝ商品に付、通商條約の規定を無効ならしめ、以て通商條約の利益を虛無ならしめんとするの傾向あり。

關稅の外に執られたる右措置の撤廢は、世界經濟を一層正常なる状態に至らしめんが爲、又は兎も角も商業取引が、事實上關稅に依りてのみ左右せられ居りたる、數年前の状態に復歸せしめんが爲、最も緊要の問題なり。

(一) 經濟的原因及影響

右制限手段の進展に至らしめたる、重大なる事象及非常なる緊急事情は、之を認めざるべからず、各國及諸種產品の特別事情の敘述は之を避くるも（右敘述は餘りに我等を深入せしむべし）右手段の採用に至らしめたる原因は、左の如く要約し得べし。

第一に、多數國は、財政上及貨幣上の考慮より之を採用するに至れり。此等の國は右制限を以て、其の支拂差額の上に、恐慌が及ぼしたる影響に基く通貨下落を防止する爲、直に採用し得る手段なりと思考したり。右は特に債務の大なる國に於て然り。資本の國際的移動の、事實上の停止及貿易外受取勘定の著しき減少は、此等諸國をして其の經濟活動を著しく澁滞せしむるの犠牲を拂ふも、尙其の貿易收支勘定を改善するの人の爲的方法として、其の輸入を制限するの已むなきに至らしめたり。

尙或る重要農産物（穀物、家畜等）の物價下落は、右産物の輸出を以て、其の輸入に對する支拂及對外財政義務の履行の唯一の手段とする國々に、最も大なる困苦を與へたり。而して右は右商品の輸出國に非ざるも、之を生産する國の政策にも影響を及ぼせり。

農産物輸出國は、其の對外收支勘定が急速に不良を加へつゝあるを見て、其の支拂差額を改善する爲、制限特に製造品の輸入に影響する制限を課せり。農産物を輸出せざるも之を生産する國に於ては、國內物價が世界物價の下落に巻き込まるゝことを防止する爲、農産物の輸入を禁止し、又は之に割當額を定むる制限手段

に訴ふるに至れり。

或る制限は、特に原料品に關し、或は生産者間の協定なき爲、或は右協定締結を促進する爲、或は右協定の運用を可能ならしむる爲加へられたり。

同様の制限は、製造品にも加へられたり。然れ共最も主要なる原因は、外國市場が絶えず益々制限せられんとする傾向にあること、及比較的高物價と安定せる貨幣を有せる國へ、貨幣の下落せる國又は輸出奨励手段を採用せる國に於て、生産せられたる物品が流入すること之なり。諸國に於ける輸入妨害手段は、其の必然の結果として、物品を其の通常の市場より門戸開放を維持し居る國へ轉向せしめ、門戸開放國へ悪影響を及ぼしたり。

或る國は、原則として制限政策に斷然反對なるも、其の輸出に對し加へられたる措置に反對し、自ら同様の手段を採用して、報復するの已むなきに至れり。特に一旦設定せられたる禁止制度が、關稅率低減の爲の掛引の方法として、使用せらるゝを見る場合に於て然りとす。

叙上の要約は、何等制限を辯護せんとするに非ずして、貿易の重大なる障礙を除去せんとする最も有效なる方法は、其の原因の排撃なきを以て、其の採用に至らしめたる原因を、指示することを望ましと思考するに依るなり。制限は、單に一時的の効果を有したるに過ぎざることを指摘せざるべからず。輸入の制限は輸出の減少（場合に依りては輸入よりも遙に大なる輸出の減少）を招來したるを以て、後に於ては有害なる

結果を齎したり。斯くして恐慌の影響を減少せんが爲、諸國の採用せる制限手段は、却て事態を一層悪化せしめ、現存の困難を長引かしむることゝなれり。物價の一層良好なる均衡が、制限の撤廢を容易ならしむることあるべきは眞なるも、之と同時に制限自體が物價の騰貴と安定とを齎さんとする經濟力の効果を、著しく減じ居ることを認めざる可らず。

(二) 爲替制限、清算協定等

最近數年間貿易制限の制度と相並んで、外國爲替管理の諸種の措置の存在が、事態を悪化せしめたり。

右は、本質上貨幣及財政の範圍内に入るべきものなり。然れ共右は國際支拂を制限し、事實上總ての場合に於て物品の交易に對し、最も重大なる障礙を爲し居れり。

爲替制限は、又多數の清算協定、相殺協定、實物取引協定等の採用に至らしめたり。右協定の目的は、元來制限の實施中に於ても、貿易の繼續を可能ならしめんとするにありき。然れ共、其の後更に廣範圍の適用あるに至れり。往々にして右は、貿易を人爲的の徑路に轉向せしめ、同協定利用國の生産品に、人爲的の利益を與へ、累積せる債務及當座勘定債務の履行に付き、諸國債權者間に、差別待遇を爲すが如き作用を爲し居れり。

此等清算及相殺協定は、之に純粹に二國間的性質を與へんとするの傾向に依り、國際通商及財政關係に、特に悪影響を齎すものなり。仍て若し正常なる状態を恢復せんとせば、速に之を廢棄せざるべからず。

（三） 間接の保護手段

叙上の國際貿易制限の外、他の事柄を目的とするものなるも、輸入の妨害を爲すことあるべき或種の手段あり、輸入品に原産地表記を爲すの義務に關する措置、動植物の疾病に關する制限、及其の他の間接的保護手段の範圍に入るべき同種の措置は、時として前記の性質を有す。

會議は、此等の諸問題に付、成る可く速に衡平なる解決を得る様、方法を講ぜざるべからず。

（四） 制限撤廢の可能性

國際貿易は、此等の新障礙が除去せられ、再び自然の經路に従ひ、流動し得ることゝなるに非ざれば、充分に恢復することなかるべし。我等は、制限の迅速にして完全なる撤廢の途上に横はる困難を、輕視するものに非ず。

我等は異なる經濟狀態の下に於てなりしも、數年前特に國際聯盟の斡旋の下に國際條約を以て、輸出入の禁止制限を撤廢せんとする企のありたることを知れり。

長きに亙る慎重なる研究の後、一九二七年十一月八日一條約の調印を見たり。同條約は一時的例外を許容するも、一般的撤廢を齎さんことを目的とせり。然れ共一方に於ては右例外の爲他方に於ては、或國の間の關係が、此等諸國の加入を必要とする特別の事情に依り、今尙有效ならず。加之同條約及諸通商條約に包含せらるゝ、所謂カタストロフイ條項（重大利益保護に關するもの）は、屢々如何なる種類の制限をも許容す

るものなるが如く解釋せられたり。仍て右條項を削除すること能はずとせば、之を明確に定義せられたる、嚴重に限られたる場合に局限することを要す。

過去に於て遭遇せる困難を回顧するに、樂觀を許さず。特に事態が大に悪化し、複雑化する現時に於ては然り。然れ共本問題に關し、少許の意見を述ぶることを得べし。

（イ） 第一に、事態が耐へ難きものとなりつゝあることこそ、實に救済の努力を眞に必要且緊急となすものなり。現在制限は、殆んど國際貿易の全部に影響し、今日尙殘存する減少せる貿易の流通を著しく攪亂しつゝあり。

（ロ） 第二に、一九二七年の條約は、制限及禁止を孤立の問題として取扱ひ、直接又は間接の原因を爲す經濟事情を改善せんとする措置に付ては、關與せざりしことを注意せざるべからず。

他方若し、經濟上の竝に財政上及貨幣上の手段（政府間債務及他の外債の解決、諸國財政狀態の改善、貨幣の安定、物價の一層良好なる均衡等を含む）を含む組織的行動を執ることを得るに於ては、正常狀態への復歸、及國際貿易制限の各種の様式の消滅を望み得べし。右行動は一切の通商制限の漸進的除去の爲、必要なりと認めらるゝ場合に於ては、輸入割當額の増加（交易の正常なる水準に近付かしめんとするものなる限り單獨行爲に依ると二國間の合意に依るとを問はず）、關稅の調整、生産組織の爲の協定の如き、從來の方法に依ることを排斥するものに非ず。

仍て我等は全會一致を以て、國際貿易制限（禁止、輸入額割當、爲替制限等）の撤廢の爲の行動は、成る可く速に執られ、現在の經濟的混亂の他の原因が、緩和せられ又は除去せらるゝに従ひ、漸次に撤廢を廣きに互り行ふ様、之を繼續するの必要なることを確認せり。

制限の撤廢は、他方其の作用として事態に甚大なる影響を及ぼし、他の困難の除去に有效なる援助を與ふべしとの事實は、之を看過すべからず。若し其の輸出を増加することを得るに於ては、多數國は外國産品を、より多く買ひ得ることゝなるべし。一層大なる市場の開放は、財政上如何なる手段を必要とするやの問題を別とし、債務國の嘗め居る支拂收支に關する困難を大に容易ならしむべし。

第五 關稅及條約政策

過去に於て、多數國の採用せる關稅政策は、近來大に惡化するに至れり。右傾向は、世界の狀態を混亂せしめたる大原因なり。關稅政策及條約政策に關し輸入制限に關するが如く、會議は現行の慣行を改め、一層自由なる方法の採用を確保することを要す。

之が爲の積極的活動は、大なる支持を受くること確實なり。農産品たると製造品たるとを問はず、其の産品の大部分を、世界市場に於て處分するの要ある國は、關稅障壁の増大を阻止し、其の低下を得ることに付、最も深き利害を有す。債務國が其の債務を、物品及勞務の輸出に依り支拂ふこと可能となり、債權國が、右

方法に依り債務國の支拂能力を維持する様、其の經濟政策を決定するに於ては、世界經濟狀態の改善は促進せらるべし。債權國は其の財政政策及通商政策を、債務國の支拂を可能ならしむる様、調整したる場合に於てのみ、其の元利の受領を期待することを得。

或る國に於て、現在の産業狀態の不安、對外支拂の困難並に現存の國內秩序を危からしむるが如き過當輸入の虞あることを理由とし、現在の關稅障壁を低下することを欲せざることあるは、疑なき所なり。關稅率の引下は勿論、順序を追うて漸進的に之を實行することを要し、又能ふ限り同時なることを要す。何れの國と雖も、他の國が反對の政策を採用するに於ては、眞に自由なる關稅政策を採用し、又は維持することを得ず。世界の繁榮狀態を、恢復せんとするに於ては、一切の國に依る貿易の、現存障壁の低下の望ましきこと明白なり。

關稅政策は、明に他の問題と離して之を處理することを得ず。貿易のより大なる自由への有效且永續的の復歸は、財政及貨幣狀態の一般的且永續的の改善を伴ふに非ざる限り、之を期待し難きこと、恰かも財政及國際貿易が、其の主要なる障碍より解放せらるゝことなき限り、財政及貨幣狀態の永久的改善を期待し得ざるが如し。

A 關稅政策

仍て關稅政策の關する限り、會議の目的は關稅輕減の爲一般的協定を妥結し、將來に於て一層緩和せられた

る關稅政策を、維持せんとするものなることを要す。

(一) 關稅引上の停止

右目的の爲の第一努力として、關稅及他の貿易障礙輕減の爲の、條約調印に至る迄の準備的措置として關稅休戰條約の締結を提言す。

右休戰條約は若し妥結せられ、一般的に實施せらるゝに於ては、顯著なる効果を有すべし。然れ共成功せんが爲には、右提議は即時實行に、好都合なる條件の下に提言せられざるべからず。

關稅引上停止の爲、二方法擧げられたり。

(イ) 一九二九年、國際聯盟經濟委員會に依り提案せられ (C. 531. M. 185. 1929. II) ベルギー、ルクサンプルグ及オランダ間に締結せられたる一九三二年七月十八日附、經濟障壁低下の爲の國際條約第一條に於て具體化せられたるが如き、嚴密なる意味の關稅休戰條約、即ちウーシー條約として知らるゝ本條約に於て、上記の三國は條約調印の日より、締結國間に於ても將又通商條約を有する國に對しても、關稅率を引上ざるべきこと、及新に保護關稅を設けざるべきことを約束せり。

(ロ) 右よりも弾力性大なる制度は、一九三〇年三月二十四日のジューネーグ通商協定 (C. 203. M. 96. 1930.

III) 竝にベルギー、オランダ及スカンデナヴィヤ諸國間に締結せられたる、オスロー協定の基礎を爲す制度なり。或種の例外あるも、右二條約は關稅引上を禁止せず、單に各締約國に對し其の抗議にも拘はらず、

他の締約國が自國に有害なる關稅の引上を爲したるときは、同條約を廢棄するの權利を與ふるものなり。

若し休戰條約が、充分迅速に且絶對的形式に於て締結することを得るに於ては、關稅の將來の引上を防止するに、最も有效なる方法なることは明瞭なり。然れ共何れの休戰條約にても、若し現在の程度に關稅を固定せしめ、如何に異常のものにても、現存の状態は之を不變のものとする結果を招來し、高きに過ぐる關稅の引下が、爾後に於て行はるゝものに非ざるに於ては、利益よりも寧ろ害惡の大なるものなることを指摘せざるべからず。

何れの場合に於ても、爰に提議せる關稅率引上休止に關する協定は、専ら關稅政策の範圍内のみに局限せられ、且國際貿易に對する他の障礙が、終局に於て撤廢せられんが爲、其の増大を停止せらるゝに非ざれば、有效ならざるべきこと明なり。仍て之と同時に、新なる障礙を設けず、との約束を爲すこと必要なるべし。

(二) 關稅の引下

一般的關稅引下實行には、二方法あり。比率に依る引下の方法、及一律の水準への引下の方法之なり。右兩者の長短に付ては、國際聯盟經濟委員會に依り徹底的に研究せられたり。

我等は、會議は右兩者の結合を考究せざるべからずと思考す。尤も一律の機械的の様式に依る關稅一般引下の企圖は、甚しき困難を惹起するやも計られざることは、明瞭に之を認識せざるべからず。然れ共ウーシー

條約は、唯或る水準迄の引下のみを義務的なりとしつゝ、比率に依る引下の制度を定めたる點に於て、右結合の先例を爲せり。右方法は關稅率の、水準を低下せんとする努力を示すものなるが、諸國の關稅率水準の間に存する差異を、消滅せしめざることは、之を認めざるべからず。

(三) 關稅問題の特殊事項

(イ) 農產物

關稅引上防止の方法、又は將來に於ける關稅引下實行の方法を研究するに當り、農產物問題に關し、特別の考慮を加ふること必要なるべし。或る委員は、本問題は或る國の經濟的及社會的事態に影響し、複雑なる性質の困難を惹起するものなることを強調せり。他の委員は、或る重要な消費國の實行せる極端なる農業保護主義は、主要農產物の世界物價低下の重要な原因を爲し、斯くして歐洲に於ても海外に於ても、生産國の購買力を大に減少せしめ、工業國の生産品吸収力を著しく減少せしめたりと主張せり。

(ロ) 從量稅

物價が遙に高かりし時、決定せられたる從量稅を、或は國內市場に於て或は世界市場に於て生ぜる物價下落を考量して改正すること可能なりや、及如何なる限度に於て可能なりやを、研究することも亦望ましきことなるべし。

(ハ) 例外

關稅の引下又は安定の爲の多數國間條約に關聯して、或る種の例外（例へば收入關稅の場合の如し）を許容すべきや否やを、考究することも亦望ましかるべし。

(ニ) 附加稅及課金

或る場合に於ては、附加稅又は行政上、統計上若は其の他の性質の課金が、輸入品に課せられ、往々にして右稅が、輕視し難き關稅引上に等しきことあるの事實に付、注意を拂へり。關稅率の引下、又は安定を實現せんことを目的とする措置に關し、右稅を考量に加へざるべからざること提言せられたり。

(ホ) 關稅品目表の統一

統一的の關稅品目表（右統一案は既に國際聯盟經濟委員會の斡旋の下に、專門家小委員會に依り作成せられ、諸國政府に提示せられたり）を、速に實施することを得るに於ては、關稅問題に關する國際的活動の重大なる困難の或るものを少からしむべきことは疑なきを以て、會議は能ふ限り國際聯盟理事會の定めたる手續に従ひ、右に好意的考慮を加へんことの希望を表明し、右進行中の事業に付諸國の注意を喚起すること有益なるべし。尤も關稅引下が統一的の關稅品目表の採用（最良の場合に於ても長期を要すべし）迄延期せらるべきに、非ざることは明瞭なり。

(四) 處置方法

關稅の引下は、左の如き方法に依り實施し得べし。

- (イ) 會議の一般的協定
- (ロ) 政府團の集會的協定
- (ハ) 二國間商議
- (ニ) 各別政府の自發的行爲

諸國政府の忘るべからざる目的は、既に述べたる通り、其の關稅率の引下と、一層緩和せられたる政策の採用なり。右目的は素より獨立にても、將又二國間の商議にても、或る程度迄は達成することを得べし。然れ共、右方法に依る行爲の價値は之を輕視せざるも、現狀に於ては諸國が經濟上重要視すべき他の國の少く共多數と共に、步調を揃へて進みつゝありとの保障を有するに非ざれば、前記道程に於て、大なる進歩を豫期すること能はず、此等諸國に右保障を與ふる爲、一の又は若干の國際協定必要なりと思惟せらる。會議の企圖すべき目的は、明に能ふ限り、廣汎且綜合的なる協定を締結するにあり。理想は一切の國の參加する協定なり。

然れ共若し、世界的協定を得ること能はざるに於ては、尙特定國間に締結せられ、一切の他の國の加入を許さるべき集會的協定の途あり、右協定は或は定められたる方針に基く、關稅引下を規定するものなることあるべく。或は關稅引下に付、従ふべき原則を一般的に定め、右原則の適用は、之を二國間の商議に讓るものなることあるべし。

集會的協定の締結は、第三國の權利の問題を惹起す。右問題に付ては次節に之を論ぜり。

我等は手續の問題は、主要に非ざることを指摘することに一致せり。重要なる點は、一切の國が能ふ限り、廣き基礎に於て、關稅障壁及他の貿易障壁を減少せしむるの目的を以て、其の努力を合同せしむることなり。

B 最惠國條款

我等は正常なる場合に於ては、無條件且無制限の最惠國條款が、國際通商關係の基礎を成すべきものなりと思ふ。仍て我等は會議が、假に最惠國條款の精密なる方式に付協定を妥結するに至らずとするも、其の及ぶ範圍に付ては協定を妥結せんことを勧告す。右に關し一九二九年及一九三一年經濟委員會の起草せる、本條款に關する報告書を参照することを要す。

同時に最惠國條款の適用に關する重要問題、即ち關稅率適用に關する輸入額割當、關稅品目表の過度の細分不當廉賣及不當廉賣防止手段、物品の國籍、同様の產品並に（通貨の一切の制限が撤廢せらるゝに至る迄は）爲替制限、相殺協定及清算協定の如き問題に付、協定の妥結を見ること望まし。

尙右に關聯し、必要なりと認めらるゝ最惠國條款の例外に關しても、亦合意の成立せんこと望ましかるべし。恒久的例外と一時的例外とは、之を區別せざるべからず。

(イ) 恒久的例外

最惠國條款に對する或種の恒久的例外は、既に通商條約に於て慣行となり居れり。（國境貿易、關稅同盟等）然れ共他の恒久的例外を許容すべきや、特に集會的協定より生ずる權利に付、例外を許容すべきやに付、慎重なる注意を拂はざるべからず。

諸方面に於て強く主張せらるゝ意見は、最惠國條款の例外を許容し、以て多數國間協定より生ずる利益の許與は、締約國及自發的に同様の利益を許容する國に、之を局限すべきものなりとす。既に或る二國間條約に於て採用せられたる右意見は、素より慎重に研究せられざるべからず。右意見を支持する爲、此の種の例外なきに於ては最惠國條款の適用は、集會的協定の不参加を有利とすべきを以て、集會的協定の締結は、踰え難き困難に逢着すべしと論ぜられたり。然れ共他方諸國の事情は著しく異なるを以て、多くの場合に於て、諸國は其の規定が後日適用せられ、之が自國に及ぼすことあるべき具體的の場合を知るに非ざる限り、多數國間協定に加入し難きことあるを忘るべからず。加之相互に對立する國家團の組織を招來し、其の結果我等の輕減せんと欲する害惡を、却て増大するの危險もあるべし。最後に第三國の權利侵害を避くる様、注意せざるべからざること強調せられたり。何れにするも右例外に付ては、此の種の協定は一切の利害關係國の加入の爲、開かれあるものにして、其の目的は、一般的利益と調和すべきものなるべしとの條件を附せざるべからず。右目的の爲考究せらるべき條件としては、此種協定は、國際聯盟又は國際聯盟の指揮下にある機關の斡旋の下に、締結せられたるものなるべしとの規定を挿入すること一案なるべし。

尙右協定は最惠國待遇の權利を有する國に對し、新なる國際貿易上の障礙を齎すものなることあるべからず。最後に『集會的協定』は參加國の數に關し、決定せらるべき或條件を含む場合に於てのみ、之を集會的なりと看做すことを得べきものなり。

會議は、一切の國の利益と調和すべき本問題の、全般に對する解決を見出す爲、努力せざるべからず。

(ロ) 一時的例外

會議は又現在の事態に在りては、最惠國待遇の權利の餘りに窮屈なる固執は、或る場合には經濟的進歩の途上に、困難（一時的例外を許容することに依り除去し得べきものなり）を生ぜしむるの虞なきやを考究することを要す。

然れ共右問題に關しては、最も慎重なる注意必要にして、何等かの一般的結論を爲すことは、困難且危險なりと感ぜり。各別の場合に付慎重なる考慮を加へ、第三國に對する差別待遇を避けざるべからず。

右に關しダニューブ沿岸諸國が、或る購買國と締結せる穀物の限定せられたる數量に關し、特別の利益を與ふる特別協定に注意せられざるべからず。會議は上記の協定の實施を許し、他國の利益を害することなく、ストレザ會議の勸告を實行することとなるべき、最惠國條款の一時的例外を許容すること（尤も一層廣汎なる協定に依る、小麥市場の恢復を阻害することなきを要す）を得ざるや否やを、考究することを要すと委員の大部分は主張せり。

尤も或る委員は、上記の如き特惠は、他の穀物生産國に取り有害なるべしと信ぜり。右措置が他國の利益を害せざることを條件とし、此等諸國の或るもの爲、特別の措置を講ずることも考へ得べしと雖も、其の實行は可能なりとは見えず。蓋し、自國の需要に充分なる穀物を生産せざる國の穀物消費力に鑑みるに、直接又は間接に或る國より購買せらるゝ數量に對する特惠に依り、右特惠享有國が、比較的低き價格を以て其の產品を提供し得ることとなりたる結果、改善が得らるゝとするも、右改善は世界市場が著しく縮小したる時に當り、他の生産國よりの購買を、同程度に減少せしむることとなるべきを以てなり。最後に此等委員は假令一時的なりとするも、最惠國條款の例外は、勸奨すべからざる惡例なりと思考せり。

他の委員は、此等議論の當否を争ふことは之を欲せざるも、ダニューブ沿岸諸國に於て購買せらるゝ穀物の數量増加問題は、物價を妥當なる水準に引上げんとする問題に比較すれば、重要ならざるものなりと主張せり。尙此の方法に依り價格の釣上げらるゝ數量は、輸入國の消費に對し、極めて小なる割合を示すに過ぎざるべし。

第六 生産及交易の組織化

我等の中或者は國際貿易のより大なる自由は、現在の恐慌に對する唯一の救済策に非ざること、恐慌は生産並に分配に關する、甚だしき混亂の存することを暴露するに至れること、及此點に關し破産に瀕したる經濟

組織の恢復の爲には、各國政府の協力が必要なることを感じたり。

我等は生産並に貿易の特定部門に於て、各國政府が一致共同することは、生産者の諸階級により既に成されたる努力を容易ならしめ、且之を調整する上に於て、將又不當に偏狹なる國家的見解に依り促進せられたる干渉が、一般的經濟情勢の上に及ぼせる不幸なる結果を緩和するに於て、共に效果あるものなりとの見解を有す。

(一) 經濟協定

現在の恐慌は、國際的諸經濟協定を試練の俎上に上せたり。此等協定の或者は既に解消し去り、比較的鞏固なるものは依然存續せるが、他方事態の壓迫の下に、新なる協定の締結を見るに至れり。

勿論或る場合に於ては、經濟的諸協定は少くとも一時物價を維持し、安定せんとするの效ありき。此等は混亂の禍中に在つて、秩序の一要素を表示したるものにして、所謂「安全の島」を成したり。此等は或種の生産品、及或る國の場合に於ては、確に紛議及報復を阻止し、關稅引上を避くる上に貢獻する所ありたり。然るに他の一面に於て、此等協定は其の排除したる競争の影響を全體としての經濟組織の上に、就中此等協定ある産業に直接依存する、非カルテル化産業の上に轉嫁せりとの反對論が唱へられたり。又此等協定は現存の事態を固定せしめ、從て經濟界の自然的進化に、逆行するものなりとの非難を加へられたり。孰れにせよ經濟協定は、生産並に貿易の極めて重要なる要素を成すに至れるを以て、各國政府に於ては、其

の國內的及國際的經濟政策樹立に當り、此等協定を顧慮せざるを得ざるに至れり。經濟協定に關聯して、諸國政府の執る可き態度に關して論議するは、我等の任務に非ず。一般的に論ずるに、國際的經濟協定は、若し其の形成にして此等協定を以て、産業組織の既に進歩したる段階なりとする關係生産者の發意と、自由討議に委さるゝに於ては、一層多く成功の望みを有すべしと思惟す。然れ共我等の或者は、諸國政府は來る可き會議の機會を有用に利用して、此等諸協定に關聯し、其の採擇す可き態度を討議することを得べしと思惟したり。此種の討議は、協定の締結を容易ならしむることを得べく、特に重要産物の生産並に交易の組織化を鞏固ならしむる爲、各國政府の干渉が必要とせらるゝ場合、特に生産者が、現在自ら其の生産品の生産並に分配を調節するの地位に在らざる場合に於ては、協定の締結を容易ならしむることを得べし。

小麥の場合に付、諸國政府間の協定の望ましきこと、右の論據に基きて主張せられたり。

(二) 小 麥

小麥の生産及輸出を、列國政府間の協定に依り調節せんとするの問題は、近來既に國際的討議の題目となり、既にジュネーヴ、パリ、ローマ及ロンドンに於て、更に最近はストレッザに於て研究せられたり。

既に研究せられたる諸提案の總ての中に於て、ロンドンに於て爲されたる提案は、我等の特別の注意を喚起したり。當時に於ては、輸出制限の制度のみを適用すべきことが提議せられ、現に尙此の提案のみを固執す

る者あるも、他方に於て此の提案は、諸國協定に依る耕作地域の制限と結合せらるべきなりと考ふる者もあり。我等は供給が需要に對し、自然的に適應し得ざりし爲めに、蓄積したる變態的なる貯藏量を漸次吸収するの手段として、重要輸出國に於ける耕作地域の縮小並に輸入國に於ける其の制限に關し、アルゼンチン國政府の興味ある示唆を受けたり。

此の提案に、假令如何なる實際的困難ありとするも、會議は現存事態の重大性に鑑み、從來の會議の教訓を考慮し、又適當なる専門的機關を誘つて、政府との協力を爲さしむることに依り、此の提案を細心に審議すべし。

(三) 其他の生産品

生産並に販賣に付き多少の程度に於て、政府の管理に服する或種物品、特に木材及石炭に關して、諸種の國際的協定が既に企てられたり。

木材に關しては、一九三二年四月ジュネーヴに於て専門家會議開催せられ、次で六月にはウイennaに於て國際會議行はれ、同會議に於て五生産國（オースタリ、ポーランド、チエッコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィアの代表より成る、恒久的木材委員會が構成せられ、此等諸國よりの生産總額を制限し、輸入諸國との間に協定を締結せんが爲、現に商議續行中なり。

石炭に關しては、國際聯盟經濟委員會の發意に基き、専門家は一九二九年以來、ジュネーヴに於て屢々會合

をなせり。

國際的機關の創設に關する提案は、炭坑夫側より懲慚せられつゝあるも、一九三〇年一月行はれたる其最後の會議以來、何等の進展をなさざるものゝ如し。

右兩個の場合に付、會議は政府の協力に依り、從來生産者が到達し能はざりし協定の締結に導くを得ざるや否やを考慮すべし。何れの場合に於ても、經濟恐慌の有効なる解決に資する爲、斯かる協力の目的は、單に生産國の利益を調整することに止まらず、更に消費國の利益をも保護することに存すべきなり。

(四) 運 輸

考慮せらるべき諸協定の一として、會議は海、陸又は河川運輸に關して、協定を締結することの不可能なるや否やを確むるに努むべし。蓋し此等運輸に關する協定は、運輸制度の經濟的條件を改善し、現在運輸の或種方法の場合に於て、國家豫算に對する重荷となり居れる負擔を、著しく低減せしむるを以てなり。

船舶業に關しては、國民の商業用船舶に對する、直接又は間接の補助金及國民の造船業に對する獎勵金に關聯して、最も緊急なる問題が提起せらる。

右政策は、現在の國際貿易に要せらるゝよりも、遙かに巨大なる噸數の建造及維持の原因となり、之が爲、多數國に於ては、造船業は國民經濟の繁榮に資せんよりは、寧ろ却つて其の重荷となるに至れり。

我等は、政府補助金なる非經濟的政策が存續する限り、造船業の健全なる狀態の復歸は不可能なりとする、

最近國際商業會議所に於て開催せられたる、船主會議の決議に贊同する者なり。過度の干渉を加へんとする右政策は、諸國政府間の協定により抑制せらるゝを要す。同時に老朽船舶の廢棄、現存船舶の利用及新船の建造に關して、協定を遂ぐるの可能なることも思考し得らるべし。

同様に空中輸送に關しても、國家又は他の公共團體に依り、許與せらるゝ補助金は、空中運輸會社の所得中可成りの部分を占め、此分野に於ても、船舶業に於けると同様に、補助金は競争を特に耐へ難きものとなせり。

鐵道運輸に關して、少くとも歐羅巴大陸に於ては、鐵道運賃の方法に依る國民的經濟利益の間接的保護に對し、確定的なる限度を設くべき協定に到達することの、可能なりや否やを確むる爲努力せらるべきなり。最後に國際貿易のより大なる自由の爲、會議に於て何等かの進展が成就せらるゝに於ては、當然に河川及道路に依る國際運輸に關しても、一層自由主義的なる政策の採擇に至る可し。蓋し此等兩個の運輸手段の經濟的重要性は、絶えず増加しつゝあるを以てなり。

國際貨幣經濟會議は、素より各個の問題に付き、餘蘊なき討議を行ふの地位に在らず。若し或政府にして、或種生産品又は勞務に關する協定に付討議を試みんと欲するに於ては、其の意圖を遲滞なく通告し、以て理事會委員會又は國際聯盟經濟委員會若は交通通過委員會をして、主要利害關係者を代表せる専門家に、右協定締結の可能性及其の條件を、遲滞なく考究する様、要請せしめ得んこと望ましかるべし。

昭和八年五月二十八日初版印刷
昭和八年六月一日初版發行
昭和八年六月十七日三版印刷
昭和八年六月二十日三版發行

世界經濟會議
定價壹圓五拾錢

版權所有

編輯發行人 日本外事協會

印刷人 小酒井吉藏

印刷所 東京市牛込區神樂町一ノ二
研究社印刷所

東京市麹町區內幸町一丁目三番地
大阪ビル五五六一七號室

發行所

日本外事協會

電話銀座(57)五四六一番
振替東京一九五五番

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 57TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637
TEL: 773-936-3000
WWW.CHICAGO.EDU





